

平成 24 年 度

# 新潟市賃金労働時間等実態調査結果報告書

平成 25 年 3 月

新潟市経済・国際部雇用対策課



# は し が き

新潟市では、市内事業所の労働条件などの実態を把握し、今後の経営や労使関係の安定化、労働行政の基礎資料とするため、毎年労働実態調査を行っております。平成18年度からは、「新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査」として新潟県と共同で調査を実施しています。

本報告書は、賃金、労働時間、休日・休暇などの労働条件の調査結果について産業別や規模別に取りまとめたものです。

本報告書が広く活用され、働く人一人ひとりが豊かさを実感しながら、安心して働くことのできる社会をつくるための環境づくりの一助となれば幸いです。

最後になりましたが、ご多忙にもかかわらず、この調査にご協力いただきました事業所の皆様方に厚くお礼申し上げますとともに、新潟市の労働行政につきまして、今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成25年3月

新潟市経済・国際部  
雇用対策課

# 目 次

I 調査の概要	1	第2 新規学卒者	15
第1 調査の内容	1	1 新規学卒者の採用状況	15
1 調査の目的	1	2 初任給	15
2 調査対象産業	1	第3 賃金	17
3 調査対象事業所	1	1 賃金	17
4 調査項目	1	2 所定内賃金の概況	17
5 調査時点	1	3 規模別所定内賃金	19
6 調査労働者	2	4 産業別所定内賃金	19
7 集計方法	2	5 男女別所定内賃金	20
8 賃金の分類	2	6 年齢別所定内賃金	21
9 公表	2	7 学歴別所定内賃金	22
第2 用語の説明	3	8 職種別所定内賃金	23
1 企業規模	3	9 勤続年数別所定内賃金	24
2 労働者	3	10 標準労働者の所定内賃金	25
3 就業形態	3	11 所定外賃金	26
4 職種	3	第4 労働日数, 労働時間	27
5 労働時間	3	1 実労働日数, 実労働時間数	27
6 賃金	4	2 労働時間の推移(年所定・	
7 1か月単位の変形労働時間制	4	月所定内・月所定外)	29
8 1年単位の変形労働時間制	4	3 所定労働時間	29
9 フレックスタイム制	4	第5 休日・休暇	37
10 1週間単位の変形労働時間制	4	1 休日数	37
11 再雇用	4	2 週休2日制	39
12 育児休業制度	4	3 年次有給休暇	42
13 介護休業制度	4	4 特別休暇	43
14 表中の符号等	4	第6 育児休業制度	45
第3 調査の結果	5	1 育児休業制度の規定状況	45
1 集計事業所, 労働者の構成	5	2 育児休業制度の利用状況	48
2 新規学卒者	5	第7 介護休業制度	51
3 賃金	5	1 介護休業制度の規定状況	51
4 労働日数, 労働時間	5	2 介護休業制度の利用状況	54
5 休日・休暇	5	第8 仕事と家庭の両立のための支援制度	55
6 育児休業制度	6	第9 賃金の支払い形態	59
7 介護休業制度	6	1 賃金の支払い形態	59
8 仕事と家庭の両立のための支援制度	6	第10 パートタイム労働者の賃金等	60
9 賃金の支払い形態	7	1 集計労働者数等	60
10 パートタイム労働者の賃金等	7	2 パートタイム労働者の賃金支給	
II 調査結果の分析	7	総額	61
第1 集計事業所, 労働者の構成	8	付属調査票	
1 集計事業所数及び一般労働者規模	8	付属統計表	
2 集計労働者数	9	付録	
3 労働組合	14		

# I 調査の概要

## 第1 調査の内容

### 1 調査の目的

この調査は、本市内の事業所に雇用されている労働者の賃金等の労働条件の実態を明らかにし、経営及び労使関係の合理化、安定化のための基礎資料とすることを目的とし、昭和54年度から昭和63年度まで3年ごとに4回、「労働基本調査」として実施してきた。しかし、近年の急激な経済社会情勢の変化に伴い、労働環境も著しく変動しているため、平成2年度から毎年、「労働実態調査」として実施してきた。新潟県も同様の調査を実施していることから、平成18年度より「新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査」として新潟県と共同で実施している。

### 2 調査対象産業

「鉱業、採石業、砂利採取業」，「建設業」，「製造業」，「電気・ガス・熱供給・水道業」，「情報通信業」，「運輸業、郵便業」，「卸売業、小売業」，「金融業、保険業」，「不動産業、物品賃貸業」，「学術研究、専門・技術サービス業」，「宿泊業、飲食サービス業」，「生活関連サービス業、娯楽業」，「教育、学習支援業」，「医療、福祉」，「複合サービス事業」，「サービス業」

### 3 調査対象事業所

平成21年経済センサス基礎調査事業所の名簿に基づき、本市内に所在する、常用労働者を10人以上雇用している事業所のうちから無作為に抽出した2,000事業所について、郵送により調査を行った。そのうち有効回答は、959事業所（有効回答率48.0%）であった。

### 4 調査項目

#### (1) 事業所票

- ア 企業全体の現況
- イ 事業所の現況
- ウ 初任給
- エ 労働時間制度
- オ 年間休日数
- カ 年次有給休暇
- キ 特別休暇制度
- ク 育児休業制度
- ケ 介護休業制度
- コ 仕事と家庭の両立のための支援制度
- サ 賃金の支払い形態

#### (2) 個人票

- ア 性別
- イ 年齢
- ウ 勤続年数
- エ 就業形態
- オ 最終学歴
- カ 労働者の職種
- キ 実労働日数
- ク 所定内労働時間数
- ケ 所定外労働時間数
- コ 所定内賃金額
- サ 所定外賃金額

### 5 調査時点

平成24年7月31日現在

## 6 調査労働者

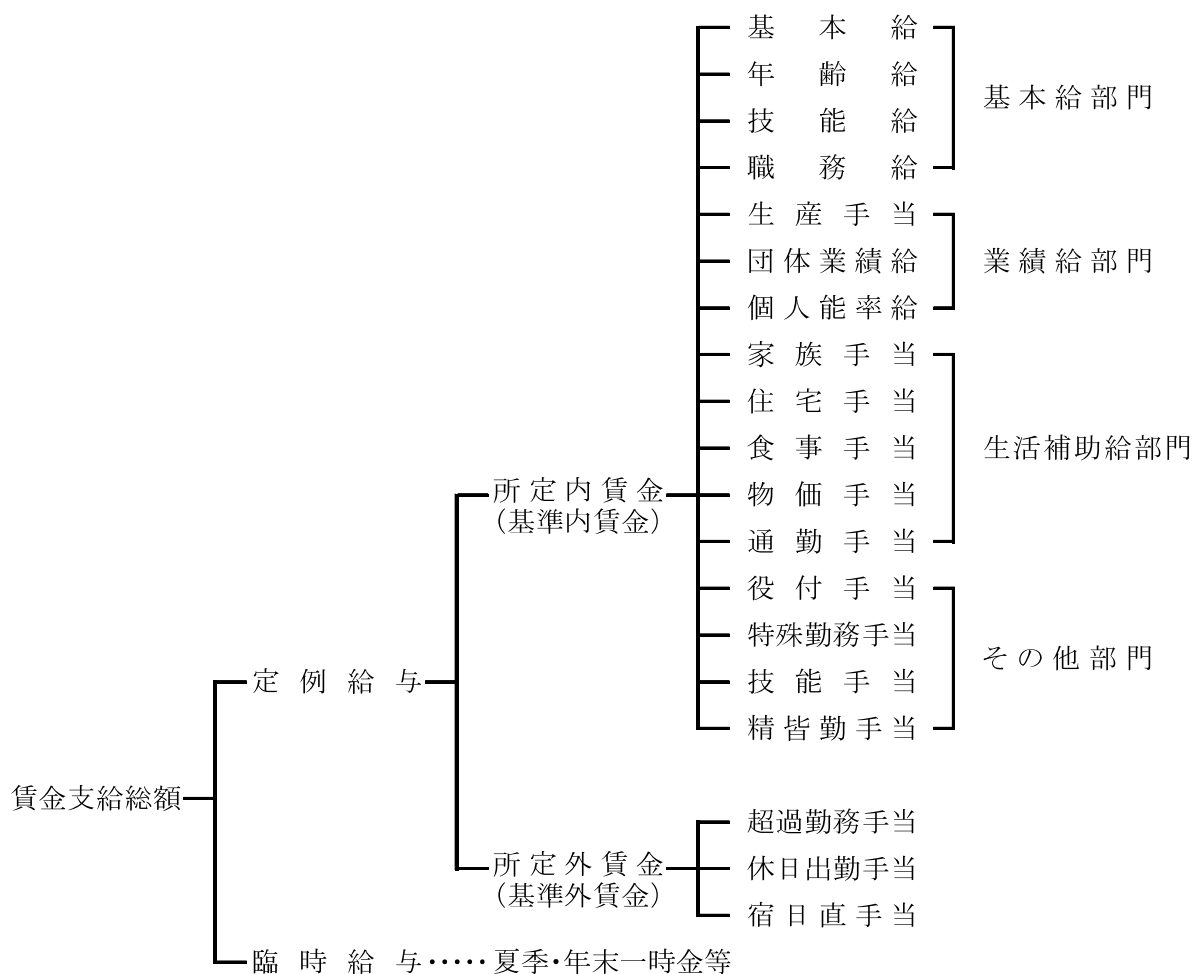
調査事業所に雇用される常用労働者のうちから、一定の方法によって抽出された労働者17,791人（うちパートタイム労働者3,155人）について調査し、これを一般労働者とパートタイム労働者に区分して集計した。

## 7 集計方法

- (1) 事業所票の調査事項については、各事業所を1単位とする単純算術平均とした。  
ただし、初任給については、新規採用者数をウェイトとする加重算術平均とした。  
また、賃金の支払い形態については、労働者を1単位とする単純算術平均とした。
- (2) 個人票の調査事項については、各労働者を1単位とする単純算術平均とした。  
\*単純算術平均…単純に数値の合計を数値の個数で除した値  
\*加重算術平均…データの個数に重みをかけた和を数値の個数で除した値
- (3) 端数処理のため総数及び%が一致しない場合がある。また、数値(%)は単位未満を四捨五入してあるので、総数と内訳の計が一致しないこともある。

## 8 賃金の分類

労働協約や就業規則などで定めた所定労働時間の労働に対して支払われる賃金を所定内賃金、それ以外に支払われる賃金を所定外賃金として扱うこととし、その分類は次表のとおりである。  
ただし、初任給については、所定内賃金から生活補助給部門を除いた額としている。



## 9 公 表

調査結果報告書及びウェブページによる。

## 第2 用語の説明

### 1 企業規模

中小企業 …… 企業全体において常時使用する従業員が300人未満（卸売業，複合サービス事業及びサービス業では100人未満，小売業では50人未満），かつ資本金3億円未満（卸売業では1億円未満，小売業，複合サービス事業及びサービス業では5,000万円未満）の企業をいう。

大企業 …… 中小企業以外の企業をいう。

### 2 労働者

次のうちいずれかに該当する労働者で，就業形態が一般の労働者をいう。

- (1) 期間を定めずに雇われている労働者
- (2) 4か月以上継続して雇われている労働者
- (3) 重役・理事等の役付であっても，一般の労働者と同じ規定（賃金表が同じ等）によって賃金の支払いを受けている者（事業主は除く）

### 3 就業形態

一般 …… 一般的な所定労働時間が適用されている労働者のことで，パート以外の労働者をいう。

パート …… 1日の所定労働時間又は1週間の所定労働日数が，同一の事業所に雇用される通常の労働者より少ない者をいう。

### 4 職種

管理 …… 会社の事務部門，生産部門の中で，部長，課長，係長等のように監督的業務に従事する者をいう。なお，生産部門においては作業に従事しない職長，組長等の監督的地位にある者も含む。

事務・技術 …… 経理，営業，人事等の事務的業務に従事する者や，介護，設計等の高度な技術を必要とする業務に従事する者をいう。

生産 …… 生産・建設現場，販売，自動車運転，守衛等に従事する者をいう。

### 5 労働時間

実労働日数 …… 調査対象期間中（7月分）に実際に出勤した日数をいい，たとえ勤務が1時間，半日でも1日と計算した。

実労働時間数 …… 調査対象期間中（7月分）に実際に働いた時間をいい，宿直，日直の時間は除く。

所定労働時間 …… 就業規則で定められた，始業時刻から終業時刻までの時間をいい，休憩時間は除く。

所定外労働時間 …… 早出，残業，休日出勤等の超過労働時間をいう。

## 6 賃 金

賃金支給総額 …… 調査対象期間中（7月分）に支払われた給与のうち、賞与、現物給与と宿日直手当を除いたものをいう。

所定外賃金 …… 早出、残業、休日出勤等の超過労働時間に対して支払われた賃金をいう。

## 7 1か月単位の変形労働時間制

1か月以内の一定の期間を平均し、1週間あたりの労働時間が40時間以下の範囲内において、1日8時間および1週40時間を超えて労働させることができる制度。

## 8 1年単位の変形労働時間制

労使協定により、1年以内の一定の期間を平均し、1週間あたりの労働時間が40時間以下の範囲内において、1日8時間および1週40時間を超えて労働させることができる制度。

## 9 フレックスタイム制

1か月以内の一定期間の総労働時間を決めておき、労働者がその範囲内で各日の始業及び終業の時刻を選択できる制度。

## 10 1週間単位の変形労働時間制

規模30人未満の小売業、旅館、料理・飲食店の事業において、労使協定により、1週間単位で毎日の労働時間を弾力的に定めることができる制度。

## 11 再 雇 用

定年年齢到達者を退職後、改めて雇用すること。

## 12 育児休業制度

原則として1歳未満の子を有する労働者の申し出により、労働者が育児のため一定期間休業することを認める制度。

## 13 介護休業制度

介護を必要とする家族を有する労働者の申し出により、労働者が介護のため一定期間休業することを認める制度。

## 14 表中の符号等

「—」 …… 該当なし

「 $\chi$ 」 …… 回答数が少ないため秘匿

「0」、又は「0.0」 …… 単位未満



## 第3 調査の結果

### 1 集計事業所、労働者の構成

#### ～全事業所の19.4%で障がい者を雇用～

- (1) 集計対象となった事業所は959事業所で、このうち中小企業は695事業所(72.5%)、大企業は264事業所(27.5%)となっている。(第1表)
- (2) 一般労働者は14,636人で、男女別構成は男性10,202人(69.7%)、女性4,434人(30.3%)となっている。また、規模別では中小企業10,524人(71.9%)、大企業4,112人(28.1%)となっている。(第2表、第3表)
- (3) 平均年齢は41.8歳で、規模別では中小企業42.4歳、大企業40.3歳と中小企業の方が高い。一方、勤続年数は中小企業11.9年、大企業13.9年と大企業の方が長くなっている。(第4表、第6図)
- (4) 障がい者を雇用している事業所は、中小企業117事業所、大企業69事業所で、これらは全体の19.4%を占めている。また、常用労働者42,663人のうち障がい者は、中小企業247人、大企業186人で、これらは全体の1.0%となっている。(第5表、第6表)

### 2 新規学卒者

#### ～大学卒初任給の平均は前年に比べ事務・技術は減少、生産は増加～

新規学卒者の学歴別初任給の平均は、高校卒事務・技術157,628円、高校卒生産152,950円、専門学校卒事務・技術171,854円、専門学校卒生産156,036円、短大・高専卒事務・技術169,063円、短大・高専卒生産167,980円、大学卒事務・技術185,979円、大学卒生産183,604円、大学院卒事務・技術212,145円、大学院卒生産192,425円となり、前年に比べ専門学校卒と大学卒事務・技術で減少している。(今年度から大学院卒の項目を追加) (第9表)

### 3 賃 金

#### ～所定内賃金は266,237円、所定外賃金は18,653円で、ともに前年に比べ増加～

- (1) 平成24年7月の所定内賃金は266,237円となり、前年に比べ4,208円増加している。規模別では中小企業が254,633円、大企業が295,935円であり、大企業を100とした場合の規模間格差は86.0となっている。(第4図、第5図、第6図)
- (2) 男女間格差(男性の所定内賃金を100とした場合の女性の所定内賃金)は、中小企業が75.7、大企業が71.1となっている。産業別では、最も格差が小さいのは中小企業、大企業ともに医療、福祉で、逆に最も格差が大きいのは、中小企業では金融業、保険業、大企業では運輸業、郵便業となっている。(第11表)
- (3) 平成24年7月の所定外賃金は18,653円となり、前年に比べ2,391円増加している。規模別では中小企業が16,553円、大企業が24,027円となっている。(第17表、第4図)

### 4 労働日数、労働時間

#### ～実労働日数は21.8日、総実労働時間数は176.6時間で、いずれも前年に比べ増加～

- (1) 平成24年7月の実労働日数は21.8日、規模別では中小企業が22.0日、大企業が21.2日となっている。産業別では、中小企業、大企業ともに宿泊業、飲食サービス業が最も多くなっている。(第18表)

- (2) 平成24年7月の総実労働時間数は176.6時間（所定内165.5時間，所定外11.1時間）となり，前年に比べ1.4時間増加（所定内0.4時間減少，所定外1.8時間増加）している。規模別では中小企業が178.0時間（所定内167.2時間，所定外10.8時間），大企業が173.0時間（所定内161.0時間，所定外11.9時間）となっている。産業別では，中小企業は運輸業、郵便業，大企業は情報通信業が最も多くなっている。（第18表）
- (3) 年所定労働時間は1,967時間03分となっている。規模別では中小企業が1,989時間15分，大企業が1,908時間43分となっている。産業別では，中小企業は宿泊業、飲食サービス業，大企業は医療、福祉が最も多くなっている。（第19表）
- (4) 変形労働時間制を採用している事業所の割合は66.5%で，規模別では中小企業が66.2%，大企業が67.0%となっている。また，「1年単位」の変形労働時間制を採用している事業所の割合が，44.5%と最も多い。（第23表）

## 5 休日・休暇

### ～全事業所の34.9%で「完全週休2日制」を実施，年次有給休暇の取得率は37.0%～

- (1) 年間休日数の平均は，107.0日（中小企業104.6日，大企業113.3日）となっている。産業別では，中小企業は金融業、保険業，大企業では教育、学習支援業が最も多くなっている。（第24表）
- (2) 何らかの形での週休2日制を採用している事業所の割合は，全体の95.7%となっている。規模別では中小企業が95.1%，大企業が97.3%となっている。  
また，週休2日制の形態別では「完全週休2日制」を採用している事業所の割合が，全体の34.9%と最も多い。規模別でも中小企業，大企業ともに「完全週休2日制」が最も多く，それぞれ26.6%，57.0%となっている。（第25表）  
なお，何らかの形での週休2日制の適用を受けている労働者は全体で96.7%となっている。（第26表）
- (3) 年次有給休暇の付与日数（繰り越し分は除く）は全体で16.9日（中小企業16.6日，大企業17.4日）となっている。取得日数をみると，全体で6.2日（取得率37.0%），中小企業で5.8日（同35.1%），大企業で7.1日（同40.8%）となっている。取得率を産業別でみると，最も高いのは中小企業で鉱業、採石業、砂利採取業（58.8%），大企業で電気・ガス・熱供給・水道業（79.0%）であり，一方，最も低いのは中小企業では複合サービス事業で0.0%，大企業では情報通信業で17.1%となっている。（第28表）

## 6 育児休業制度

### ～育児休業制度を利用した者（予定含む）の割合は，女性で96.4%，男性で2.1%～

育児休業制度を就業規則等に定めている事業所は87.1%となっている。また，平成23年7月1日から平成24年6月30日までに出産した者（配偶者が出産した男性を含む）のうち，育児休業制度を利用した者（予定含む）の割合は，女性で96.4%，男性で2.1%となっている。（第31表，第33表）

## 7 介護休業制度

### ～介護休業制度の利用者がいた事業所の割合は0.9%～

介護休業制度を就業規則等に定めている事業所は83.2%となっている。また，平成23年7月1日から平成24年6月30日までに同制度の規定のある事業所で，利用者のいた事業所の割合は0.9%となっており，同制度を利用した男女の割合は，女性が85.7%，男性が14.3%となっている。（第34表，第35表，第36表）

## 8 仕事と家庭の両立のための支援制度

### ～「育児」「介護」の支援制度のある事業所の割合は6割を超える～

仕事と家庭の両立のための支援制度のある事業所は、66.7%となっている。(第37表)

## 9 賃金の支払い形態

### ～賃金の支払い形態は「月給制」の割合が7割～

賃金の支払い形態別労働者の割合は、月単位で給与が決まっている労働者が69.9%と最も多くなっている。(第39表)

## 10 パートタイム労働者の賃金等

### ～総実労働時間数は111.5時間、1時間当たりの所定内賃金は909円～

- (1) 集計対象となったパートタイム労働者は3,155人で、男性602人(19.1%)、女性2,553人(80.9%)と、女性が非常に高い割合となっている。(第40表)
- (2) パートタイム労働者の平成24年7月の総実労働時間数は111.5時間(所定内109.4時間、所定外2.2時間)となっている。(第41表)
- (3) パートタイム労働者の平成24年7月の1時間当たりの所定内賃金(月間所定内賃金を月間所定内労働時間数で除したもの)は909円となっている。(第43表)

## Ⅱ 調査結果の分析

### 第1 集計事業所、労働者の構成

#### 1 集計事業所数及び一般労働者規模

集計対象となった事業所数は959事業所で、このうち産業別の事業所数は、鉱業、採石業、砂利採取業3事業所(0.3%)、建設業147事業所(15.3%)、製造業179事業所(18.7%)、電気・ガス・熱供給・水道業8事業所(0.8%)、情報通信業12事業所(1.3%)、運輸業、郵便業61事業所(6.4%)、卸売業、小売業200事業所(20.9%)、金融業、保険業43事業所(4.5%)、不動産業、物品賃貸業5事業所(0.5%)、学術研究、専門・技術サービス業19事業所(2.0%)、宿泊業、飲食サービス業43事業所(4.5%)、生活関連サービス業、娯楽業33事業所(3.4%)、教育、学習支援業21事業所(2.2%)、医療、福祉106事業所(11.1%)、複合サービス事業19事業所(2.0%)、サービス業60事業所(6.3%)となっている。

規模別の事業所内訳は、全体では中小企業が695事業所(72.5%)で7割以上となっている。産業別では、建設業、製造業、情報通信業、不動産業、物品賃貸業は中小企業が8割以上と高くなっているが、金融業、保険業、複合サービス事業では3割以下と、他の産業に比べて低くなっている。

(第1表)

第1表 産業別・規模別集計事業所数内訳

区 分	単 位：事業所		
	規 模 計	中 小 企 業	大 企 業
前 年 産 業 計	1,012 (100.0%)	750 (74.1%)	262 (25.9%)
産 業 計	959 (100.0%)	695 (72.5%)	264 (27.5%)
鉱業、採石業、砂利採取業	3 (0.3%)	2 (66.7%)	1 (33.3%)
建設業	147 (15.3%)	134 (91.2%)	13 (8.8%)
製造業	179 (18.7%)	167 (93.3%)	12 (6.7%)
電気・ガス・熱供給・水道業	8 (0.8%)	6 (75.0%)	2 (25.0%)
情報通信業	12 (1.3%)	10 (83.3%)	2 (16.7%)
運輸業、郵便業	61 (6.4%)	46 (75.4%)	15 (24.6%)
卸売業、小売業	200 (20.9%)	124 (62.0%)	76 (38.0%)
金融業、保険業	43 (4.5%)	10 (23.3%)	33 (76.7%)
不動産業、物品賃貸業	5 (0.5%)	5 (100.0%)	—
学術研究、専門・技術サービス業	19 (2.0%)	11 (57.9%)	8 (42.1%)
宿泊業、飲食サービス業	43 (4.5%)	32 (74.4%)	11 (25.6%)
生活関連サービス業、娯楽業	33 (3.4%)	19 (57.6%)	14 (42.4%)
教育、学習支援業	21 (2.2%)	14 (66.7%)	7 (33.3%)
医療、福祉	106 (11.1%)	72 (67.9%)	34 (32.1%)
複合サービス事業	19 (2.0%)	1 (5.3%)	18 (94.7%)
サービス業	60 (6.3%)	42 (70.0%)	18 (30.0%)

(注) ( )内は全体に占める割合、〈 〉内は各区分に占める割合

## 2 集計労働者数

### (1) 男女別・産業別構成

集計対象となった一般労働者（以下「集計労働者」という）は14,636人で、男性が10,202人（69.7%）、女性が4,434人（30.3%）となっている。産業別構成比でみると、製造業20.9%、建設業17.1%、卸売業、小売業16.2%が上位を占めている。（第2表）

第2表 集計労働者の男女別・産業別構成

区 分	計		男 性	女 性	男 女 構 成 比	
	集計数	構成比			男 性	女 性
前 年 産 業 計	14,749 人	100.0 %	10,153 人	4,596 人	68.8 %	31.2 %
産 業 計	<b>14,636</b>	<b>100.0</b>	<b>10,202</b>	<b>4,434</b>	<b>69.7</b>	<b>30.3</b>
鉱業、採石業、砂利採取業	68	0.5	58	10	85.3	14.7
建設業	2,507	17.1	2,175	332	86.8	13.2
製造業	3,059	20.9	2,253	806	73.7	26.3
電気・ガス・熱供給・水道業	186	1.3	172	14	92.5	7.5
情報通信業	227	1.6	178	49	78.4	21.6
運輸業、郵便業	1,203	8.2	1,102	101	91.6	8.4
卸売業、小売業	2,364	16.2	1,676	688	70.9	29.1
金融業、保険業	548	3.7	323	225	58.9	41.1
不動産業、物品賃貸業	98	0.7	71	27	72.4	27.6
学術研究、専門・技術サービス業	291	2.0	241	50	82.8	17.2
宿泊業、飲食サービス業	294	2.0	185	109	62.9	37.1
生活関連サービス業、娯楽業	414	2.8	215	199	51.9	48.1
教育、学習支援業	373	2.5	191	182	51.2	48.8
医療、福祉	1,740	11.9	383	1,357	22.0	78.0
複合サービス事業	250	1.7	158	92	63.2	36.8
サービス業	1,014	6.9	821	193	81.0	19.0

### (2) 規模別構成

集計労働者の構成を規模別にみると、中小企業が10,524人（71.9%）、大企業が4,112人（28.1%）となっている。産業別にみると、不動産業、物品賃貸業（100.0%）、建設業（88.8%）、製造業（86.5%）、宿泊業、飲食サービス業（82.3%）、情報通信業（80.2%）で中小企業の割合が高く、一方、複合サービス事業（100.0%）、金融業、保険業（69.2%）で大企業の割合が高くなっている。（第3表）

第3表 集計労働者の産業別・規模別構成

区分	規模計		中小企業		大企業	
	集計数	構成比	集計数	構成比	集計数	構成比
前年産業計	14,749人	100.0%	10,858人	73.6%	3,891人	26.4%
産業計	14,636	100.0	10,524	71.9	4,112	28.1
鉱業、採石業、砂利採取業	68	0.5	35	51.5	33	48.5
建設業	2,507	17.1	2,225	88.8	282	11.2
製造業	3,059	20.9	2,647	86.5	412	13.5
電気・ガス・熱供給・水道業	186	1.3	106	57.0	80	43.0
情報通信業	227	1.6	182	80.2	45	19.8
運輸業、郵便業	1,203	8.2	830	69.0	373	31.0
卸売業、小売業	2,364	16.2	1,591	67.3	773	32.7
金融業、保険業	548	3.7	169	30.8	379	69.2
不動産業、物品賃貸業	98	0.7	98	100.0	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	291	2.0	136	46.7	155	53.3
宿泊業、飲食サービス業	294	2.0	242	82.3	52	17.7
生活関連サービス業、娯楽業	414	2.8	228	55.1	186	44.9
教育、学習支援業	373	2.5	192	51.5	181	48.5
医療、福祉	1,740	11.9	1,088	62.5	652	37.5
複合サービス事業	250	1.7	—	—	250	100.0
サービス業	1,014	6.9	755	74.5	259	25.5

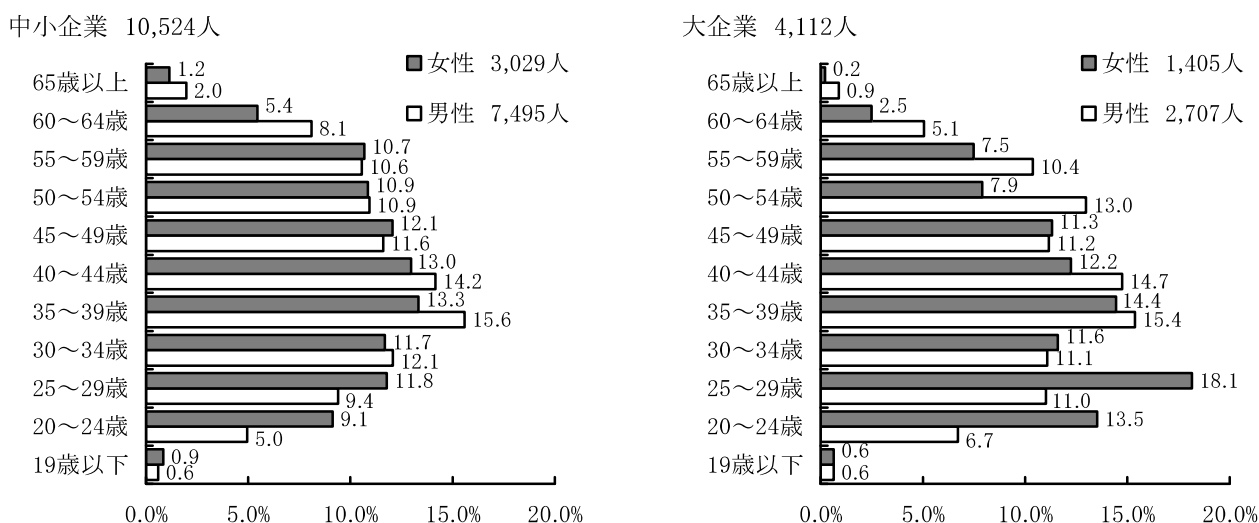
(注) 規模計の構成比は全体に占める割合、中小企業・大企業の構成比は各区分に占める割合。

### (3) 年齢別構成

集計労働者の平均年齢は、全労働者平均で41.8歳（男性42.6歳，女性40.0歳）となっている。規模別では中小企業が42.4歳（男性42.9歳，女性41.1歳），大企業が40.3歳（男性41.7歳，女性37.6歳）となっており，中小企業が大企業よりも高くなっている。（第6図）

集計労働者の年齢別構成をみると，男性の場合は，中小企業，大企業ともに30歳代の割合が最も高く，中小企業では27.7%（2,075人），大企業では26.4%（716人）となっている。女性の場合は，中小企業では30歳代と40歳代の割合が同率で最も高く，25.0%（758人），大企業では20歳代の割合が最も高く31.7%（445人）となっている。（第1図）

第1図 集計労働者の年齢別構成



#### (4) 勤続年数

集計労働者の平均勤続年数は12.4年（男性13.4年，女性10.3年）となっている。規模別にみると，大企業（13.9年）の方が中小企業（11.9年）よりも長くなっている。産業別にみると，鉱業、採石業、砂利採取業が18.9年と最も長く，一方，医療、福祉が8.3年と最も短くなっている。（第4表）

第4表 集計労働者の平均勤続年数

単位：年

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	計	男 性	女 性	計	男 性	女 性	計	男 性	女 性
前 年 産 業 計	12.6	13.4	10.8	12.2	12.8	10.9	13.6	15.3	10.6
産 業 計	<b>12.4</b>	<b>13.4</b>	<b>10.3</b>	<b>11.9</b>	<b>12.5</b>	<b>10.3</b>	<b>13.9</b>	<b>15.8</b>	<b>10.3</b>
鉱業、採石業、砂利採取業	18.9	20.0	12.5	15.7	16.4	12.2	22.3	23.6	13.0
建設業	13.0	13.3	11.2	12.6	12.9	11.1	16.1	16.8	12.0
製造業	13.9	14.5	12.4	13.3	13.9	11.7	18.0	18.0	17.9
電気・ガス・熱供給・水道業	14.0	13.9	14.1	12.5	12.2	15.6	15.8	16.1	10.3
情報通信業	12.2	13.2	8.9	11.2	11.8	9.0	16.5	18.8	8.7
運輸業、郵便業	13.7	13.8	12.4	11.1	10.9	13.6	19.6	20.8	10.9
卸売業、小売業	13.8	14.3	12.5	13.3	13.8	12.2	14.8	15.3	13.4
金融業、保険業	13.7	15.2	11.5	13.5	14.7	11.6	13.7	15.4	11.5
不動産業、物品賃貸業	11.2	13.3	5.6	11.2	13.3	5.6	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	13.9	14.5	10.6	13.4	13.9	11.8	14.3	15.0	8.1
宿泊業、飲食サービス業	9.1	10.5	6.8	8.8	10.0	6.7	10.6	12.5	7.3
生活関連サービス業、娯楽業	9.0	10.1	7.8	8.7	9.3	8.1	9.3	10.8	7.4
教育、学習支援業	9.1	9.6	8.5	9.5	10.0	9.1	8.6	9.2	7.8
医療、福祉	8.3	7.8	8.5	8.6	7.9	8.8	7.9	7.6	7.9
複合サービス事業	17.8	20.7	12.9	—	—	—	17.8	20.7	12.9
サービス業	9.6	10.2	6.9	9.1	9.5	7.2	11.0	12.4	6.4

#### (5) 障がい者雇用

障がい者を雇用している事業所は186事業所で，全体の19.4%を占めている。

障がい者雇用割合の高い産業は，教育、学習支援業（38.1%），鉱業、採石業、砂利採取業（33.3%），製造業（29.1%），生活関連サービス業、娯楽業（27.3%），医療、福祉（25.5%），電気・ガス・熱供給・水道業（25.0%）と続いている。（第5表）

また，平成16年度からの障がい者雇用事業所割合の推移をみると，平成19年度以降横ばい傾向にあったが23年度以降増加の傾向にあり，24年度は16年度以降で過去最高となった。（第2図）

障がい者の雇用状況について，常用労働者42,663人のうち障がい者は433人（1.0%）となっている。（第6表）

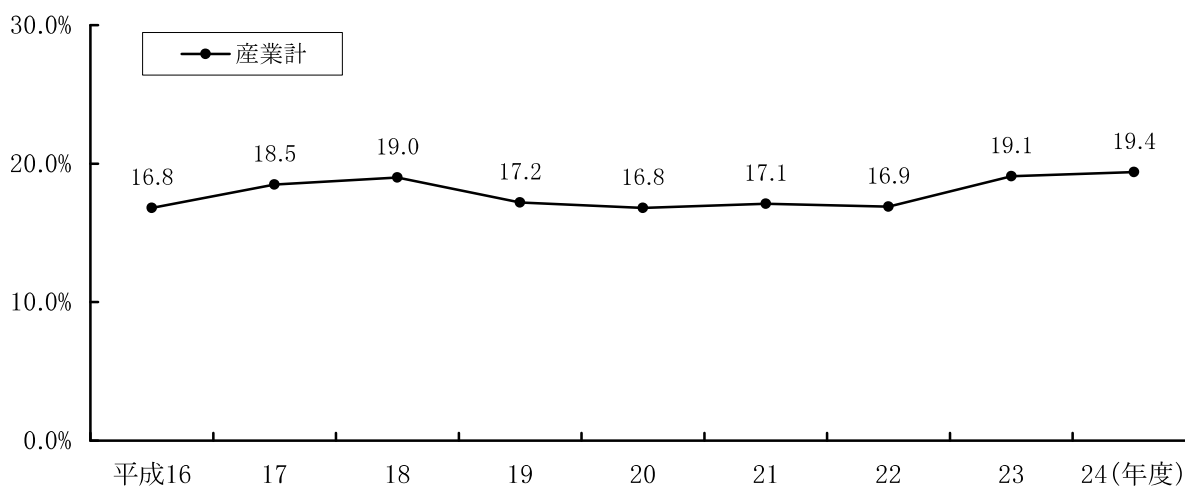
また，平成16年度からの障がい者雇用状況割合の推移をみると，19年度の減少以降，増加の傾向にあり，24年度は16年度以降で過去最高となった。（第3図）

第5表 産業別・規模別障がい者雇用事業所数内訳

単位：人

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	事業所数	雇 用 事業所数	割 合	事業所数	雇 用 事業所数	割 合	事業所数	雇 用 事業所数	割 合
前 年 産 業 計	1,012	193	19.1%	750	122	16.3%	262	71	27.1%
産 業 計	959	186	19.4%	695	117	16.8%	264	69	26.1%
鉱業、採石業、砂利採取業	3	1	33.3%	2	—	—	1	1	100.0%
建設業	147	25	17.0%	134	20	14.9%	13	5	38.5%
製造業	179	52	29.1%	167	44	26.3%	12	8	66.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	8	2	25.0%	6	—	—	2	2	100.0%
情報通信業	12	—	—	10	—	—	2	—	—
運輸業、郵便業	61	13	21.3%	46	7	15.2%	15	6	40.0%
卸売業、小売業	200	31	15.5%	124	12	9.7%	76	19	25.0%
金融業、保険業	43	3	7.0%	10	1	10.0%	33	2	6.1%
不動産業、物品賃貸業	5	1	20.0%	5	1	20.0%	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	19	1	5.3%	11	—	—	8	1	12.5%
宿泊業、飲食サービス業	43	4	9.3%	32	2	6.3%	11	2	18.2%
生活関連サービス業、娯楽業	33	9	27.3%	19	7	36.8%	14	2	14.3%
教育、学習支援業	21	8	38.1%	14	3	21.4%	7	5	71.4%
医療、福祉	106	27	25.5%	72	16	22.2%	34	11	32.4%
複合サービス事業	19	3	15.8%	1	—	—	18	3	16.7%
サービス業	60	6	10.0%	42	4	9.5%	18	2	11.1%

第2図 障がい者雇用事業所割合の推移



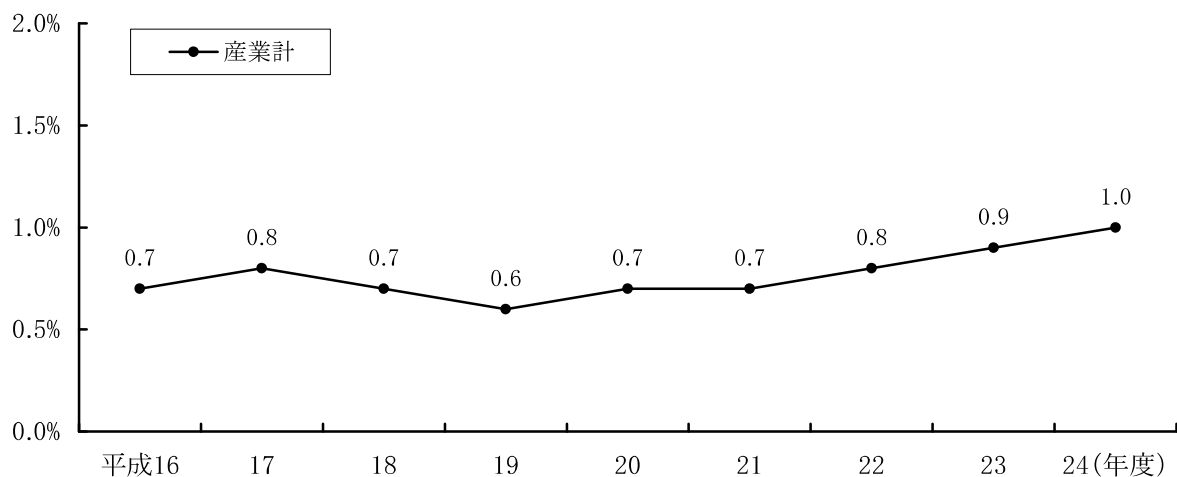
(注) 1 平成16年度は合併前の旧新潟市の数値  
2 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値



第6表 産業別・規模別障がい者の雇用状況

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	常 用 労働者数	う ち 障がい者数	割 合	常 用 労働者数	う ち 障がい者数	割 合	常 用 労働者数	う ち 障がい者数	割 合
前 年 産 業 計	43,323	385	0.9%	26,467	224	0.8%	16,856	161	1.0%
産 業 計	<b>42,663</b>	<b>433</b>	<b>1.0%</b>	<b>24,736</b>	<b>247</b>	<b>1.0%</b>	<b>17,927</b>	<b>186</b>	<b>1.0%</b>
鉱業、採石業、砂利採取業	205	3	1.5%	67	—	—	138	3	2.2%
建設業	4,433	32	0.7%	3,563	25	0.7%	870	7	0.8%
製造業	11,117	161	1.4%	7,425	86	1.2%	3,692	75	2.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	580	4	0.7%	169	—	—	411	4	1.0%
情報通信業	493	—	—	366	—	—	127	—	—
運輸業、郵便業	3,448	25	0.7%	2,006	9	0.4%	1,442	16	1.1%
卸売業、小売業	7,187	51	0.7%	3,023	18	0.6%	4,164	33	0.8%
金融業、保険業	984	4	0.4%	285	1	0.4%	699	3	0.4%
不動産業、物品賃貸業	302	3	1.0%	302	3	1.0%	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	664	1	0.2%	194	—	—	470	1	0.2%
宿泊業、飲食サービス業	1,112	4	0.4%	849	2	0.2%	263	2	0.8%
生活関連サービス業、娯楽業	1,062	60	5.6%	733	58	7.9%	329	2	0.6%
教育、学習支援業	1,820	19	1.0%	571	3	0.5%	1,249	16	1.3%
医療、福祉	6,384	51	0.8%	3,388	34	1.0%	2,996	17	0.6%
複合サービス事業	511	4	0.8%	22	—	—	489	4	0.8%
サービス業	2,361	11	0.5%	1,773	8	0.5%	588	3	0.5%

第3図 障がい者雇用状況割合の推移



- (注) 1 割合については単純計算であり、障がい者の雇用率とは一致しない。  
 2 平成16年度は合併前の旧新潟市の数値  
 3 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値

### 3 労働組合

回答のあった959事業所のうち、労働組合「有」が267事業所（27.8%）となっている。

これを産業別にみると、複合サービス事業で94.7%、金融業、保険業で86.0%と高くなっている。

規模別では、大企業の方が64.8%と中小企業より労働組合「有」の割合が高くなっている。（第7表）

第7表 労働組合組織状況

単位：事業所

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	回 答 事業所数	労働組合の ある事業所数	割 合	回 答 事業所数	労働組合の ある事業所数	割 合	回 答 事業所数	労働組合の ある事業所数	割 合
前 年 産 業 計	1,012	264	26.1%	750	90	12.0%	262	174	66.4%
産 業 計	959	267	27.8%	695	96	13.8%	264	171	64.8%
鉱業、採石業、砂利採取業	3	2	66.7%	2	1	50.0%	1	1	100.0%
建設業	147	16	10.9%	134	5	3.7%	13	11	84.6%
製造業	179	36	20.1%	167	25	15.0%	12	11	91.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	8	5	62.5%	6	3	50.0%	2	2	100.0%
情報通信業	12	1	8.3%	10	—	—	2	1	50.0%
運輸業、郵便業	61	31	50.8%	46	16	34.8%	15	15	100.0%
卸売業、小売業	200	65	32.5%	124	12	9.7%	76	53	69.7%
金融業、保険業	43	37	86.0%	10	4	40.0%	33	33	100.0%
不動産業、物品賃貸業	5	1	20.0%	5	1	20.0%	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	19	3	15.8%	11	—	—	8	3	37.5%
宿泊業、飲食サービス業	43	4	9.3%	32	2	6.3%	11	2	18.2%
生活関連サービス業、娯楽業	33	4	12.1%	19	—	—	14	4	28.6%
教育、学習支援業	21	5	23.8%	14	1	7.1%	7	4	57.1%
医療、福祉	106	26	24.5%	72	20	27.8%	34	6	17.6%
複合サービス事業	19	18	94.7%	1	1	100.0%	18	17	94.4%
サービス業	60	13	21.7%	42	5	11.9%	18	8	44.4%

## 第2 新規学卒者

### 1 新規学卒者の採用状況

回答のあった959事業所のうち、新規学卒者を採用した事業所は、270事業所（28.2%）で、採用者数は715人となっている。（第8表）

第8表 産業別・規模別採用事業所数内訳

区 分	採 用 事業所	採 用 者 数					
		計	高校卒	専門学校卒	短大・高専卒	大学卒	大学院卒
		人	人	人	人	人	人
前 年 産 業 計	263	669	124	126	128	291	—
産 業 計	270	715	176	152	89	268	30
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	1	—	—	—	—
建設業	35	73	30	6	4	29	4
製造業	38	118	70	10	13	18	7
電気・ガス・熱供給・水道業	4	19	5	1	6	4	3
情報通信業	6	13	—	5	—	7	1
運輸業、郵便業	10	33	25	1	—	4	3
卸売業、小売業	49	97	16	22	18	41	—
金融業、保険業	24	42	3	2	3	33	1
不動産業、物品賃貸業	2	12	—	—	1	10	1
学術研究、専門・技術サービス業	4	8	4	—	—	3	1
宿泊業、飲食サービス業	11	25	8	13	1	3	—
生活関連サービス業、娯楽業	2	3	—	3	—	—	—
教育、学習支援業	9	28	—	6	3	14	5
医療、福祉	59	210	9	76	39	85	1
複合サービス事業	5	8	1	—	—	6	1
サービス業	11	25	4	7	1	11	2

### 2 初任給

新規学卒者の学歴別初任給の平均は、高校卒事務・技術157,628円、生産152,950円、専門学校卒事務・技術171,854円、生産156,036円、短大・高専卒事務・技術169,063円、生産167,980円、大学卒事務・技術185,979円、生産183,604円、大学院卒事務・技術212,145円、生産192,425円となっている。（第9表）

第9表 産業別・学歴別初任給

区 分	高 校 卒		専 門 学 校 卒		短 大 ・ 高 専 卒		大 学 卒		大 学 院 卒	
	事務・技術	生 産	事務・技術	生 産	事務・技術	生 産	事務・技術	生 産	事務・技術	生 産
前 年 産 業 計	151,608	151,123	173,795	160,571	166,549	164,463	188,105	181,395	—	—
産 業 計	157,628	152,950	171,854	156,036	169,063	167,980	185,979	183,604	212,145	192,425
鉱業、採石業、砂利採取業	—	X	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	153,286	X	X	X	X	X	195,210	X	X	X
製 造 業	X	153,609	X	X	X	X	194,175	X	X	—
電気・ガス・熱供給・水道業	X	X	X	—	X	—	X	—	X	—
情 報 通 信 業	—	—	X	—	—	—	X	—	X	—
運 輸 業、郵 便 業	171,880	X	X	—	—	—	X	X	X	X
卸 売 業、小 売 業	X	X	155,968	154,883	164,625	X	180,041	196,196	—	—
金 融 業、保 険 業	X	—	X	—	X	—	178,106	—	X	—
不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—	X	—	190,500	—	X	—
学術研究、専門・技術サービス業	X	—	—	—	—	—	X	X	—	X
宿泊業、飲食サービス業	X	X	145,250	X	X	—	X	X	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	X	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	X	—	X	—	178,846	—	X	—
医 療、福 祉	X	—	185,188	X	171,647	—	189,686	—	X	—
複 合 サ ー ビ ス 事 業	X	—	—	—	—	—	X	—	X	—
サ ー ビ ス 業	X	—	X	X	—	X	X	X	X	—

### 第3 賃 金

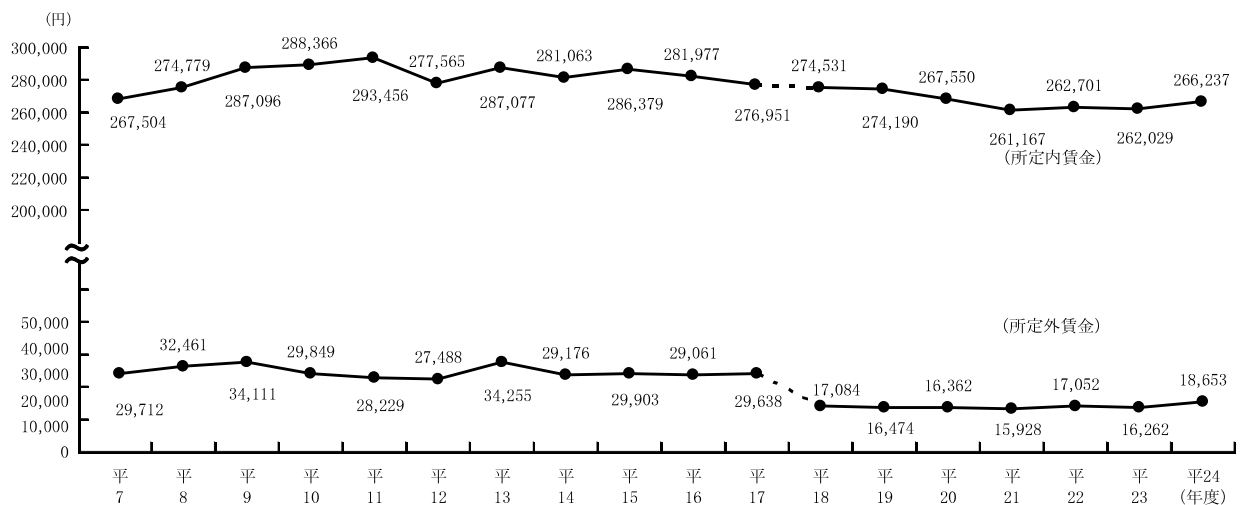
#### 1 賃 金

平成7年度からの賃金の推移をみると、所定内賃金は、平成11年度の293,456円をピークにその後は減少傾向となっている。

また、所定外賃金は、平成13年度の34,255円をピークにその後は29,000円台で推移してきた。

なお、平成18年度からは所定内賃金、所定外賃金の集計方法が変更されたこともあり、平成17年度までの数値との差異が生じている。（第4図）

第4図 所定内・所定外賃金の推移



平均年齢(歳)	38.2	38.7	39.6	39.5	39.6	39.9	40.2	40.4	40.7	40.7	41.5	40.9	40.8	41.0	41.2	41.3	41.5	41.8
平均勤続年数(年)	11.9	12.5	13.3	13.1	13.0	13.1	14.2	13.2	13.3	13.0	13.5	12.5	12.2	12.0	12.1	12.3	12.6	12.4

- (注) 1 平成17年度以前は常用労働者をウエイトとした加重算術平均で集計、平成18年度以降は常用労働者のうちから一定の方法によって抽出された労働者を1単位とした単純算術平均により集計  
 2 平成16年度以前は合併前の旧新潟市の数値  
 3 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値

#### 2 所定内賃金の概況

平成24年7月の集計労働者平均所定内賃金は、266,237円（平均年齢41.8歳、平均勤続年数12.4年）となっている。

男女別では、男性で288,252円（平均年齢42.6歳、平均勤続年数13.4年）、女性で215,582円（平均年齢40.0歳、平均勤続年数10.3年）となっている。

平均年齢は運輸業、郵便業の45.1歳が最も高く、情報通信業の37.3歳が最も低くなっている。

平均勤続年数では、鉱業、採石業、砂利採取業の18.9年、複合サービス事業の17.8年が長くなっており、逆に医療、福祉の8.3年が最も短くなっている。（第5図）

第5図 産業別所定内賃金・平均年齢・平均勤続年数

区分	性別	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数(歳)	20	25	30	35	40	45万円
前年産業計	計	41.5	12.6	262,029					
	男性	42.2	13.4	284,290					
	女性	39.9	10.8	212,854					
産業計	計	41.8	12.4	266,237					
	男性	42.6	13.4	288,252					
	女性	40.0	10.3	215,582					
鉱業、採石業、 砂利採取業	計	42.4	18.9	373,815					
	男性	41.6	20.0	397,153					
	女性	46.7	12.5	238,454					
建設業	計	43.2	13.0	287,896					
	男性	43.5	13.3	299,605					
	女性	41.2	11.2	211,188					
製造業	計	42.7	13.9	250,587					
	男性	42.4	14.5	273,367					
	女性	43.6	12.4	186,910					
電気・ガス・ 熱供給・水道業	計	39.3	14.0	326,423					
	男性	38.9	13.9	332,752					
	女性	44.7	14.1	248,676					
情報通信業	計	37.3	12.2	304,240					
	男性	38.7	13.2	321,568					
	女性	32.3	8.9	241,292					
運輸業、郵便業	計	45.1	13.7	264,619					
	男性	45.4	13.8	272,272					
	女性	42.5	12.4	181,123					
卸売業、小売業	計	41.6	13.8	265,300					
	男性	41.9	14.3	284,090					
	女性	41.1	12.5	219,526					
金融業、保険業	計	39.3	13.7	321,001					
	男性	41.4	15.2	381,606					
	女性	36.4	11.5	233,998					
不動産業、 物品賃貸業	計	39.0	11.2	262,990					
	男性	41.3	13.3	273,347					
	女性	33.2	5.6	235,754					
学術研究、 専門・技術 サービス業	計	42.8	13.9	291,640					
	男性	43.6	14.5	307,124					
	女性	39.0	10.6	217,009					
宿泊業、 飲食サービス業	計	39.3	9.1	226,943					
	男性	41.1	10.5	253,589					
	女性	36.2	6.8	181,718					
生活関連 サービス業、 娯楽業	計	39.2	9.0	193,719					
	男性	37.7	10.1	227,902					
	女性	40.9	7.8	156,787					
教育、 学習支援業	計	41.9	9.1	337,130					
	男性	46.4	9.6	395,735					
	女性	37.2	8.5	275,627					
医療、福祉	計	38.6	8.3	239,578					
	男性	39.0	7.8	267,348					
	女性	38.5	8.5	231,741					
複合サービス 事業	計	42.4	17.8	296,425					
	男性	44.0	20.7	334,004					
	女性	39.6	12.9	231,888					
サービス業	計	41.6	9.6	253,893					
	男性	42.3	10.2	263,311					
	女性	38.2	6.9	213,829					

### 3 規模別所定内賃金

所定内賃金を規模別にみると、中小企業が254,633円、大企業が295,935円で、大企業を100とした場合、規模間格差は86.0となっている。（第6図）

第6図 規模別所定内賃金・平均年齢・平均勤続年数

区分	性別	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数(歳)	15 20 25 30 35万円				
				賃金				
前年産業計	計	41.5	12.6	262,029				
	男性	42.2	13.4	284,290				
	女性	39.9	10.8	212,854				
産業計	計	41.8	12.4	266,237				
	男性	42.6	13.4	288,252				
	女性	40.0	10.3	215,582				
中小企業	計	42.4	11.9	254,633				
	男性	42.9	12.5	273,761				
	女性	41.1	10.3	207,302				
大企業	計	40.3	13.9	295,935				
	男性	41.7	15.8	328,374				
	女性	37.6	10.3	233,435				

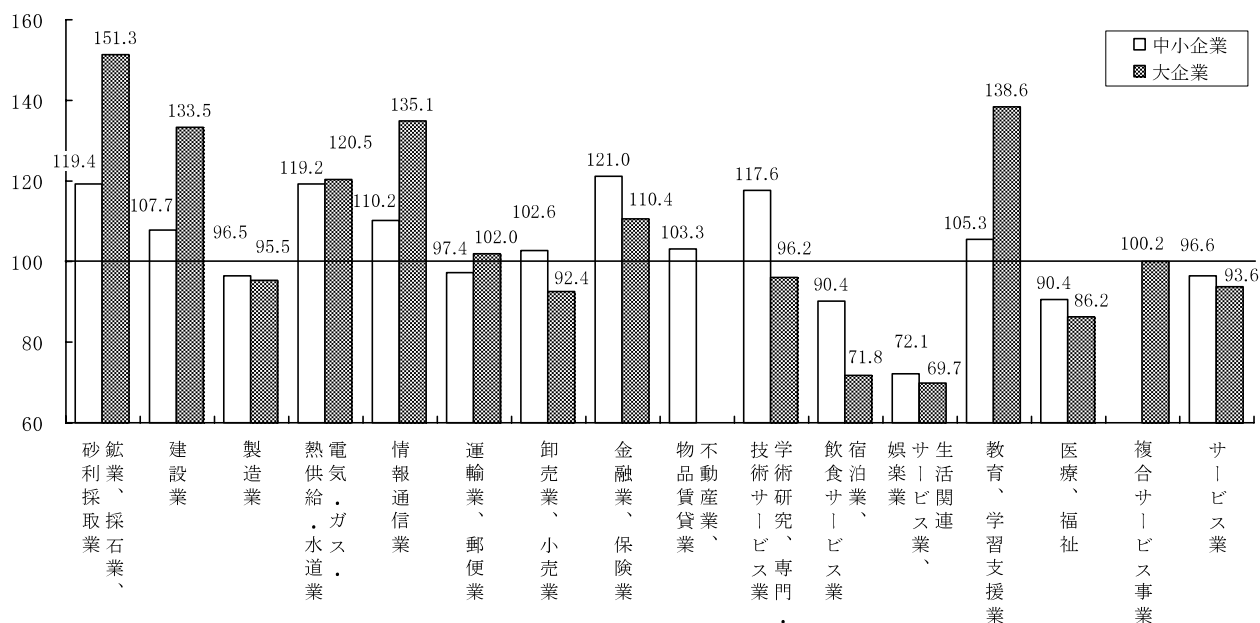
### 4 産業別所定内賃金

所定内賃金を産業別でみると、鉱業、採石業、砂利採取業（373,815円、42.4歳、18.9年）が最も高く、以下、教育、学習支援業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融業、保険業、情報通信業が続く、最も低いのは生活関連サービス業、娯楽業となっている。（第10表、第5図）

第10表 産業別・規模別所定内賃金

区 分	規 模 計	単 位：円	
		中 小 企 業	大 企 業
前年産業計	262,029	253,154	286,796
産業計	<b>266,237</b>	<b>254,633</b>	<b>295,935</b>
鉱業、採石業、砂利採取業	373,815	304,052	447,806
建設業	287,896	274,313	395,063
製造業	250,587	245,609	282,571
電気・ガス・熱供給・水道業	326,423	303,625	356,631
情報通信業	304,240	280,621	399,763
運輸業、郵便業	264,619	247,952	301,707
卸売業、小売業	265,300	261,335	273,460
金融業、保険業	321,001	308,132	326,739
不動産業、物品賃貸業	262,990	262,990	—
学術研究、専門・技術サービス業	291,640	299,445	284,792
宿泊業、飲食サービス業	226,943	230,063	212,424
生活関連サービス業、娯楽業	193,719	183,474	206,276
教育、学習支援業	337,130	268,221	410,226
医療、福祉	239,578	230,264	255,122
複合サービス事業	296,425	—	296,425
サービス業	253,893	245,957	277,029

## 第7図 産業間格差の状況



## 5 男女別所定内賃金

男性の所定内賃金を100とした場合の女性の所定内賃金の割合は、規模計で74.8(男性288,252円, 女性215,582円)となっている。規模別にみると、中小企業が75.7, 大企業が71.1と大企業の方が男女格差は大きくなっている。また、産業別にみると、格差が最も小さいのは、中小企業, 大企業とも医療、福祉で、逆に最も格差が大きいのは、中小企業では金融業、保険業, 大企業では運輸業、郵便業となっている。(第11表, 第6図)

第11表 男女別所定内賃金

区分	中小企業						格差	大企業						格差
	男性			女性				男性			女性			
	年齢 年数	勤続 年数	所定内 賃金 円	年齢 年数	勤続 年数	所定内 賃金 円		年齢 年数	勤続 年数	所定内 賃金 円	年齢 年数	勤続 年数	所定内 賃金 円	
前年産業計	42.7	12.8	272,846	41.1	10.9	205,715	75.4	40.9	15.3	319,697	37.4	10.6	228,968	71.6
産業計	42.9	12.5	273,761	41.1	10.3	207,302	75.7	41.7	15.8	328,374	37.6	10.3	233,435	71.1
鉱業、採石業、砂利採取業	40.2	16.4	322,895	46.5	12.2	212,977	66.0	43.1	23.6	471,411	47.0	13.0	276,670	58.7
建設業	43.3	12.9	283,943	41.1	11.1	210,314	74.1	44.8	16.8	425,290	41.8	12.0	217,390	51.1
製造業	42.7	13.9	268,809	44.0	11.7	182,435	67.9	40.2	18.0	301,203	40.8	17.9	220,399	73.2
電気・ガス・熱供給・水道業	41.6	12.2	309,908	51.0	15.6	243,312	78.5	35.4	16.1	361,607	29.0	10.3	262,085	72.5
情報通信業	37.5	11.8	294,723	32.1	9.0	228,915	77.7	43.5	18.8	431,250	33.0	8.7	289,559	67.1
運輸業、郵便業	46.0	10.9	251,568	45.0	13.6	197,974	78.7	43.8	20.8	321,127	39.4	10.9	160,152	49.9
卸売業、小売業	42.5	13.8	280,383	42.3	12.2	218,026	77.8	40.5	15.3	291,264	38.2	13.4	223,134	76.6
金融業、保険業	44.8	14.7	366,864	41.0	11.6	206,773	56.4	39.7	15.4	388,910	34.6	11.5	244,354	62.8
不動産業、物品賃貸業	41.3	13.3	273,347	33.2	5.6	235,754	86.2	—	—	—	—	—	—	—
技術研究、専門・技術サービス業	44.2	13.9	322,251	41.1	11.8	228,264	70.8	43.1	15.0	295,833	34.9	8.1	195,163	66.0
宿泊業、飲食サービス業	40.5	10.0	256,636	36.3	6.7	185,183	72.2	43.6	12.5	239,551	35.8	7.3	165,308	69.0
生活関連サービス業、娯楽業	39.5	9.3	229,737	47.1	8.1	140,347	61.1	35.8	10.8	225,980	31.7	7.4	180,735	80.0
教育、学習支援業	44.7	10.0	310,076	35.0	9.1	234,263	75.6	47.7	9.2	465,893	40.4	7.8	333,318	71.5
医療、福祉	39.4	7.9	252,988	39.0	8.8	224,272	88.6	38.3	7.6	288,244	37.6	7.9	244,705	84.9
複合サービス事業	—	—	—	—	—	—	—	44.0	20.7	334,004	39.6	12.9	231,888	69.4
サービス業	42.1	9.5	251,214	38.5	7.2	221,368	88.1	43.2	12.4	301,123	37.4	6.4	197,115	65.5



## 6 年齢別所定内賃金

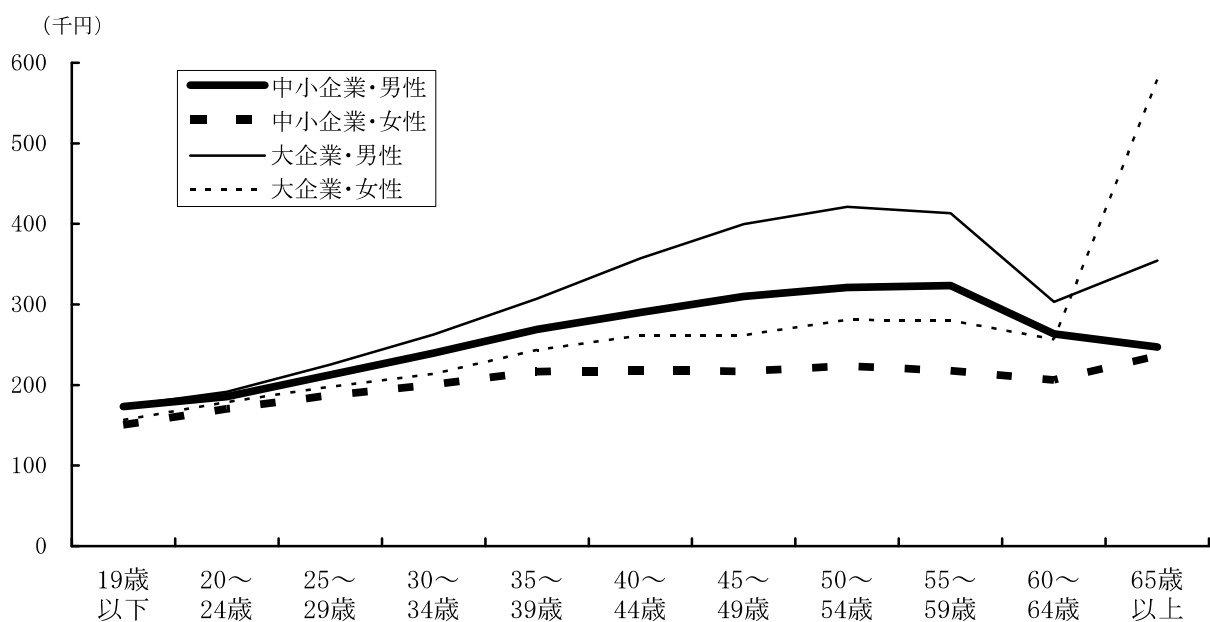
所定内賃金について年齢段階別の推移をみると、20～24歳を100とした場合、男性は中小企業では「55～59歳」、大企業では「50～54歳」のピークまで一貫して上昇し、その後、下降に転じている。大企業では、「65歳以上」で再上昇が見られる。女性は、中小企業ではほぼ横ばいで推移し、「60～64歳」で一旦下降、その後「65歳以上」で上昇、大企業では「50～54歳」まで上昇し、その後、下降に転じるが、「65歳以上」で再上昇が見られる。女性は男性に比べると年齢段階別格差が小さくなっている。

また、規模別では、男女とも大企業の方が年齢段階別格差が大きくなっている。（第12表、第8図）

第12表 年齢段階別所定内賃金

区 分	中 小 企 業				大 企 業			
	男 性		女 性		男 性		女 性	
	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差
19歳以下	円 173,227	93.3	円 150,644	88.4	円 174,051	90.9	円 156,420	87.6
20～24歳	185,605	100.0	170,479	100.0	191,549	100.0	178,661	100.0
25～29歳	212,659	114.6	187,348	109.9	225,314	117.6	197,823	110.7
30～34歳	239,704	129.1	200,583	117.7	262,755	137.2	213,912	119.7
35～39歳	268,994	144.9	216,544	127.0	307,265	160.4	243,586	136.3
40～44歳	290,075	156.3	218,262	128.0	357,321	186.5	261,353	146.3
45～49歳	309,980	167.0	217,094	127.3	399,840	208.7	261,704	146.5
50～54歳	321,237	173.1	223,550	131.1	421,235	219.9	280,743	157.1
55～59歳	323,364	174.2	217,773	127.7	413,090	215.7	280,152	156.8
60～64歳	263,470	142.0	206,176	120.9	303,155	158.3	256,643	143.6
65歳以上	246,961	133.1	236,056	138.5	354,505	185.1	579,099	324.1

第8図 所定内賃金の年齢別推移



## 7 学歴別所定内賃金

学歴別の所定内賃金は下表のとおりとなっている。（第13表）

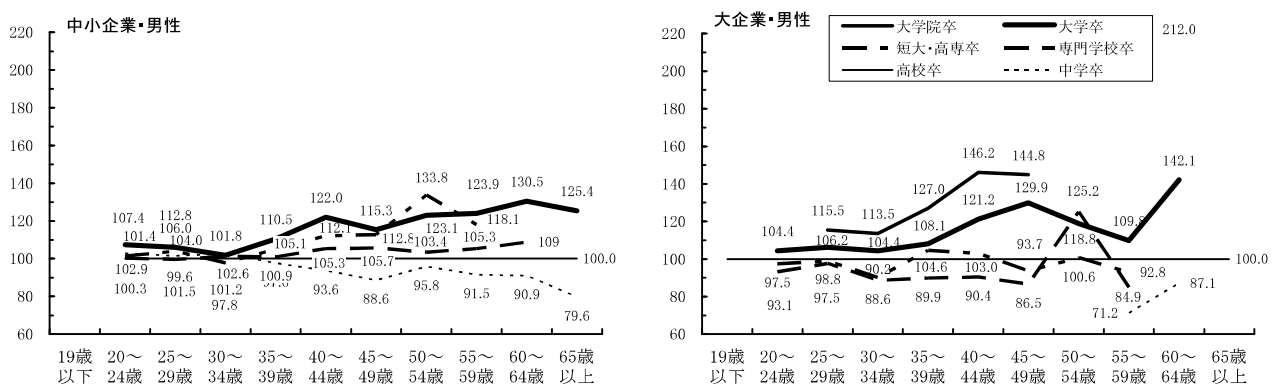
男性について、高校卒の所定内賃金を100とした場合の学歴間格差をみると、一部を除き、中小企業は大学卒、短大・高専卒との格差が大きく、大企業は大学卒、大学院卒との格差が大きい。また、女性について学歴間格差をみると、中小企業、大企業とも一部を除き概ね大学卒、短大・高専卒、専門学校卒との格差が大きい。（第9図）

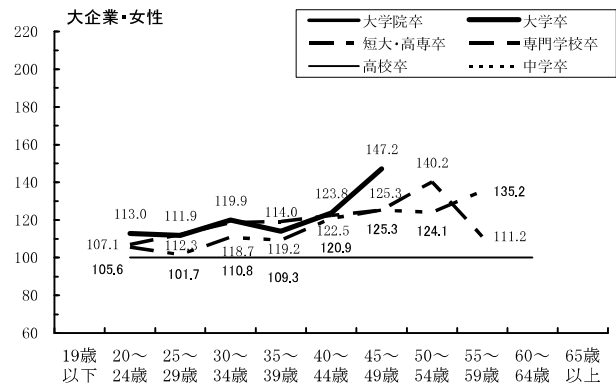
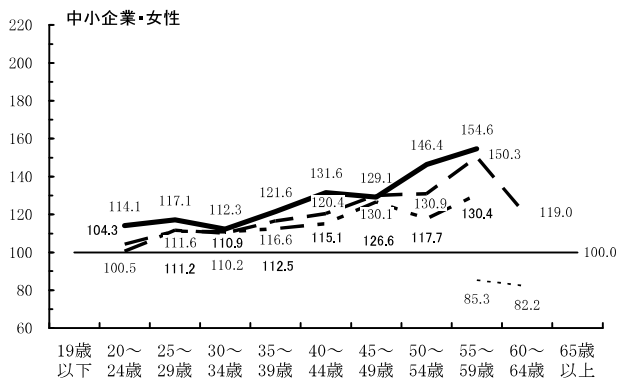
第13表 学歴別所定内賃金

単位：円

区 分	中 学 卒		高 校 卒		専 門 学 校 卒		短 大 ・ 高 専 卒		大 学 卒		大 学 院 卒	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
前年規模計	256,504	169,866	275,360	202,532	—	—	269,322	225,415	320,893	226,732	—	—
産 業 計	254,484	175,008	281,721	202,734	262,729	229,389	289,955	222,112	320,007	225,900	390,373	383,611
中 小 企 業	254,411	170,002	269,000	197,485	260,477	220,492	289,528	216,848	301,257	224,469	320,550	274,692
19歳以下	X	—	173,582	150,350	—	X	—	—	—	—	—	—
20～24歳	187,745	X	182,521	163,644	183,001	164,445	185,037	170,699	196,073	186,790	X	—
25～29歳	211,828	X	208,717	169,976	207,784	189,723	217,075	189,004	221,160	199,109	235,419	X
30～34歳	244,453	X	238,212	186,528	241,073	205,584	232,865	206,767	242,493	209,459	X	X
35～39歳	256,288	X	262,626	197,273	265,097	230,044	276,000	221,932	290,318	239,803	X	X
40～44歳	261,257	X	279,040	203,176	293,871	244,666	312,884	233,864	340,447	267,405	X	—
45～49歳	267,533	X	301,869	199,596	318,960	259,609	340,492	252,754	348,154	257,672	X	—
50～54歳	292,555	X	305,421	209,286	315,794	273,927	408,730	246,337	375,822	306,310	X	—
55～59歳	285,189	173,397	311,704	203,201	328,237	305,369	368,056	265,055	386,238	314,139	X	—
60～64歳	233,046	166,866	256,309	202,970	278,777	241,489	X	X	334,532	X	X	—
65歳以上	201,881	X	253,540	204,284	X	X	X	X	317,865	X	X	—
大 企 業	255,497	202,265	326,813	219,747	269,764	245,933	290,659	230,851	348,702	227,623	420,760	407,437
19歳以下	—	—	174,051	X	—	—	—	—	—	—	—	—
20～24歳	X	—	190,600	166,893	177,507	178,702	185,778	176,301	198,917	188,527	X	X
25～29歳	X	X	217,542	182,725	212,145	205,223	214,887	185,761	230,928	204,456	251,238	X
30～34歳	X	X	265,426	187,318	235,185	222,271	239,384	207,582	277,128	224,682	301,279	X
35～39歳	X	—	299,300	219,794	269,022	262,003	312,985	240,166	323,554	250,613	380,073	X
40～44歳	X	X	327,705	227,192	296,199	278,240	337,666	274,563	397,257	281,186	479,032	X
45～49歳	X	X	363,952	228,549	314,939	286,480	340,913	286,324	472,817	336,437	527,136	X
50～54歳	X	X	397,577	245,708	497,603	344,390	399,855	304,931	472,238	X	X	—
55～59歳	292,538	X	410,911	258,848	348,849	287,779	381,405	349,876	451,092	X	X	X
60～64歳	225,979	X	259,551	176,995	X	X	X	X	368,852	X	550,304	X
65歳以上	X	—	180,558	—	X	X	—	—	X	—	X	X

第9図 学歴間格差の年齢別推移





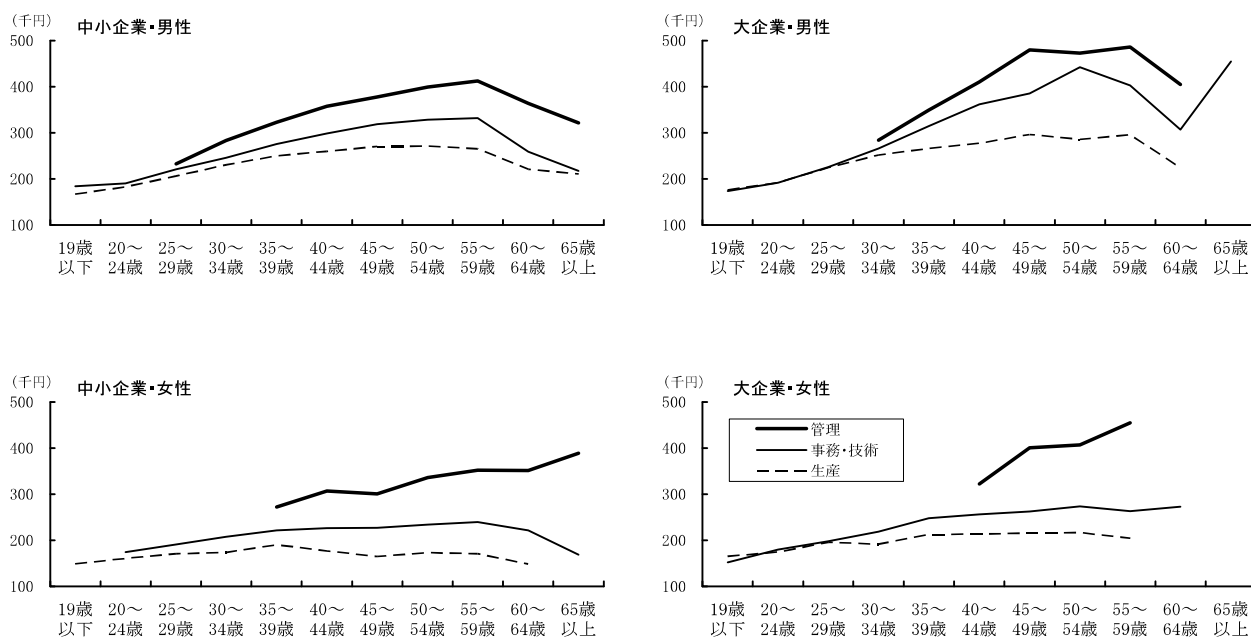
### 8 職種別所定内賃金

職種別にみると、中小企業、大企業ともに「管理」が高く、次いで「事務・技術」、 「生産」の順になっている。（第14表、第10図）

第14表 職種別所定内賃金

区 分	管 理		事 務・技 術		生 産	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
前年規模計	390,223	337,363	279,115	217,173	243,230	174,043
産業計	<b>391,020</b>	<b>336,498</b>	<b>288,090</b>	<b>219,671</b>	<b>244,935</b>	<b>176,502</b>
<b>中 小 企 業</b>	<b>367,349</b>	<b>320,318</b>	<b>274,935</b>	<b>214,126</b>	<b>242,193</b>	<b>170,072</b>
19歳以下	—	X	183,813	X	166,799	149,038
20～24歳	X	—	190,185	174,636	182,200	160,419
25～29歳	232,394	X	220,670	190,812	205,962	170,957
30～34歳	283,197	X	246,019	207,269	230,653	173,788
35～39歳	323,120	272,354	276,078	221,462	250,226	190,435
40～44歳	357,826	307,483	298,626	226,234	259,558	176,856
45～49歳	377,966	300,743	318,625	227,178	270,153	164,850
50～54歳	399,066	336,240	328,191	233,727	271,422	173,221
55～59歳	412,436	352,534	331,897	239,198	265,292	170,996
60～64歳	363,823	351,812	259,381	221,481	221,032	148,774
65歳以上	321,619	389,288	217,033	168,839	210,421	X
<b>大 企 業</b>	<b>435,611</b>	<b>365,621</b>	<b>312,601</b>	X	X	X
19歳以下	—	—	172,928	151,915	176,108	165,431
20～24歳	X	X	191,671	179,483	191,463	174,753
25～29歳	X	X	225,245	197,675	224,492	195,633
30～34歳	284,455	X	266,288	218,860	251,835	191,474
35～39歳	349,509	X	314,123	247,771	265,979	213,168
40～44歳	410,874	322,742	361,963	256,493	277,152	213,316
45～49歳	480,300	400,903	385,599	262,452	296,398	215,654
50～54歳	472,573	407,373	442,595	273,596	285,870	216,778
55～59歳	486,143	454,895	402,848	263,489	295,913	204,466
60～64歳	404,742	—	306,822	272,950	223,641	X
65歳以上	X	X	455,163	X	X	—

第10図 職種別所定内賃金の年齢別推移



9 勤続年数別所定内賃金

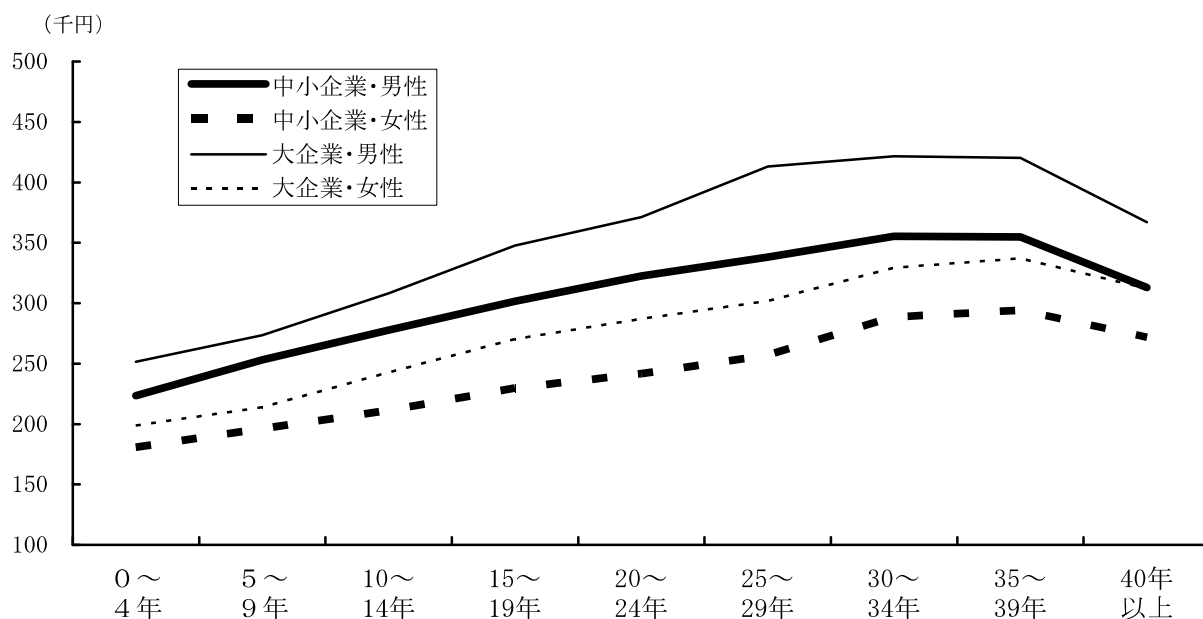
所定内賃金について勤続年数別の推移をみると、中小企業、大企業とも男性は「30～34年」、女性は「35～39年」がピークで、その後、下降に転じている。

また、規模別では、勤続年数「0年」の者の所定内賃金を100とした場合、男女とも大企業の方が概ね勤続年数別格差が大きくなっている。（第15表、第11図）

第15表 勤続年数別所定内賃金

勤続年数	中 小 企 業				大 企 業			
	男 性		女 性		男 性		女 性	
	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差
	円		円		円		円	
0 年	208,858	100.0	174,333	100.0	210,249	100.0	184,644	100.0
1 年	216,171	103.5	175,322	100.6	249,943	118.9	194,321	105.2
2 年	223,423	107.0	178,051	102.1	269,774	128.3	195,700	106.0
3 ～ 4 年	234,548	112.3	189,524	108.7	262,210	124.7	211,184	114.4
5 ～ 9 年	253,138	121.2	196,079	112.5	273,408	130.0	214,003	115.9
10 ～ 14 年	277,739	133.0	211,277	121.2	308,106	146.5	242,654	131.4
15 ～ 19 年	301,573	144.4	229,722	131.8	347,678	165.4	270,284	146.4
20 ～ 24 年	322,467	154.4	241,666	138.6	371,170	176.5	287,089	155.5
25 ～ 29 年	338,074	161.9	257,181	147.5	413,141	196.5	301,854	163.5
30 ～ 34 年	355,312	170.1	288,518	165.5	421,712	200.6	329,518	178.5
35 ～ 39 年	354,774	169.9	294,115	168.7	420,297	199.9	337,182	182.6
40 年 以上	312,971	149.8	271,732	155.9	366,971	174.5	312,088	169.0

第11図 所定内賃金の勤続年数別推移



## 10 標準労働者の所定内賃金

標準労働者（学校卒業後直ちに就職し、同一企業に継続して勤務している者）について、勤続年数「3～4年」かつ、年齢「20～24歳」の者の所定内賃金を100として、各条件別に所定内賃金をみると、男女ともに中小企業、大企業両規模で「事務・技術」が「生産」より概ね勤続年数、年齢により格差が大きくなっている。（第16表）

第16表 標準労働者の所定内賃金

【男性】

勤続年数	年 齢	中 小 企 業				大 企 業			
		事 務 ・ 技 術		生 産		事 務 ・ 技 術		生 産	
		所定内賃金 円	格 差	所定内賃金 円	格 差	所定内賃金 円	格 差	所定内賃金 円	格 差
0 年	17歳以下	—	—	—	—	—	—	—	—
0 年	18～19歳	X	X	164,950	88.4	X	X	X	X
1～2年	18～19歳	X	X	X	X	X	X	—	—
3～4年	20～24歳	203,656	100.0	186,514	100.0	184,669	100.0	188,966	100.0
5～9年	25～29歳	233,362	114.6	210,105	112.6	231,709	125.5	234,476	124.1
10～14年	30～34歳	263,453	129.4	251,034	134.6	286,950	155.4	290,869	153.9
15～19年	35～39歳	300,545	147.6	263,393	141.2	316,995	171.7	278,398	147.3
20～24年	40～44歳	301,469	148.0	295,228	158.3	373,155	202.1	301,567	159.6
25～29年	45～49歳	354,910	174.3	308,971	165.7	365,131	197.7	325,074	172.0
30～34年	50～54歳	341,636	167.8	331,033	177.5	418,629	226.7	318,055	168.3
35～39年	55～59歳	363,351	178.4	298,822	160.2	426,485	230.9	360,647	190.9
40年以上	60歳以上	253,165	124.3	252,763	135.5	274,350	148.6	X	X

【女 性】

勤続年数	年 齢	中 小 企 業				大 企 業			
		事 務 ・ 技 術		生 産		事 務 ・ 技 術		生 産	
		所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差	所定内賃金	格 差
		円		円		円		円	
0 年	17歳以下	—	—	—	—	—	—	—	—
0 年	18～19歳	X	X	X	X	X	X	X	X
1～2年	18～19歳	X	X	X	X	X	X	X	X
3～4年	20～24歳	176,557	100.0	164,976	100.0	170,423	100.0	X	X
5～9年	25～29歳	195,847	110.9	196,736	119.3	205,407	120.5	X	X
10～14年	30～34歳	217,544	123.2	182,241	110.5	224,777	131.9	X	X
15～19年	35～39歳	230,289	130.4	223,436	135.4	286,270	168.0	X	X
20～24年	40～44歳	249,605	141.4	X	X	274,988	161.4	X	X
25～29年	45～49歳	X	X	X	X	311,333	182.7	X	X
30～34年	50～54歳	X	X	X	X	X	X	X	X
35～39年	55～59歳	X	X	X	X	X	X	X	X
40年以上	60歳以上	X	X	—	—	X	X	—	—

11 所定外賃金

平成24年7月の集計労働者平均所定外賃金は、18,653円となっている。

男女別では、男性で22,894円、女性で8,895円となっている。

規模別にみると、中小企業が16,553円、大企業が24,027円と大企業の方が高くなっている。また、産業別にみると、運輸業、郵便業が38,633円で最も高く、鉱業、採石業、砂利採取業が続き、複合サービス事業が最も低くなっている。（第17表）

第17表 所定外賃金

単位：円

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	計	男 性	女 性	計	男 性	女 性	計	男 性	女 性
前 年 産 業 計	16,262	20,063	7,863	14,358	17,780	6,112	21,575	27,126	11,817
産 業 計	<b>18,653</b>	<b>22,894</b>	<b>8,895</b>	<b>16,553</b>	<b>20,306</b>	<b>7,266</b>	<b>24,027</b>	<b>30,058</b>	<b>12,405</b>
鉱業、採石業、砂利採取業	34,705	37,727	17,183	47,531	55,362	9,682	21,103	20,091	28,434
建設業	18,001	19,677	7,016	14,812	16,215	5,491	43,155	47,461	17,845
製造業	22,486	26,983	9,917	19,506	23,253	9,301	41,633	49,757	14,525
電気・ガス・熱供給・水道業	23,791	24,861	10,634	11,474	12,142	5,070	40,110	40,929	24,545
情報通信業	24,678	24,200	26,416	22,658	23,440	19,791	32,849	27,305	52,252
運輸業、郵便業	38,633	40,588	17,300	38,402	40,268	12,603	39,148	41,344	23,145
卸売業、小売業	13,498	15,561	8,473	9,732	11,266	6,243	21,249	23,872	13,836
金融業、保険業	25,677	28,797	21,198	9,205	8,509	10,406	33,022	38,848	25,303
不動産業、物品賃貸業	27,357	35,106	6,979	27,357	35,106	6,979	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	14,949	16,587	7,054	14,610	16,908	7,437	15,246	16,346	6,309
宿泊業、飲食サービス業	15,311	16,623	13,084	14,211	17,075	9,374	20,428	14,540	30,656
生活関連サービス業、娯楽業	12,868	17,272	8,110	8,178	12,354	4,286	18,617	22,424	13,680
教育、学習支援業	7,742	11,445	3,857	10,417	19,057	3,407	4,906	5,210	4,485
医療、福祉	6,798	9,679	5,985	5,926	7,176	5,597	8,252	13,321	6,658
複合サービス事業	5,719	5,870	5,460	—	—	—	5,719	5,870	5,460
サービス業	20,947	23,131	11,654	20,236	22,039	11,803	23,018	26,545	11,322

## 第4 労働日数，労働時間

### 1 実労働日数，実労働時間数

#### (1) 実労働日数

平成24年7月の実労働日数は，21.8日（中小企業22.0日，大企業21.2日）となっている。産業別にみると，宿泊業、飲食サービス業が23.2日（中小企業23.3日，大企業22.4日）で最も多く，サービス業，建設業，運輸業、郵便業，卸売業、小売業が続いている。（第18表）

#### (2) 実労働時間数

平成24年7月の実労働時間数をみると，総実労働時間数は176.6時間（中小企業178.0時間，大企業173.0時間）であり，その内訳は所定内165.5時間，所定外11.1時間となっている。産業別の月所定内労働時間数は鉱業、採石業、砂利採取業が149.7時間で最も短く，他の産業との差は2.8～31.5時間であり，産業差が広がっている。産業別の月所定外労働時間数は運輸業、郵便業が24.7時間で最も長く，以下，情報通信業，不動産業、物品賃貸業が続いている。（第18表）

第18表 月間実労働日数，実労働時間数

区 分	月間実労働日数	月 間 実 勞 働 時 間 数		
		総実労働時間数	所定内労働時間数	所定外労働時間数
前 年 産 業 計	21.7 日	175.2 時間	165.9 時間	9.3 時間
規 模 計				
中小企業	22.0	176.8	167.9	8.9
大企業	21.0	170.8	160.2	10.6
産 業 計	21.8	176.6	165.5	11.1
規 模 計				
中小企業	22.0	178.0	167.2	10.8
大企業	21.2	173.0	161.0	11.9
鉱業、採石業、砂利採取業	20.4	164.1	149.7	14.4
規 模 計				
中小企業	20.5	172.3	152.1	20.1
大企業	20.3	155.5	147.2	8.3
建 設 業	22.3	179.9	169.6	10.3
規 模 計				
中小企業	22.4	179.3	170.0	9.3
大企業	21.9	184.8	166.4	18.4
製 造 業	21.5	177.3	164.6	12.8
規 模 計				
中小企業	21.6	177.5	165.4	12.1
大企業	20.8	176.0	159.1	16.9
電気・ガス・熱供給・水道業	21.0	166.2	156.8	9.4
規 模 計				
中小企業	21.4	166.7	160.4	6.2
大企業	20.5	165.5	152.0	13.5
情 報 通 信 業	21.5	183.3	161.1	22.2
規 模 計				
中小企業	21.5	181.3	162.5	18.8
大企業	21.5	191.6	155.5	36.1
運 輸 業、郵 便 業	22.3	192.0	167.3	24.7
規 模 計				
中小企業	23.0	199.8	172.1	27.6
大企業	20.7	174.8	156.5	18.3
卸 売 業、小 売 業	22.0	176.6	168.0	8.6
規 模 計				
中小企業	22.2	175.4	168.8	6.6
大企業	21.6	179.0	166.3	12.7
金 融 業、保 險 業	20.5	163.2	152.5	10.8
規 模 計				
中小企業	20.2	154.5	150.5	4.0
大企業	20.6	167.1	153.3	13.8
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	21.9	184.6	168.8	15.8
規 模 計				
中小企業	21.9	184.6	168.8	15.8
大企業	—	—	—	—
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	21.5	174.0	165.1	8.9
規 模 計				
中小企業	21.5	174.1	165.7	8.4
大企業	21.6	173.9	164.6	9.3
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	23.2	192.4	181.2	11.2
規 模 計				
中小企業	23.3	193.1	183.1	10.0
大企業	22.4	189.5	172.6	16.9
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	21.9	172.7	162.7	10.0
規 模 計				
中小企業	22.3	172.0	164.6	7.3
大企業	21.4	173.6	160.3	13.3
教 育、学 習 支 援 業	21.2	167.6	163.1	4.6
規 模 計				
中小企業	21.2	170.8	164.0	6.8
大企業	21.1	164.3	162.0	2.2
医 療、福 祉	21.2	164.6	160.8	3.9
規 模 計				
中小企業	21.3	164.4	160.7	3.7
大企業	21.2	165.0	160.9	4.1
複 合 サ ー ビ ス 事 業	21.1	163.6	160.7	3.0
規 模 計				
中小企業	—	—	—	—
大企業	21.1	163.6	160.7	3.0
サ ー ビ ス 業	22.4	180.6	167.2	13.3
規 模 計				
中小企業	22.7	182.3	169.0	13.3
大企業	21.4	175.5	162.1	13.4



## 2 労働時間の推移（年所定・月所定内・月所定外）

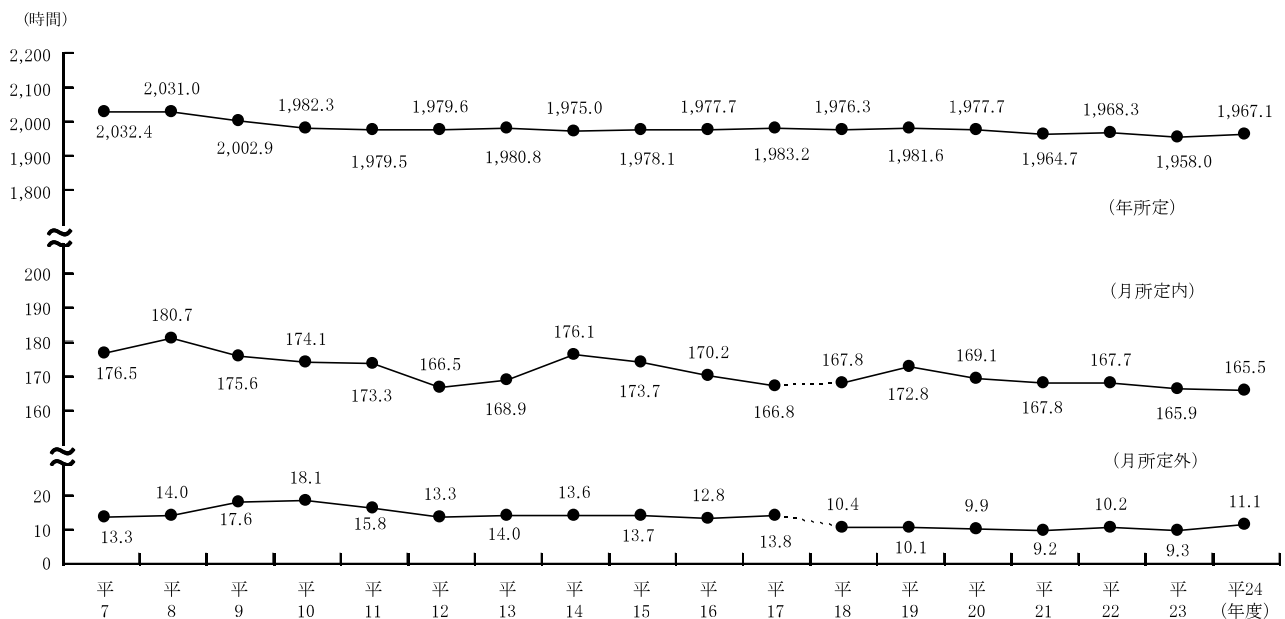
平成7年度からの労働時間の推移をみると、年所定労働時間は平成11年度までは減少傾向がみられ、平成10年度に2,000時間を切っている。平成21年度以降は横ばい傾向にある。

月所定内労働時間は、平成12年度までは減少傾向となっていたが、平成13年度から平成14年度まで増加に転じ、その後は再び減少傾向となっており、総じて減少傾向にあるといえる。

月所定外労働時間は、平成7年度から平成10年度までは増加傾向、平成11年度からは減少傾向となっているが、総じて横ばいにあるといえる。

なお、平成18年度からは月所定内労働時間、月所定外労働時間の集計方法が変更されたこともあり、平成17年度までの数値との差異が生じている。（第12図）

第12図 労働時間の推移（年所定・月所定内・月所定外）



- (注) 1 平成17年度以前は「所定労働時間」として事業所を1単位とした単純算術平均で集計、平成18年度以降は「所定内労働時間」として常用労働者のうちから一定の方法によって抽出された労働者を1単位とした単純算術平均により集計  
 2 平成17年度以前は常用労働者をウェイトとした加重算術平均で集計、平成18年度以降は常用労働者のうちから一定の方法によって抽出された労働者を1単位とした単純算術平均により集計  
 3 平成16年度は合併前の旧新潟市の数値  
 4 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値

## 3 所定労働時間

### (1) 日所定・週所定・年所定労働時間

年所定労働時間は、1,967時間03分となっている。規模別にみると、中小企業は1,989時間15分、大企業は1,908時間43分で中小企業の方が長くなっている。産業別にみると、中小企業では宿泊業、飲食サービス業、大企業では医療、福祉が最も長くなっている。（第19表）

第19表 日所定・週所定・年所定労働時間

区 分	日 所 定	週 所 定	年 所 定
	時間:分	時間:分	時間:分
前 年 産 業 計 規 模 計	7:37	38:35	1,958:02
中小企業	7:38	38:49	1,976:49
大 企 業	7:35	37:56	1,904:36
産 業 計 規 模 計	<b>7:36</b>	<b>38:29</b>	<b>1,967:03</b>
中小企業	7:36	38:46	1,989:15
大 企 業	7:34	37:44	1,908:43
鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計	<b>7:40</b>	<b>38:20</b>	<b>1,913:16</b>
中小企業	7:47	38:57	1,961:22
大 企 業	7:25	37:05	1,817:04
建 設 業 規 模 計	<b>7:41</b>	<b>39:40</b>	<b>2,002:57</b>
中小企業	7:40	39:45	2,013:02
大 企 業	7:48	38:54	1,899:04
製 造 業 規 模 計	<b>7:40</b>	<b>38:39</b>	<b>1,986:48</b>
中小企業	7:40	38:42	1,990:47
大 企 業	7:44	37:58	1,931:23
電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計	<b>7:37</b>	<b>39:03</b>	<b>1,901:04</b>
中小企業	7:36	39:18	1,906:06
大 企 業	7:40	38:20	1,886:00
情 報 通 信 業 規 模 計	<b>7:37</b>	<b>38:32</b>	<b>1,914:00</b>
中小企業	7:38	38:37	1,923:13
大 企 業	7:37	38:07	1,868:00
運 輸 業 、 郵 便 業 規 模 計	<b>7:41</b>	<b>39:28</b>	<b>2,001:50</b>
中小企業	7:41	39:44	2,023:32
大 企 業	7:41	38:41	1,935:19
卸 売 業 、 小 売 業 規 模 計	<b>7:14</b>	<b>36:57</b>	<b>1,908:50</b>
中小企業	7:10	37:00	1,920:41
大 企 業	7:21	36:52	1,890:08
金 融 業 、 保 険 業 規 模 計	<b>7:26</b>	<b>37:15</b>	<b>1,824:37</b>
中小企業	7:25	37:03	1,793:34
大 企 業	7:27	37:18	1,834:01
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業 規 模 計	<b>7:57</b>	<b>39:45</b>	<b>2,010:02</b>
中小企業	7:57	39:45	2,010:02
大 企 業	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業 規 模 計	<b>7:46</b>	<b>39:02</b>	<b>1,964:37</b>
中小企業	7:45	38:47	1,988:56
大 企 業	7:48	39:22	1,931:12
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業 規 模 計	<b>7:28</b>	<b>35:23</b>	<b>2,074:50</b>
中小企業	7:41	36:07	2,130:54
大 企 業	6:51	33:15	1,895:25
生活関連サービス業、娯楽業 規 模 計	<b>7:40</b>	<b>38:22</b>	<b>2,008:57</b>
中小企業	7:44	38:45	2,074:24
大 企 業	7:34	37:51	1,920:07
教 育 、 学 習 支 援 業 規 模 計	<b>7:55</b>	<b>39:38</b>	<b>1,946:40</b>
中小企業	7:59	40:06	1,971:36
大 企 業	7:49	38:42	1,896:49
医 療 、 福 祉 規 模 計	<b>7:52</b>	<b>39:31</b>	<b>1,985:09</b>
中小企業	7:52	39:36	1,979:46
大 企 業	7:53	39:20	1,996:31
複 合 サ ー ビ ス 事 業 規 模 計	<b>7:45</b>	<b>38:48</b>	<b>1,945:30</b>
中小企業	8:00	40:00	2,080:00
大 企 業	7:45	38:44	1,938:01
サ ー ビ ス 業 規 模 計	<b>7:41</b>	<b>39:46</b>	<b>1,979:44</b>
中小企業	7:38	40:36	2,012:09
大 企 業	7:47	37:51	1,904:06

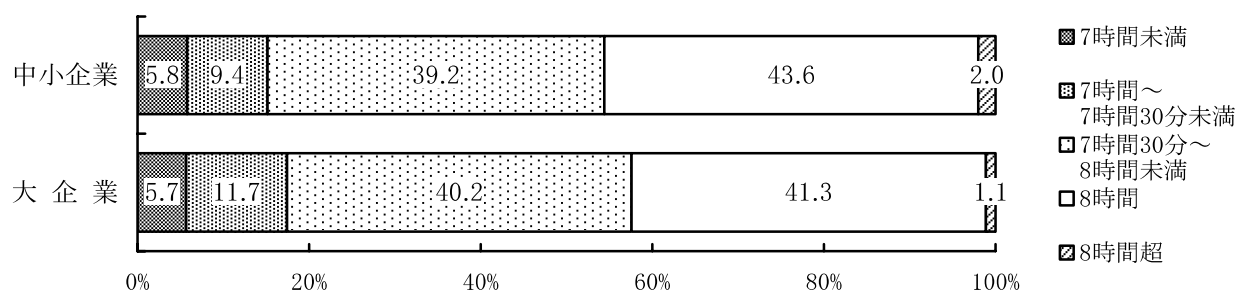
(2) 1日の所定労働時間

1日の所定労働時間は、7時間36分となっている。規模別にみると、中小企業は7時間36分、大企業は7時間34分ではほぼ同時間となっているが、1日の所定労働時間別事業所割合では8時間未満とする割合は大企業がやや高くなっている。産業別にみると、中小企業では複合サービス事業、大企業では医療、福祉が最も長くなっている。（第20表、第13図）

第20表 1日の所定労働時間

区 分	所定労働時間	1日の所定労働時間別事業所割合						
		6:29	6:30 6:59	7:00 7:29	7:30 7:59	8:00	8:01 8:59	
		％	％	％	％	％	％	
前年産業計	7時間37分	4.3	0.3	9.8	43.4	41.8	0.5	
中小企業	7時間38分	4.4	0.3	7.8	43.8	43.0	0.7	
大企業	7時間35分	3.8	0.4	15.6	42.0	38.2	—	
産業計	<b>7時間36分</b>	<b>5.0</b>	<b>0.7</b>	<b>10.0</b>	<b>39.5</b>	<b>42.9</b>	<b>1.8</b>	
中小企業	7時間36分	5.1	0.7	9.4	39.2	43.6	2.0	
大企業	7時間34分	4.9	0.8	11.7	40.2	41.3	1.1	
鉱業、採石業、砂利採取業	規模計	7時間40分	—	—	33.3	33.3	—	
中小企業	7時間47分	—	—	—	50.0	50.0	—	
大企業	7時間25分	—	—	100.0	—	—	—	
建設業	規模計	7時間41分	—	1.4	10.9	46.9	40.1	0.7
中小企業	7時間40分	—	1.5	11.9	47.0	38.8	0.7	
大企業	7時間48分	—	—	—	46.2	53.8	—	
製造業	規模計	7時間40分	4.5	—	6.1	47.5	39.1	2.8
中小企業	7時間40分	4.8	—	6.0	47.3	39.5	2.4	
大企業	7時間44分	—	—	8.3	50.0	33.3	8.3	
電気・ガス・熱供給・水道業	規模計	7時間37分	—	—	12.5	75.0	12.5	—
中小企業	7時間36分	—	—	16.7	66.7	16.7	—	
大企業	7時間40分	—	—	—	100.0	—	—	
情報通信業	規模計	7時間37分	—	—	16.7	50.0	33.3	—
中小企業	7時間38分	—	—	20.0	40.0	40.0	—	
大企業	7時間37分	—	—	—	100.0	—	—	
運輸業、郵便業	規模計	7時間41分	—	3.3	13.1	41.0	39.3	3.3
中小企業	7時間41分	—	4.3	10.9	43.5	37.0	4.3	
大企業	7時間41分	—	—	20.0	33.3	46.7	—	
卸売業、小売業	規模計	7時間14分	16.2	0.5	6.6	30.8	44.9	1.0
中小企業	7時間10分	18.9	0.8	5.7	29.5	44.3	0.8	
大企業	7時間21分	11.8	—	7.9	32.9	46.1	1.3	
金融業、保険業	規模計	7時間26分	—	2.3	44.2	46.5	7.0	—
中小企業	7時間25分	—	—	50.0	40.0	10.0	—	
大企業	7時間27分	—	3.0	42.4	48.5	6.1	—	
不動産業、物品賃貸業	規模計	7時間57分	—	—	—	20.0	80.0	—
中小企業	7時間57分	—	—	—	20.0	80.0	—	
大企業	—	—	—	—	—	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業	規模計	7時間46分	—	—	—	68.4	31.6	—
中小企業	7時間45分	—	—	—	72.7	27.3	—	
大企業	7時間48分	—	—	—	62.5	37.5	—	
宿泊業、飲食サービス業	規模計	7時間28分	11.6	—	9.3	27.9	46.5	4.7
中小企業	7時間41分	6.3	—	12.5	31.3	43.8	6.3	
大企業	6時間51分	27.3	—	—	18.2	54.5	—	
生活関連サービス業、娯楽業	規模計	7時間40分	3.0	3.0	12.1	33.3	45.5	3.0
中小企業	7時間44分	5.3	—	10.5	10.5	68.4	5.3	
大企業	7時間34分	—	7.1	14.3	64.3	14.3	—	
教育、学習支援業	規模計	7時間55分	—	—	—	38.1	57.1	4.8
中小企業	7時間59分	—	—	—	28.6	64.3	7.1	
大企業	7時間49分	—	—	—	57.1	42.9	—	
医療、福祉	規模計	7時間52分	—	—	4.7	26.4	67.9	0.9
中小企業	7時間52分	—	—	6.9	25.0	66.7	1.4	
大企業	7時間53分	—	—	—	29.4	70.6	—	
複合サービス事業	規模計	7時間45分	—	—	—	47.4	52.6	—
中小企業	8時間00分	—	—	—	—	100.0	—	
大企業	7時間45分	—	—	—	50.0	50.0	—	
サービス業	規模計	7時間41分	3.3	—	20.0	38.3	35.0	3.3
中小企業	7時間38分	2.4	—	19.0	42.9	33.3	2.4	
大企業	7時間47分	5.6	—	22.2	27.8	38.9	5.6	

第13図 1日の所定労働時間別事業所割合



### (3) 週所定労働時間

平成24年7月の週所定労働時間は、38時間29分となっている。規模別にみると、中小企業は38時間46分、大企業は37時間44分で中小企業の方が長くなっている。産業別では、サービス業が39時間46分と最も長く、一方、最も短いのは宿泊業、飲食サービス業の35時間23分であり、その差は4時間23分となっている。

また、週所定労働時間の分布状況を見ると、40時間以下の事業所が94.0%、40時間を超え44時間以下の事業所が2.9%、44時間を超える事業所が3.0%となっている。これを産業別にみると、週40時間以下は鉱業、採石業、砂利採取業、情報通信業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業及び複合サービス事業で100.0%となっており、他の産業との差は1.7%～17.9%となっている。なお、40時間を超え44時間以下はサービス業が5.4%と最も多い。週44時間を超える労働時間は電気・ガス・熱供給・水道業とサービス業で12.5%と最も多い。(第21表)

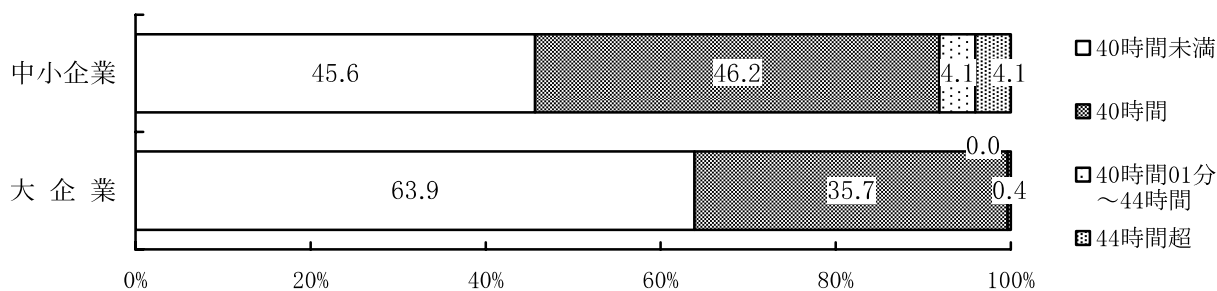
規模別では、大企業の方が週40時間以下の割合が大きい。(第21表、第14図)

労働組合の有無別に週所定労働時間をみると、中小企業、大企業ともに労働組合の有る事業所の方が短くなっている。(第22表)

第21表 週所定労働時間

区 分	所定労働時間	週所定労働時間別事業所割合							
		37:59	38:59	40:00	40:01	42:00	44:00	44:01	
		37:59	39:59	40:00	41:59	43:59	44:00	44:01	
前年産業計	規模計	38時間35分	23.8	31.3	39.1	1.6	1.7	0.3	2.3
	中小企業	38時間49分	17.7	33.6	40.8	2.1	2.3	0.4	3.1
	大企業	37時間56分	41.2	24.4	34.4	—	—	—	—
産 業 計	規模計	38時間29分	25.2	25.4	43.3	1.6	0.9	0.4	3.0
	中小企業	38時間46分	19.3	26.3	46.2	2.2	1.3	0.6	4.1
	大企業	37時間44分	40.7	23.2	35.7	—	—	—	0.4
鉱業、採石業、砂利採取業	規模計	38時間20分	66.7	—	33.3	—	—	—	—
	中小企業	38時間57分	50.0	—	50.0	—	—	—	—
	大企業	37時間05分	100.0	—	—	—	—	—	—
建 設 業	規模計	39時間40分	17.0	35.4	38.1	1.4	1.4	—	6.8
	中小企業	39時間45分	15.7	36.6	37.3	1.5	1.5	—	7.5
	大企業	38時間54分	30.8	23.1	46.2	—	—	—	—
製 造 業	規模計	38時間39分	20.3	40.7	35.0	1.7	0.6	0.6	1.1
	中小企業	38時間42分	18.8	40.6	36.4	1.8	0.6	0.6	1.2
	大企業	37時間58分	41.7	41.7	16.7	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	規模計	39時間03分	25.0	50.0	12.5	—	—	—	12.5
	中小企業	39時間18分	33.3	33.3	16.7	—	—	—	16.7
	大企業	38時間20分	—	100.0	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	規模計	38時間32分	41.7	16.7	41.7	—	—	—	—
	中小企業	38時間37分	40.0	10.0	50.0	—	—	—	—
	大企業	38時間07分	50.0	50.0	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	規模計	39時間28分	18.6	20.3	52.5	—	3.4	1.7	3.4
	中小企業	39時間44分	15.9	20.5	52.3	—	4.5	2.3	4.5
	大企業	38時間41分	26.7	20.0	53.3	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	規模計	36時間57分	31.8	20.7	41.4	2.5	1.5	—	2.0
	中小企業	37時間00分	27.0	17.2	46.7	4.1	2.5	—	2.5
	大企業	36時間52分	39.5	26.3	32.9	—	—	—	1.3
金 融 業、保 険 業	規模計	37時間15分	88.4	4.7	7.0	—	—	—	—
	中小企業	37時間03分	70.0	20.0	10.0	—	—	—	—
	大企業	37時間18分	93.9	—	6.1	—	—	—	—
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	規模計	39時間45分	—	20.0	80.0	—	—	—	—
	中小企業	39時間45分	—	20.0	80.0	—	—	—	—
	大企業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	規模計	39時間02分	26.3	31.6	42.1	—	—	—	—
	中小企業	38時間47分	36.4	27.3	36.4	—	—	—	—
	大企業	39時間22分	12.5	37.5	50.0	—	—	—	—
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	規模計	35時間23分	23.3	9.3	62.8	—	—	2.3	2.3
	中小企業	36時間07分	21.9	9.4	62.5	—	—	3.1	3.1
	大企業	33時間15分	27.3	9.1	63.6	—	—	—	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	規模計	38時間22分	24.2	24.2	48.5	3.0	—	—	—
	中小企業	38時間45分	5.3	15.8	73.7	5.3	—	—	—
	大企業	37時間51分	50.0	35.7	14.3	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業	規模計	39時間38分	9.5	28.6	57.1	—	—	—	4.8
	中小企業	40時間06分	—	21.4	71.4	—	—	—	7.1
	大企業	38時間42分	28.6	42.9	28.6	—	—	—	—
医 療、福 祉	規模計	39時間31分	14.2	16.0	67.9	—	—	0.9	0.9
	中小企業	39時間36分	12.5	12.5	72.2	—	—	1.4	1.4
	大企業	39時間20分	17.6	23.5	58.8	—	—	—	—
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規模計	38時間48分	47.4	—	52.6	—	—	—	—
	中小企業	40時間00分	—	—	100.0	—	—	—	—
	大企業	38時間44分	50.0	—	50.0	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	規模計	39時間46分	16.1	26.8	39.3	3.6	1.8	—	12.5
	中小企業	40時間36分	15.4	20.5	38.5	5.1	2.6	—	17.9
	大企業	37時間51分	17.6	41.2	41.2	—	—	—	—

第14図 週所定労働時間別事業所割合



第22表 労働組合有無別週所定労働時間

区 分	中 小 企 業		大 企 業	
	労 組 有	労 組 無	労 組 有	労 組 無
前 年 産 業 計	38時間52分	38時間48分	37時間29分	38時間50分
産 業 計	38時間20分	38時間51分	37時間30分	38時間10分

(4) 変形労働時間制

変形労働時間制を採用している事業所は、66.5%となっている。形態別では、「1か月単位」が20.2%、「1年単位」が44.5%、「フレックスタイム制」が2.7%、「1週間単位」が2.1%となり、「1年単位」の変形労働時間制が最も多く採用されている。

規模別では、中小企業で66.2%、大企業で67.0%となっている。

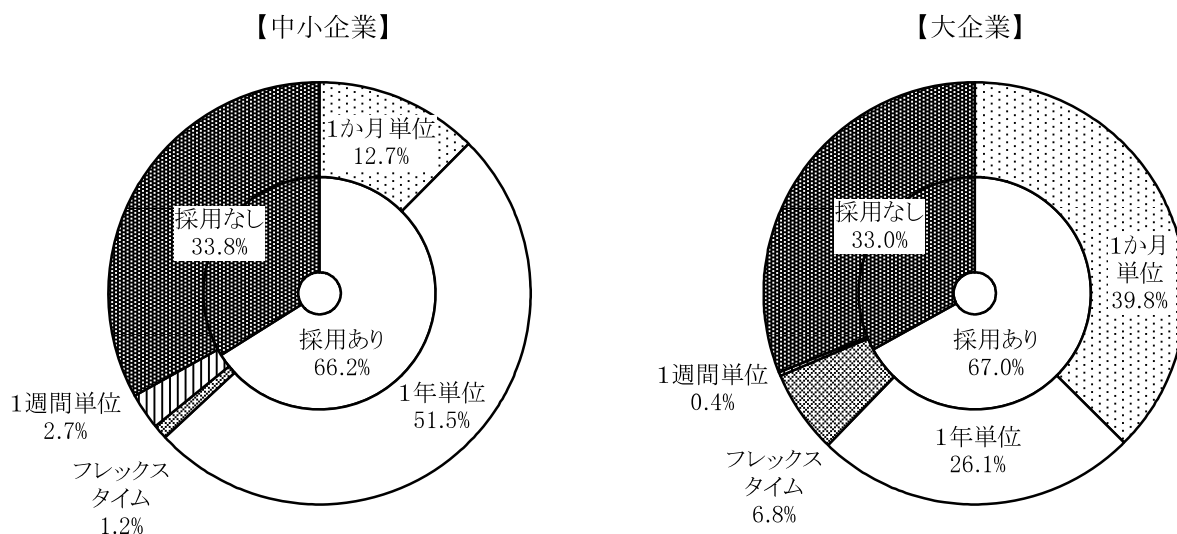
産業別では、製造業の78.2%が最も高く、以下、電気・ガス・熱供給・水道業、宿泊業、飲食サービス業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業と続いている。これらの産業では採用の割合が高く7割を超えている。（第23表、第15図）

また、平成16年度からの変形労働時間制を採用している事業所割合の推移をみると、平成16年度から増加傾向であったが、20年度よりほぼ横ばいとなり、24年度は増加がみられる。（第16図）

第23表 変形労働時間制の形態別事業所

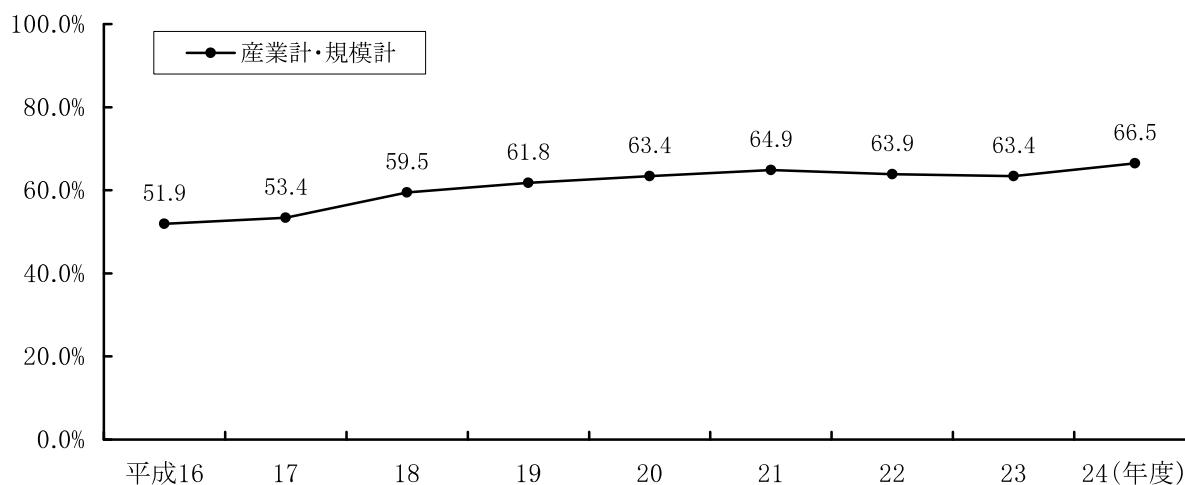
区 分	事業所	変形労働時間制あり				変形労働時間制なし		
		計	1か月単位	1年単位	フレックス タイム		1週間単位	
前 年 産 業 計 規 模 計	100.0	63.4	20.2	42.5	2.6	1.2	36.6	
	中小企業	100.0	67.1	14.5	51.3	2.1	1.5	32.9
	大企業	100.0	52.7	36.3	17.6	3.8	0.4	47.3
	産 業 計 規 模 計	100.0	66.5	20.2	44.5	2.7	2.1	33.5
	中小企業	100.0	66.2	12.7	51.5	1.2	2.7	33.8
	大企業	100.0	67.0	39.8	26.1	6.8	0.4	33.0
鉱業、採石業、砂利採取業	規 模 計	100.0	33.3	—	33.3	—	—	66.7
	中小企業	100.0	50.0	—	50.0	—	—	50.0
	大企業	100.0	—	—	—	—	—	100.0
建 設 業	規 模 計	100.0	66.0	4.1	61.2	1.4	—	34.0
	中小企業	100.0	68.7	3.7	65.7	—	—	31.3
	大企業	100.0	38.5	7.7	15.4	15.4	—	61.5
製 造 業	規 模 計	100.0	78.2	8.4	68.7	3.4	—	21.8
	中小企業	100.0	77.8	7.2	70.1	1.2	—	22.2
	大企業	100.0	83.3	25.0	50.0	33.3	—	16.7
電気・ガス・熱供給・水道業	規 模 計	100.0	75.0	50.0	12.5	12.5	—	25.0
	中小企業	100.0	66.7	33.3	16.7	16.7	—	33.3
	大企業	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—
情 報 通 信 業	規 模 計	100.0	50.0	33.3	—	16.7	—	50.0
	中小企業	100.0	50.0	40.0	—	10.0	—	50.0
	大企業	100.0	50.0	—	—	50.0	—	50.0
運 輸 業、 郵 便 業	規 模 計	100.0	73.8	29.5	44.3	4.9	1.6	26.2
	中小企業	100.0	76.1	19.6	54.3	6.5	2.2	23.9
	大企業	100.0	66.7	60.0	13.3	—	—	33.3
卸 売 業、 小 売 業	規 模 計	100.0	71.7	25.3	42.4	2.5	4.5	28.3
	中小企業	100.0	62.3	12.3	43.4	0.8	7.4	37.7
	大企業	100.0	86.8	46.1	40.8	5.3	—	13.2
金 融 業、 保 険 業	規 模 計	100.0	30.2	27.9	2.3	—	—	69.8
	中小企業	100.0	10.0	10.0	—	—	—	90.0
	大企業	100.0	36.4	33.3	3.0	—	—	63.6
不 動 産 業、 物 品 賃 貸 業	規 模 計	100.0	60.0	—	60.0	—	—	40.0
	中小企業	100.0	60.0	—	60.0	—	—	40.0
	大企業	100.0	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	規 模 計	100.0	42.1	10.5	31.6	5.3	—	57.9
	中小企業	100.0	36.4	—	36.4	—	—	63.6
	大企業	100.0	50.0	25.0	25.0	12.5	—	50.0
宿 泊 業、 飲 食 サービス 業	規 模 計	100.0	74.4	41.9	18.6	—	18.6	25.6
	中小企業	100.0	75.0	31.3	21.9	—	25.0	25.0
	大企業	100.0	72.7	72.7	9.1	—	—	27.3
生 活 関 連 サービス 業、 娯 楽 業	規 模 計	100.0	51.5	21.2	33.3	—	—	48.5
	中小企業	100.0	57.9	21.1	42.1	—	—	42.1
	大企業	100.0	42.9	21.4	21.4	—	—	57.1
教 育、 学 習 支 援 業	規 模 計	100.0	57.1	9.5	47.6	—	—	42.9
	中小企業	100.0	57.1	14.3	42.9	—	—	42.9
	大企業	100.0	57.1	—	57.1	—	—	42.9
医 療、 福 祉	規 模 計	100.0	62.3	34.9	34.0	0.9	—	37.7
	中小企業	100.0	56.9	25.0	37.5	—	—	43.1
	大企業	100.0	73.5	55.9	26.5	2.9	—	26.5
複 合 サービス 事 業	規 模 計	100.0	68.4	31.6	10.5	21.1	5.3	31.6
	中小企業	100.0	—	—	—	—	—	100.0
	大企業	100.0	72.2	33.3	11.1	22.2	5.6	27.8
サ ー ビ ス 業	規 模 計	100.0	58.3	20.0	38.3	1.7	1.7	41.7
	中小企業	100.0	57.1	14.3	40.5	—	2.4	42.9
	大企業	100.0	61.1	33.3	33.3	5.6	—	38.9

第15図 変形労働時間制の採用状況



(注) 変形労働時間制の計は、複数の変形制を実施している事業所があり、内訳を合計した%と一致しないことがある。

第16図 変形労働時間制の採用事業所割合の推移



(注) 1 平成16年度は合併前の旧新潟市の数値  
 2 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値



## 第5 休日・休暇

### 1 休日数

#### (1) 年間休日

年間休日数は、平均107.0日となっている。規模別では、中小企業が104.6日、大企業が113.3日と大企業の方が8.7日多くなっている。産業別では、金融業、保険業の120.0日、教育、学習支援業の119.5日、電気・ガス・熱供給・水道業の115.8日、鉱業、採石業、砂利採取業の115.7日が多く、他の産業では、93.6～114.3日となっている。（第24表）

また、平成16年度からの年間休日数の推移をみると、107日前後で概ね横ばいの推移となっている。（第17図）

#### (2) 週休日，特別休日

週休日数は、平均90.6日となっている。規模別では、中小企業が87.6日、大企業が98.5日と大企業の方が10.9日多くなっている。産業別では、金融業、保険業の103.9日、電気・ガス・熱供給・水道業の103.5日が多く、他の産業では、83.6～98.7日となっている。

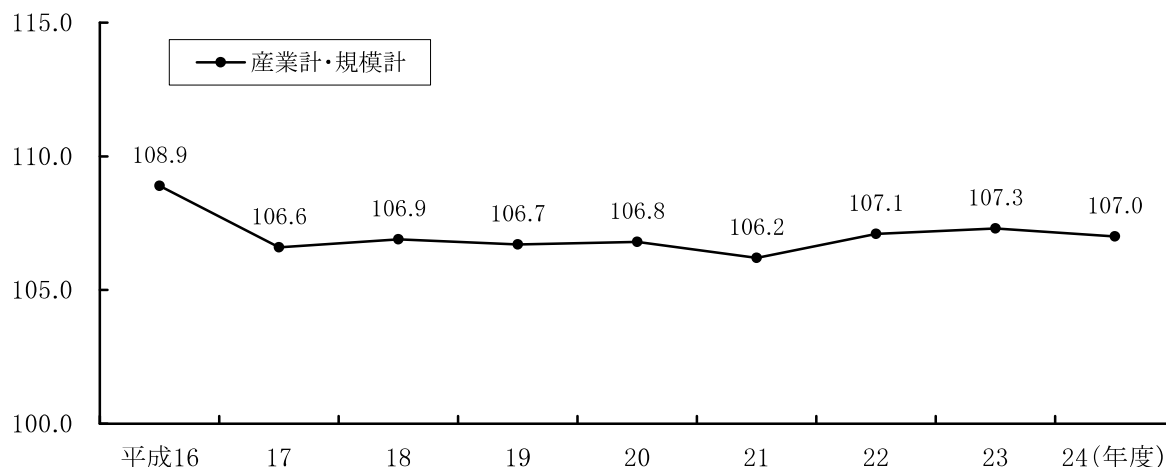
特別休日についてみると、「国民の休日」は平均7.5日、「年始期間の休日」は平均3.2日、「ゴールデンウィーク」は平均3.8日、「夏季期間の休日」は平均3.2日、「年末期間の休日」は平均1.7日となっている。（第24表）

第24表 年間休日状況

単位：日

区 分	年間休日数	週休日	特別休日の状況					
			国民の祝日	年始期間 の休日	ゴールデン ウィーク	夏季期間 の休日	年末期間 の休日	その他 の休日
<b>産 業 計 規 模 計</b>	<b>107.0</b>	<b>90.6</b>	<b>7.5</b>	<b>3.2</b>	<b>3.8</b>	<b>3.2</b>	<b>1.7</b>	<b>2.3</b>
中小企業	104.6	87.6	7.7	3.4	3.9	3.4	1.8	1.7
大企業	113.3	98.5	7.1	3.0	3.4	2.7	1.6	3.6
<b>鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計</b>	<b>115.7</b>	<b>95.7</b>	<b>8.3</b>	<b>3.7</b>	<b>5.0</b>	<b>2.5</b>	<b>0.7</b>	<b>1.0</b>
中小企業	113.5	91.0	9.0	4.5	5.5	2.5	0.5	1.0
大企業	120.0	105.0	7.0	2.0	4.0	—	1.0	1.0
<b>建 設 業 規 模 計</b>	<b>104.2</b>	<b>83.6</b>	<b>8.0</b>	<b>3.8</b>	<b>4.0</b>	<b>3.8</b>	<b>1.9</b>	<b>0.6</b>
中小企業	102.5	81.9	8.1	3.9	4.0	3.7	1.9	0.6
大企業	121.5	101.3	7.5	2.9	4.1	4.1	2.2	0.3
<b>製 造 業 規 模 計</b>	<b>106.0</b>	<b>87.0</b>	<b>7.9</b>	<b>3.5</b>	<b>4.1</b>	<b>3.8</b>	<b>1.7</b>	<b>3.4</b>
中小企業	105.4	86.3	7.9	3.6	4.1	3.8	1.7	3.5
大企業	115.3	96.6	8.3	3.0	4.1	3.7	1.8	2.1
<b>電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計</b>	<b>115.8</b>	<b>103.5</b>	<b>7.0</b>	<b>2.3</b>	<b>3.0</b>	<b>2.8</b>	<b>1.3</b>	<b>2.5</b>
中小企業	114.7	103.0	7.0	2.5	2.5	2.8	1.5	2.5
大企業	119.0	105.0	7.0	2.0	4.0	—	1.0	—
<b>情 報 通 信 業 規 模 計</b>	<b>114.0</b>	<b>98.6</b>	<b>7.1</b>	<b>3.2</b>	<b>3.4</b>	<b>1.9</b>	<b>1.8</b>	<b>0.3</b>
中小企業	112.8	97.3	7.1	3.3	3.6	2.0	2.0	0.4
大企業	120.0	105.0	7.0	2.5	3.0	1.5	1.0	0.0
<b>運 輸 業 、 郵 便 業 規 模 計</b>	<b>104.4</b>	<b>86.7</b>	<b>7.3</b>	<b>4.0</b>	<b>4.0</b>	<b>2.8</b>	<b>1.8</b>	<b>2.0</b>
中小企業	101.6	84.3	7.2	3.1	3.9	2.9	1.8	2.0
大企業	113.1	93.9	7.8	7.3	4.2	2.5	2.2	2.0
<b>卸 売 業 、 小 売 業 規 模 計</b>	<b>104.6</b>	<b>91.4</b>	<b>7.5</b>	<b>3.0</b>	<b>3.7</b>	<b>3.3</b>	<b>1.8</b>	<b>3.7</b>
中小企業	102.4	89.1	7.9	3.2	3.9	3.3	1.8	1.5
大企業	108.0	95.0	6.8	2.7	3.4	3.3	1.7	6.4
<b>金 融 業 、 保 険 業 規 模 計</b>	<b>120.0</b>	<b>103.9</b>	<b>7.2</b>	<b>2.5</b>	<b>3.5</b>	<b>1.1</b>	<b>1.3</b>	<b>1.1</b>
中小企業	123.6	105.0	7.1	2.6	3.6	3.5	1.4	2.7
大企業	118.9	103.6	7.2	2.5	3.4	0.7	1.3	0.5
<b>不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業 規 模 計</b>	<b>112.2</b>	<b>90.6</b>	<b>10.0</b>	<b>3.2</b>	<b>4.6</b>	<b>3.6</b>	<b>2.2</b>	<b>0.0</b>
中小企業	112.2	90.6	10.0	3.2	4.6	3.6	2.2	0.0
大企業	—	—	—	—	—	—	—	—
<b>学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業 規 模 計</b>	<b>112.3</b>	<b>94.1</b>	<b>7.5</b>	<b>3.2</b>	<b>3.6</b>	<b>3.2</b>	<b>1.7</b>	<b>1.3</b>
中小企業	108.5	88.2	7.7	3.4	4.0	3.7	2.0	1.7
大企業	117.6	102.3	7.1	3.0	3.0	2.6	1.3	0.8
<b>宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業 規 模 計</b>	<b>93.6</b>	<b>85.6</b>	<b>4.3</b>	<b>1.9</b>	<b>1.6</b>	<b>1.9</b>	<b>1.2</b>	<b>7.4</b>
中小企業	89.9	82.7	5.0	2.0	1.7	2.1	1.3	2.2
大企業	105.5	94.9	0.0	1.4	1.0	0.0	0.3	31.7
<b>生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業 規 模 計</b>	<b>103.0</b>	<b>93.3</b>	<b>7.0</b>	<b>2.7</b>	<b>2.2</b>	<b>1.7</b>	<b>1.3</b>	<b>0.9</b>
中小企業	96.9	87.5	6.7	3.0	2.4	2.3	1.1	0.9
大企業	111.3	101.1	7.2	2.2	2.0	1.0	1.4	0.8
<b>教 育 、 学 習 支 援 業 規 模 計</b>	<b>119.5</b>	<b>97.8</b>	<b>7.1</b>	<b>3.2</b>	<b>3.5</b>	<b>6.0</b>	<b>2.5</b>	<b>0.5</b>
中小企業	118.0	98.0	6.7	3.1	3.9	4.8	2.5	0.6
大企業	122.4	97.3	7.7	3.4	2.7	8.3	2.6	0.5
<b>医 療 、 福 祉 規 模 計</b>	<b>113.1</b>	<b>98.7</b>	<b>7.4</b>	<b>2.9</b>	<b>4.0</b>	<b>2.7</b>	<b>2.0</b>	<b>0.6</b>
中小企業	113.6	97.2	7.5	3.0	4.2	2.8	2.1	0.7
大企業	112.2	102.0	7.3	2.7	3.5	2.1	1.5	0.5
<b>複 合 サ ー ビ ス 事 業 規 模 計</b>	<b>114.3</b>	<b>96.3</b>	<b>7.1</b>	<b>2.9</b>	<b>3.7</b>	<b>3.0</b>	<b>1.3</b>	<b>3.6</b>
中小企業	105.0	105.0	—	—	—	—	—	—
大企業	114.8	95.8	7.1	2.9	3.7	3.0	1.3	3.6
<b>サ ー ビ ス 業 規 模 計</b>	<b>106.5</b>	<b>88.8</b>	<b>7.7</b>	<b>3.1</b>	<b>3.5</b>	<b>2.7</b>	<b>1.7</b>	<b>3.1</b>
中小企業	101.7	84.0	8.0	3.2	3.6	2.8	1.8	1.0
大企業	117.7	99.9	6.8	2.8	3.1	2.4	1.4	7.9

第17図 年間休日数の推移



- (注) 1 平成16年度は合併前の旧新潟市の数値  
2 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値

## 2 週休2日制

「完全週休2日制」を実施している事業所は、全体の34.9%（334事業所）となっている。規模別では、中小企業が26.6%、大企業が57.0%で実施している。産業別では、電気・ガス・熱供給・水道業が87.5%、金融業、保険業が83.7%と「完全週休2日制」の実施が高く、他の産業に比べて高い割合となっている。（第25表）

また、平成16年度からの完全週休2日制採用状況の推移をみると、平成19年度以降50%台で推移していたが、23年度は平成18年度以来の60%台となったが、24年度は再び30%台に下がり、平成16年度以降で最も低い割合となっている。なお、平成18年度からは「1年単位の変形労働時間制」を採用している事業所について、年間休日数を基に週休制の区分をしたことから、大幅な増加となっている。（第18図）

週休制の形態別に適用労働者をみると、何らかの形で週休2日制の適用を受ける労働者は全労働者の96.7%となっており、また、「完全週休2日制」の適用を受ける労働者は、全体の42.2%となっている。（第26表）

労働組合の有無別にみると、何らかの形で週休2日制の採用率は、中小企業では労働組合のある事業所で97.9%、ない事業所で94.6%となっている。また、大企業では労働組合のある事業所で98.2%、ない事業所で95.7%となっている。

「完全週休2日制」については、中小企業、大企業ともに労働組合のある事業所の方が採用率が高くなっている。（第27表）

第25表 週休制の形態別採用状況（産業別事業所割合）

単位：％

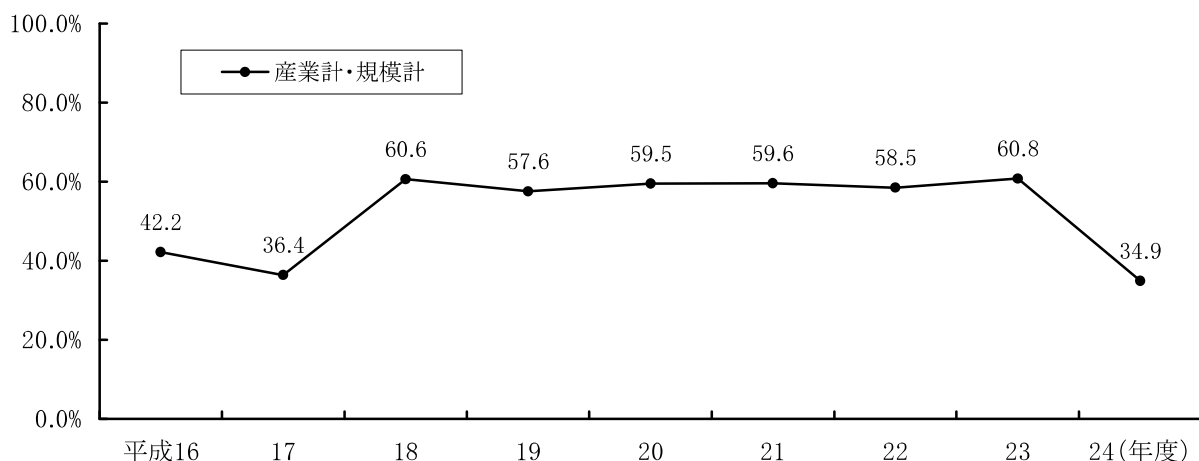
区 分	事業所計	計	何らかの形での週休2日制					その他	
			完全	月3回	隔週	月2回	月1回		
前年産業計	規模計	100.0	98.2	60.8	29.3	4.3	2.3	1.5	1.8
	中小企業	100.0	98.0	52.3	35.5	5.2	3.1	1.9	2.0
	大企業	100.0	98.4	84.7	11.8	1.5	—	0.4	1.6
産 業 計	規模計	100.0	95.7	34.9	23.8	17.2	6.0	13.8	4.3
	中小企業	100.0	95.1	26.6	23.7	19.8	7.4	17.7	4.9
	大企業	100.0	97.3	57.0	24.3	10.3	2.3	3.4	2.7
鉱業、採石業、砂利採取業	規模計	100.0	100.0	66.7	—	—	33.3	—	—
	中小企業	100.0	100.0	50.0	—	—	50.0	—	—
	大企業	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—
建 設 業	規模計	100.0	92.5	23.1	15.0	19.7	11.6	23.1	7.5
	中小企業	100.0	91.8	17.9	15.7	20.1	12.7	25.4	8.2
	大企業	100.0	100.0	76.9	7.7	15.4	—	—	—
製 造 業	規模計	100.0	96.1	19.0	26.8	28.5	6.1	15.6	3.9
	中小企業	100.0	95.8	18.0	25.7	28.7	6.6	16.8	4.2
	大企業	100.0	100.0	33.3	41.7	25.0	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	規模計	100.0	100.0	87.5	12.5	—	—	—	—
	中小企業	100.0	100.0	83.3	16.7	—	—	—	—
	大企業	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	規模計	100.0	100.0	58.3	33.3	—	—	8.3	—
	中小企業	100.0	100.0	50.0	40.0	—	—	10.0	—
	大企業	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	規模計	100.0	93.4	27.9	29.5	14.8	3.3	18.0	6.6
	中小企業	100.0	91.3	19.6	28.3	19.6	2.2	21.7	8.7
	大企業	100.0	100.0	53.3	33.3	—	6.7	6.7	—
卸 売 業、小 売 業	規模計	100.0	97.5	32.3	29.3	18.2	4.0	13.6	2.5
	中小企業	100.0	96.7	25.4	28.7	18.9	4.9	18.9	3.3
	大企業	100.0	98.7	43.4	30.3	17.1	2.6	5.3	1.3
金 融 業、保 険 業	規模計	100.0	100.0	83.7	16.3	—	—	—	—
	中小企業	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—
	大企業	100.0	100.0	78.8	21.2	—	—	—	—
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	規模計	100.0	100.0	40.0	20.0	—	40.0	—	—
	中小企業	100.0	100.0	40.0	20.0	—	40.0	—	—
	大企業	—	—	—	—	—	—	—	—
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	規模計	100.0	94.7	42.1	36.8	10.5	—	5.3	5.3
	中小企業	100.0	90.9	27.3	36.4	18.2	—	9.1	9.1
	大企業	100.0	100.0	62.5	37.5	—	—	—	—
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	規模計	100.0	86.0	23.3	14.0	16.3	2.3	30.2	14.0
	中小企業	100.0	90.6	15.6	12.5	21.9	3.1	37.5	9.4
	大企業	100.0	72.7	45.5	18.2	—	—	9.1	27.3
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	規模計	100.0	97.0	39.4	27.3	18.2	6.1	6.1	3.0
	中小企業	100.0	94.7	21.1	31.6	21.1	10.5	10.5	5.3
	大企業	100.0	100.0	64.3	21.4	14.3	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業	規模計	100.0	100.0	66.7	23.8	—	4.8	4.8	—
	中小企業	100.0	100.0	64.3	28.6	—	7.1	—	—
	大企業	100.0	100.0	71.4	14.3	—	—	14.3	—
医 療、福 祉	規模計	100.0	99.0	57.1	21.9	12.4	3.8	3.8	1.0
	中小企業	100.0	98.6	51.4	27.8	13.9	1.4	4.2	1.4
	大企業	100.0	100.0	69.7	9.1	9.1	9.1	3.0	—
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規模計	100.0	100.0	42.1	42.1	10.5	—	5.3	—
	中小企業	100.0	100.0	100.0	—	—	—	—	—
	大企業	100.0	100.0	38.9	44.4	11.1	—	5.6	—
サ ー ビ ス 業	規模計	100.0	91.7	30.0	18.3	15.0	13.3	15.0	8.3
	中小企業	100.0	95.2	19.0	19.0	16.7	19.0	21.4	4.8
	大企業	100.0	83.3	55.6	16.7	11.1	—	—	16.7

(注) 1 「その他」とは週休1日制，週休1日半制など，何らかの形での週休2日制でないものをいう。

2 「1年単位の変形労働時間制」を採用している事業所については，年間休日数を基に週休制の形態を区分している。

(例：「年間休日数105日以上」であれば，「完全週休2日制」とする。)

第18図 完全週休2日制の採用状況の推移



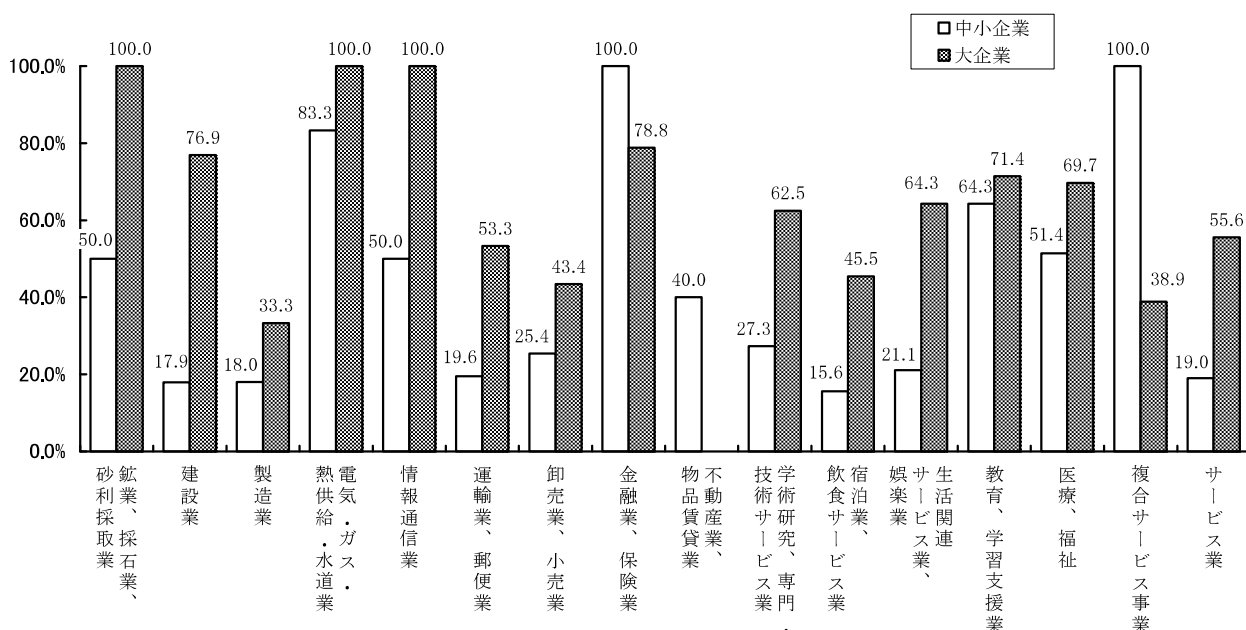
- (注) 1 平成18年度以降は「1年単位の変形労働時間制」を採用している事業所について、年間休日日数を基に週休制の形態を区別している。  
 (例：「年間休日日数105日以上」であれば、「完全週休2日制」とする。)  
 2 平成16年度は合併前の旧新潟市の数値  
 3 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値

第26表 週休制の形態別採用状況（適用労働者割合）

単位：%

区分	事業所計	計	何らかの形での週休2日制					その他
			完全	月3回	隔週	月2回	月1回	
適用労働者								
前年規模計	100.0	99.3	82.4	15.2	0.8	0.7	0.2	0.7
産業計	100.0	96.7	42.2	26.2	16.3	3.6	8.4	3.2
中小企業	100.0	95.2	30.8	27.7	17.7	5.5	13.6	4.6
大企業	100.0	98.6	57.8	24.2	14.3	1.0	1.4	1.2

第19図 完全週休2日制の規模別採用状況（産業別事業所割合）



第27表 労働組合の有無別週休制の形態別採用状況（事業所割合）

単位：％

区 分		事業所計	計	何らかの形での週休2日制					その他
				完全	月3回	隔週	月2回	月1回	
中小企業	労組有	100.0	97.9	38.5	30.2	16.7	1.0	11.5	2.1
	労組無	100.0	94.6	24.6	22.6	20.3	8.4	18.8	5.4
大企業	労組有	100.0	98.2	58.5	27.5	9.4	1.2	1.8	1.8
	労組無	100.0	95.7	54.3	18.5	12.0	4.3	6.5	4.3

### 3 年次有給休暇

年次有給休暇の付与日数（繰り越し分は除く）は、全体で16.9日となっている。産業別では、電気・ガス・熱供給・水道業が22.1日と最も多く、鉱業、採石業、砂利採取業の19.2日が続いている。規模別では、一部産業を除き大企業の付与日数がやや多い傾向がみられる。

取得日数は全体で6.2日、取得率は37.0%となっている。取得率を産業別にみると鉱業、採石業、砂利採取業の65.7%が最も高く、電気・ガス・熱供給・水道業の55.3%が続き、情報通信業の13.6%が最も低くなっている。（第28表）

労働組合の有無別にみると、労働組合のある事業所では年次有給休暇の付与日数は、中小企業で16.8日、大企業で18.0日、取得率は中小企業で44.1%、大企業で44.4%となっており、いずれも労働組合のない事業所に比べ高くなっている。（第29表）

第28表 年次有給休暇の付与・取得状況

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	付与日数	取得日数	取得率	付与日数	取得日数	取得率	付与日数	取得日数	取得率
	日	日	%	日	日	%	日	日	%
前 年 産 業 計	16.4	5.8	35.4	16.2	5.5	33.7	16.8	6.6	39.1
産 業 計	<b>16.9</b>	<b>6.2</b>	<b>37.0</b>	<b>16.6</b>	<b>5.8</b>	<b>35.1</b>	<b>17.4</b>	<b>7.1</b>	<b>40.8</b>
鉱業、採石業、砂利採取業	19.2	12.6	65.7	19.1	11.3	58.8	19.3	14.6	75.4
建設業	17.4	5.5	31.8	17.1	5.4	31.4	18.8	6.5	34.5
製造業	17.4	6.6	38.2	17.2	6.4	37.0	18.3	8.4	46.0
電気・ガス・熱供給・水道業	22.1	12.2	55.3	23.5	9.6	40.9	20.0	15.8	79.0
情報通信業	18.1	2.5	13.6	18.1	2.3	12.8	18.2	3.1	17.1
運輸業、郵便業	16.5	7.9	48.1	15.9	6.5	40.9	18.2	11.8	65.2
卸売業、小売業	17.3	4.7	27.5	17.2	4.5	26.2	17.3	5.0	28.8
金融業、保険業	18.3	9.3	50.9	18.4	9.5	51.5	18.2	9.2	50.6
不動産業、物品賃貸業	17.3	4.5	26.3	17.3	4.5	26.3	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	17.6	7.9	44.9	17.2	6.4	37.2	17.9	9.3	52.0
宿泊業、飲食サービス業	13.9	3.4	24.7	15.0	4.0	26.8	12.1	2.4	19.7
生活関連サービス業、娯楽業	16.7	4.0	23.7	16.4	2.2	13.7	17.4	7.0	40.2
教育、学習支援業	17.3	6.9	40.1	16.0	7.6	47.3	18.8	6.2	33.1
医療、福祉	15.8	7.4	46.8	15.5	7.6	49.4	16.3	7.0	42.8
複合サービス事業	18.5	6.2	33.4	20.0	0.0	0.0	18.4	6.6	35.8
サービス業	14.6	5.5	37.3	13.9	4.7	34.1	17.0	7.8	45.7

第29表 労働組合の有無別年次有給休暇の付与・取得状況

区 分	中 小 企 業						大 企 業					
	付与日数		取得日数		取得率		付与日数		取得日数		取得率	
	労組有	労組無	労組有	労組無	労組有	労組無	労組有	労組無	労組有	労組無	労組有	労組無
	日	日	日	日	%	%	日	日	日	日	%	%
前年産業計	17.2	16.0	6.9	5.2	40.3	32.4	17.1	16.2	7.4	4.8	43.0	29.6
産 業 計	16.8	16.5	7.4	5.5	44.1	33.1	18.0	16.3	8.0	5.3	44.4	32.2

#### 4 特別休暇

特別休暇を採用している事業所の割合は、夏季休暇で31.0%、病気休暇で24.9%、リフレッシュ休暇で15.5%、ボランティア休暇で9.0%、教育訓練休暇（自己啓発のための休暇）で3.4%となっている。

産業別では、夏季休暇は複合サービス事業と教育、学習支援業で、病気休暇は教育、学習支援業で、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇は金融業、保険業で、教育訓練休暇は電気・ガス・熱供給・水道業で、それぞれ他の産業に比べて高くなっている。（第30表）

第30表 特別休暇の採用状況

単位：％

区 分	夏季休暇	病気休暇	リフレッシュ 休 暇	ボランティア 休 暇	教育訓練休暇	その他
前 年 産 業 計 規 模 計	—	—	16.8	9.8	3.1	38.9
中 小 企 業	—	—	7.1	3.2	2.7	35.3
大 企 業	—	—	44.7	28.6	4.2	49.2
産 業 計 規 模 計	<b>31.0</b>	<b>24.9</b>	<b>15.5</b>	<b>9.0</b>	<b>3.4</b>	<b>83.5</b>
中 小 企 業	29.6	23.6	8.2	2.7	3.5	80.1
大 企 業	34.5	28.4	34.8	25.4	3.4	92.4
鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計	<b>33.3</b>	<b>33.3</b>	<b>33.3</b>	<b>33.3</b>	—	<b>100.0</b>
中 小 企 業	50.0	50.0	—	—	—	100.0
大 企 業	—	—	100.0	100.0	—	100.0
建 設 業 規 模 計	<b>36.7</b>	<b>23.8</b>	<b>11.6</b>	<b>3.4</b>	<b>6.1</b>	<b>83.0</b>
中 小 企 業	32.1	21.6	8.2	0.7	6.7	82.1
大 企 業	84.6	46.2	46.2	30.8	—	92.3
製 造 業 規 模 計	<b>27.9</b>	<b>20.7</b>	<b>8.9</b>	<b>2.8</b>	<b>1.7</b>	<b>82.7</b>
中 小 企 業	26.9	20.4	4.8	1.2	1.8	82.0
大 企 業	41.7	25.0	66.7	25.0	—	91.7
電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計	<b>62.5</b>	<b>25.0</b>	<b>25.0</b>	<b>50.0</b>	<b>37.5</b>	<b>87.5</b>
中 小 企 業	50.0	33.3	33.3	33.3	16.7	83.3
大 企 業	100.0	—	—	100.0	100.0	100.0
情 報 通 信 業 規 模 計	<b>41.7</b>	<b>25.0</b>	<b>16.7</b>	—	—	<b>91.7</b>
中 小 企 業	40.0	10.0	—	—	—	90.0
大 企 業	50.0	100.0	100.0	—	—	100.0
運 輸 業 、 郵 便 業 規 模 計	<b>26.2</b>	<b>24.6</b>	<b>14.8</b>	<b>21.3</b>	<b>9.8</b>	<b>75.4</b>
中 小 企 業	21.7	13.0	8.7	8.7	8.7	69.6
大 企 業	40.0	60.0	33.3	60.0	13.3	93.3
卸 売 業 、 小 売 業 規 模 計	<b>25.0</b>	<b>17.0</b>	<b>11.0</b>	<b>1.5</b>	<b>1.5</b>	<b>78.0</b>
中 小 企 業	26.6	21.0	4.0	0.8	1.6	66.1
大 企 業	22.4	10.5	22.4	2.6	1.3	97.4
金 融 業 、 保 険 業 規 模 計	<b>20.9</b>	<b>30.2</b>	<b>67.4</b>	<b>58.1</b>	<b>2.3</b>	<b>81.4</b>
中 小 企 業	40.0	30.0	60.0	10.0	—	90.0
大 企 業	15.2	30.3	69.7	72.7	3.0	78.8
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業 規 模 計	<b>20.0</b>	<b>20.0</b>	—	—	—	<b>100.0</b>
中 小 企 業	20.0	20.0	—	—	—	100.0
大 企 業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業 規 模 計	<b>42.1</b>	<b>47.4</b>	<b>26.3</b>	<b>5.3</b>	<b>5.3</b>	<b>89.5</b>
中 小 企 業	45.5	36.4	27.3	—	—	81.8
大 企 業	37.5	62.5	25.0	12.5	12.5	100.0
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業 規 模 計	<b>9.3</b>	<b>7.0</b>	<b>7.0</b>	—	<b>4.7</b>	<b>86.0</b>
中 小 企 業	12.5	9.4	3.1	—	6.3	84.4
大 企 業	—	—	18.2	—	—	90.9
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業 規 模 計	<b>18.2</b>	<b>57.6</b>	<b>18.2</b>	<b>21.2</b>	—	<b>87.9</b>
中 小 企 業	10.5	63.2	—	—	—	84.2
大 企 業	28.6	50.0	42.9	50.0	—	92.9
教 育 、 学 習 支 援 業 規 模 計	<b>71.4</b>	<b>71.4</b>	<b>33.3</b>	<b>28.6</b>	<b>14.3</b>	<b>95.2</b>
中 小 企 業	64.3	57.1	28.6	14.3	21.4	100.0
大 企 業	85.7	100.0	42.9	57.1	—	85.7
医 療 、 福 祉 規 模 計	<b>39.6</b>	<b>28.3</b>	<b>18.9</b>	<b>4.7</b>	—	<b>91.5</b>
中 小 企 業	50.0	34.7	15.3	5.6	—	91.7
大 企 業	17.6	14.7	26.5	2.9	—	91.2
複 合 サ ー ビ ス 事 業 規 模 計	<b>78.9</b>	<b>47.4</b>	—	<b>26.3</b>	<b>5.3</b>	<b>94.7</b>
中 小 企 業	100.0	100.0	—	—	—	100.0
大 企 業	77.8	44.4	—	27.8	5.6	94.4
サ ー ビ ス 業 規 模 計	<b>26.7</b>	<b>21.7</b>	<b>16.7</b>	<b>10.0</b>	<b>1.7</b>	<b>83.3</b>
中 小 企 業	11.9	19.0	4.8	4.8	—	78.6
大 企 業	61.1	27.8	44.4	22.2	5.6	94.4

(注)1 リフレッシュ休暇とは、労働者の勤続年数の節目(10年、20年等)に、心身のリフレッシュを目的として与えられる休暇をいう。

2 ボランティア休暇とは、労働者が行う社会貢献活動を企業が支援するための休暇制度をいう。

3 自己啓発のための休暇とは、労働者個人が、各種の教育訓練の受講や免許資格取得等の自己啓発を行うために取得できる休暇をいう。



## 第6 育児休業制度

### 1 育児休業制度の規定状況

回答のあった959事業所のうち、育児休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所は87.1%となっている。規模別では、中小企業で82.6%、大企業で98.9%と大企業の割合が高くなっている。産業別では、鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、教育、学習支援業、複合サービス事業が100.0%と最も高くなっている。

制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所のうち、取得可能な休業期間が「子が1歳6か月に達するまで」が86.0%となっている。一方、「子が2歳に達するまで」が3.2%、「子が3歳に達するまで」が4.9%、「子の小学校就学まで」が0.7%となっている。（第31表）

また、平成16年度からの育児休業制度の規定状況の推移をみると、平成19年度以降横ばい傾向にある。（第21図）

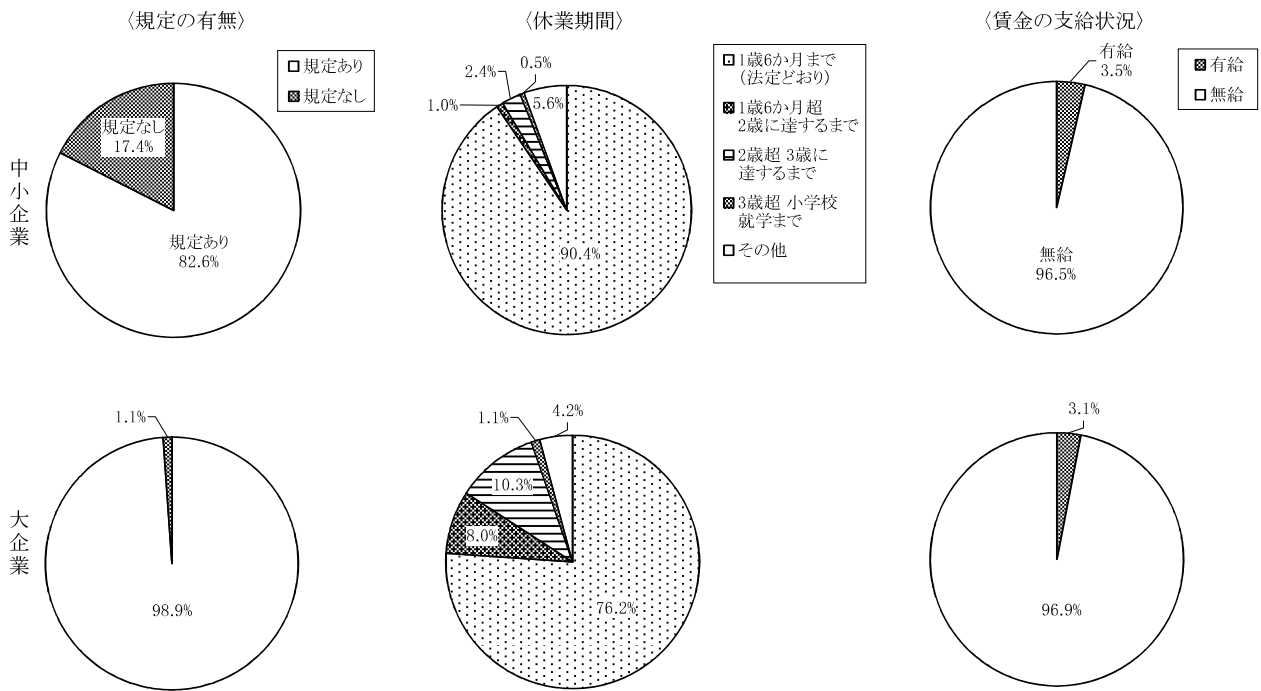
第31表 育児休業制度の規定状況

単位：％

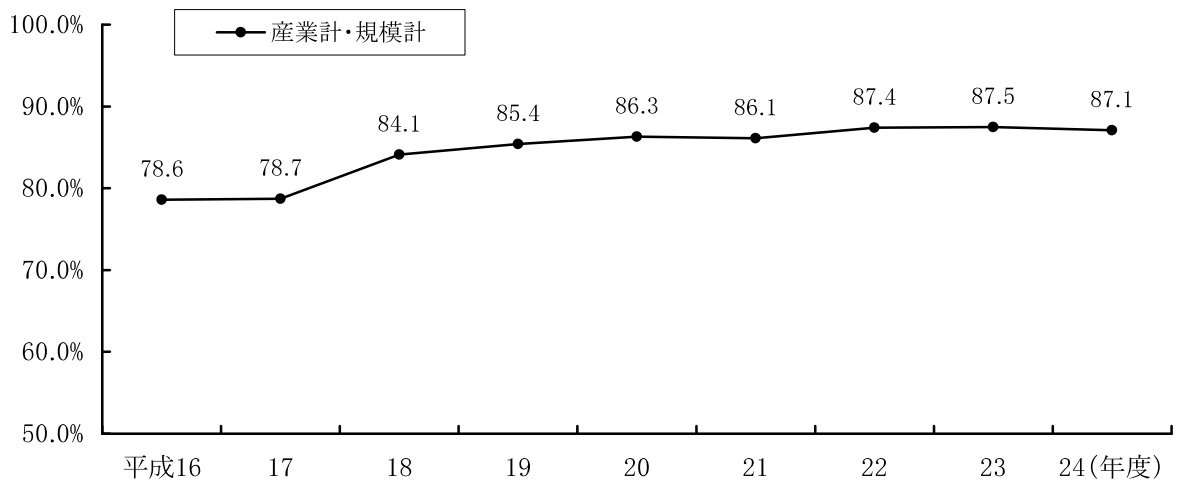
区 分	育児休業 制度を定 めている 事業所	休 業 期 間					有給事業所
		1歳6か月まで (法定どおり)	1歳6か月超 2歳に達する まで	2歳超 3歳に 達するまで	3歳超 小学校 就学まで	その他	
前 年 産 業 計 規 模 計	87.5	83.8	4.2	3.8	0.6	7.6	3.3
中 小 企 業	83.3	85.7	1.9	3.4	0.5	8.5	2.6
大 企 業	99.6	79.2	9.6	5.0	0.8	5.4	5.0
産 業 計 規 模 計	87.1	86.0	3.2	4.9	0.7	5.1	3.4
中 小 企 業	82.6	90.4	1.0	2.4	0.5	5.6	3.5
大 企 業	98.9	76.2	8.0	10.3	1.1	4.2	3.1
鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計	100.0	100.0	—	—	—	—	66.7
中 小 企 業	100.0	100.0	—	—	—	—	50.0
大 企 業	100.0	100.0	—	—	—	—	100.0
建 設 業 規 模 計	80.3	94.1	1.7	—	—	4.2	2.5
中 小 企 業	78.4	95.2	—	—	—	4.8	2.9
大 企 業	100.0	84.6	15.4	—	—	—	—
製 造 業 規 模 計	80.4	91.0	3.5	2.1	0.7	2.8	3.5
中 小 企 業	79.0	93.2	2.3	1.5	0.8	2.3	3.8
大 企 業	100.0	66.7	16.7	8.3	—	8.3	—
電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計	100.0	62.5	25.0	12.5	—	—	—
中 小 企 業	100.0	83.3	—	16.7	—	—	—
大 企 業	100.0	—	100.0	—	—	—	—
情 報 通 信 業 規 模 計	91.7	90.9	—	—	—	9.1	—
中 小 企 業	90.0	88.9	—	—	—	11.1	—
大 企 業	100.0	100.0	—	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業 規 模 計	93.4	78.9	1.8	10.5	—	8.8	3.5
中 小 企 業	91.3	92.9	2.4	—	—	4.8	2.4
大 企 業	100.0	40.0	—	40.0	—	20.0	6.7
卸 売 業 、 小 売 業 規 模 計	85.0	86.5	2.4	5.9	1.2	4.1	1.8
中 小 企 業	76.6	87.4	—	5.3	1.1	6.3	3.2
大 企 業	98.7	85.3	5.3	6.7	1.3	1.3	—
金 融 業 、 保 険 業 規 模 計	100.0	72.1	20.9	4.7	—	2.3	4.7
中 小 企 業	100.0	90.0	10.0	—	—	—	10.0
大 企 業	100.0	66.7	24.2	6.1	—	3.0	3.0
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業 規 模 計	100.0	100.0	—	—	—	—	—
中 小 企 業	100.0	100.0	—	—	—	—	—
大 企 業	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業 規 模 計	89.5	76.5	5.9	5.9	—	11.8	—
中 小 企 業	81.8	100.0	—	—	—	—	—
大 企 業	100.0	50.0	12.5	12.5	—	25.0	—
宿 泊 業 、 飲 食 サービス業 規 模 計	79.1	94.1	—	—	—	5.9	5.9
中 小 企 業	71.9	91.3	—	—	—	8.7	8.7
大 企 業	100.0	100.0	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業 規 模 計	93.9	90.3	—	—	—	9.7	3.2
中 小 企 業	89.5	94.1	—	—	—	5.9	5.9
大 企 業	100.0	85.7	—	—	—	14.3	—
教 育 、 学 習 支 援 業 規 模 計	100.0	52.4	—	38.1	4.8	4.8	4.8
中 小 企 業	100.0	64.3	—	21.4	7.1	7.1	7.1
大 企 業	100.0	28.6	—	71.4	—	—	—
医 療 、 福 祉 規 模 計	97.2	88.3	1.0	2.9	—	7.8	1.9
中 小 企 業	98.6	85.9	1.4	1.4	—	11.3	—
大 企 業	94.1	93.8	—	6.3	—	—	6.3
複 合 サービス事業 規 模 計	100.0	78.9	—	10.5	10.5	—	10.5
中 小 企 業	100.0	100.0	—	—	—	—	100.0
大 企 業	100.0	77.8	—	11.1	11.1	—	5.6
サ ー ビ ス 業 規 模 計	85.0	78.4	3.9	9.8	—	7.8	5.9
中 小 企 業	78.6	84.8	—	6.1	—	9.1	3.0
大 企 業	100.0	66.7	11.1	16.7	—	5.6	11.1

(注) 1 「休業期間」「有給事業所」については、育児休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所数を母数として割合を算出している。

## 第20図 育児休業制度



## 第21図 育児休業制度の規定状況の推移



(注) 1 平成16年度は合併前の旧新潟市の数値  
2 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値

## 2 育児休業制度の利用状況

### (1) 育児休業制度利用の事業所割合

平成23年7月1日から平成24年6月30日までの1年間に出産した者（配偶者が出産した男性を含む）がいた事業所について、育児休業制度の利用者（予定含む）がいた事業所の割合は58.4%となっている。規模別では中小企業で52.3%、大企業で69.8%となっており、大企業での利用者割合が高くなっている。（第32表）

第32表 育児休業制度利用の事業所数

区 分	単位：事業所、( )内は%		
	出産者がいた(配偶者が出産した男性を含む)事業所計	育児休業制度の利用者がいた事業所(予定含む)	育児休業制度の利用者がいなかった事業所
前 年 規 模 計	327 (100.0)	168 (51.4)	159 (48.6)
産 業 計	<b>334 (100.0)</b>	<b>195 (58.4)</b>	<b>139 (41.6)</b>
中 小 企 業	218 (100.0)	114 (52.3)	104 (47.7)
大 企 業	116 (100.0)	81 (69.8)	35 (30.2)

### (2) 育児休業制度利用の労働者割合

平成23年7月1日から平成24年6月30日までに、「配偶者が出産した男性労働者」のうち、育児休業制度を利用または利用を予定している労働者は10人で、2.1%となっている。「出産した女性労働者」のうち、育児休業制度を利用または利用を予定している労働者は428人で、96.4%となっている。（第33表）

平成16年度からの男女別育児休業制度利用労働者割合の推移をみると、「配偶者が出産した男性労働者」のうち、育児休業制度を利用または利用を予定している労働者については、利用状況が平成19年度より増加し、1.0%を超える。ほぼ横ばい傾向が続いていたが、24年度は前年より0.9ポイントの増加となり、2.0%を超えた。また、「出産した女性労働者」のうち、育児休業制度を利用または利用を予定している労働者については、平成17年度、21年度に減少した他は、増加傾向となっており、平成24年度は前年より3.4ポイントの増加となっている。（第22図）

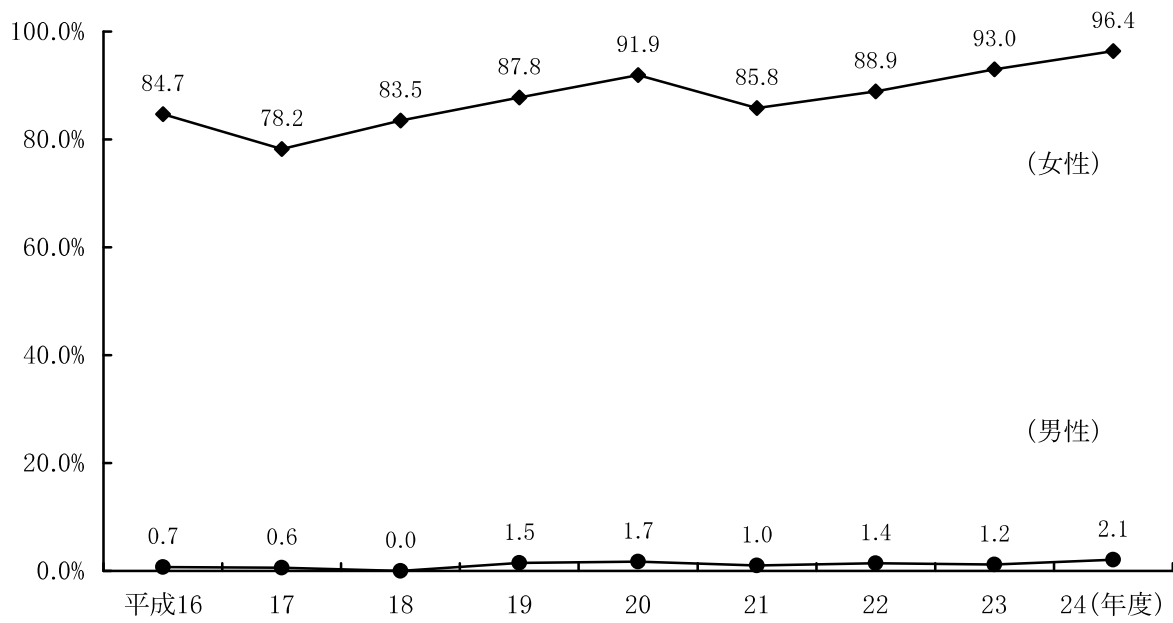
第33表 育児休業制度利用の労働者数

単位：人、( )内は%

区 分	男 性			女 性		
	配偶者が 出産した男性 労働者計	育児休業制度を 利用した男性 労働者(予定含む)	育児休業制度を 利用しなかった 男性労働者	出産した 女性労働者計	育児休業制度を 利用した女性 労働者(予定含む)	育児休業制度を 利用しなかった 女性労働者
前 年 産 業 計 規 模 計	485 (100.0)	6 (1.2)	479 (98.8)	370 (100.0)	344 (93.0)	26 (7.0)
中小企業	317 (100.0)	6 (1.9)	311 (98.1)	212 (100.0)	196 (92.5)	16 (7.5)
大 企 業	168 (100.0)	— (—)	168 (100.0)	158 (100.0)	148 (93.7)	10 (6.3)
産 業 計 規 模 計	468 (100.0)	10 (2.1)	458 (97.9)	444 (100.0)	428 (96.4)	16 (3.6)
中小企業	261 (100.0)	4 (1.5)	257 (98.5)	216 (100.0)	202 (93.5)	14 (6.5)
大 企 業	207 (100.0)	6 (2.9)	201 (97.1)	228 (100.0)	226 (99.1)	2 (0.9)
鉱業、採石業、 砂利採取業 規 模 計	5 (100.0)	— (—)	5 (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)
中小企業	2 (100.0)	— (—)	2 (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)
大 企 業	3 (100.0)	— (—)	3 (100.0)	— (—)	— (—)	— (—)
建設業 規 模 計	70 (100.0)	— (—)	70 (100.0)	10 (100.0)	8 (80.0)	2 (20.0)
中小企業	62 (100.0)	— (—)	62 (100.0)	8 (100.0)	6 (75.0)	2 (25.0)
大 企 業	8 (100.0)	— (—)	8 (100.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	— (—)
製造業 規 模 計	128 (100.0)	4 (3.1)	124 (96.9)	66 (100.0)	57 (86.4)	9 (13.6)
中小企業	67 (100.0)	3 (4.5)	64 (95.5)	47 (100.0)	40 (85.1)	7 (14.9)
大 企 業	61 (100.0)	1 (1.6)	60 (98.4)	19 (100.0)	17 (89.5)	2 (10.5)
電気・ガス・ 熱供給・水道業 規 模 計	10 (100.0)	— (—)	10 (100.0)	3 (100.0)	3 (100.0)	— (—)
中小企業	3 (100.0)	— (—)	3 (100.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	— (—)
大 企 業	7 (100.0)	— (—)	7 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	— (—)
情報通信業 規 模 計	6 (100.0)	— (—)	6 (100.0)	3 (100.0)	3 (100.0)	— (—)
中小企業	4 (100.0)	— (—)	4 (100.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	— (—)
大 企 業	2 (100.0)	— (—)	2 (100.0)	1 (100.0)	1 (100.0)	— (—)
運輸業、郵便業 規 模 計	40 (100.0)	2 (5.0)	38 (95.0)	9 (100.0)	8 (88.9)	1 (11.1)
中小企業	30 (100.0)	1 (3.3)	29 (96.7)	9 (100.0)	8 (88.9)	1 (11.1)
大 企 業	10 (100.0)	1 (10.0)	9 (90.0)	— (—)	— (—)	— (—)
卸売業、小売業 規 模 計	72 (100.0)	1 (1.4)	71 (98.6)	74 (100.0)	71 (95.9)	3 (4.1)
中小企業	26 (100.0)	— (—)	26 (100.0)	15 (100.0)	13 (86.7)	2 (13.3)
大 企 業	46 (100.0)	1 (2.2)	45 (97.8)	59 (100.0)	58 (98.3)	1 (1.7)
金融業、保険業 規 模 計	1 (100.0)	— (—)	1 (100.0)	19 (100.0)	17 (89.5)	2 (10.5)
中小企業	— (—)	— (—)	— (—)	5 (100.0)	5 (100.0)	— (—)
大 企 業	1 (100.0)	— (—)	1 (100.0)	14 (100.0)	12 (85.7)	2 (14.3)
不動産業、物品賃貸業 規 模 計	— (—)	— (—)	— (—)	1 (100.0)	1 (100.0)	— (—)
中小企業	— (—)	— (—)	— (—)	1 (100.0)	1 (100.0)	— (—)
大 企 業	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
学術研究、 専門・技術サービス業 規 模 計	6 (100.0)	— (—)	6 (100.0)	4 (100.0)	4 (100.0)	— (—)
中小企業	3 (100.0)	— (—)	3 (100.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	— (—)
大 企 業	3 (100.0)	— (—)	3 (100.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	— (—)
宿泊業、 飲食サービス業 規 模 計	— (—)	— (—)	— (—)	6 (100.0)	5 (83.3)	1 (16.7)
中小企業	— (—)	— (—)	— (—)	6 (100.0)	5 (83.3)	1 (16.7)
大 企 業	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
生活関連サービス業、 娯楽業 規 模 計	2 (100.0)	— (—)	2 (100.0)	8 (100.0)	8 (100.0)	— (—)
中小企業	1 (100.0)	— (—)	1 (100.0)	6 (100.0)	6 (100.0)	— (—)
大 企 業	1 (100.0)	— (—)	1 (100.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	— (—)
教育、学習支援業 規 模 計	10 (100.0)	— (—)	10 (100.0)	12 (100.0)	14 (116.7)	— (—)
中小企業	6 (100.0)	— (—)	6 (100.0)	5 (100.0)	6 (120.0)	— (—)
大 企 業	4 (100.0)	— (—)	4 (100.0)	7 (100.0)	8 (114.3)	— (—)
医療、福祉 規 模 計	71 (100.0)	2 (2.8)	69 (97.2)	195 (100.0)	195 (100.0)	— (—)
中小企業	36 (100.0)	— (—)	36 (100.0)	99 (100.0)	97 (98.0)	2 (2.0)
大 企 業	35 (100.0)	2 (5.7)	33 (94.3)	96 (100.0)	98 (102.1)	— (—)
複合サービス事業 規 模 計	19 (100.0)	— (—)	19 (100.0)	16 (100.0)	17 (106.3)	— (—)
中小企業	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
大 企 業	19 (100.0)	— (—)	19 (100.0)	16 (100.0)	17 (106.3)	— (—)
サービス業 規 模 計	28 (100.0)	1 (3.6)	27 (96.4)	18 (100.0)	17 (94.4)	1 (5.6)
中小企業	21 (100.0)	— (—)	21 (100.0)	9 (100.0)	9 (100.0)	— (—)
大 企 業	7 (100.0)	1 (14.3)	6 (85.7)	9 (100.0)	8 (88.9)	1 (11.1)

(注) 「育児休業制度を利用した労働者」については、利用予定者を含むため、「出産した労働者」に占める割合が100.0%を超える場合がある。

第22図 男女別育児休業制度の利用労働者割合の推移



- (注) 1 平成16年度は合併前の旧新潟市の数値  
 2 平成16年度は育児休業制度の利用者数に利用予定者は含まれていない。  
 3 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値

## 第7 介護休業制度

### 1 介護休業制度の規定状況

介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所の割合は、83.2%となっている。このうち、取得可能な休業期間が「通算93日まで」である事業所は85.0%、「93日を超える」事業所は11.3%となっている。

「93日を超える」事業所について、産業別では、鉱業、採石業、砂利採取業が66.7%、電気・ガス・熱供給・水道業が62.5%で高くなっている。

なお、休業中、中小企業では3.9%、大企業では1.9%が有給となっている。（第34表）

また、平成16年度からの介護休業制度の規定状況の推移をみると、年々増加しており、平成20年度からは8割を超えている。（第24図）

第34表 介護休業制度の規定状況

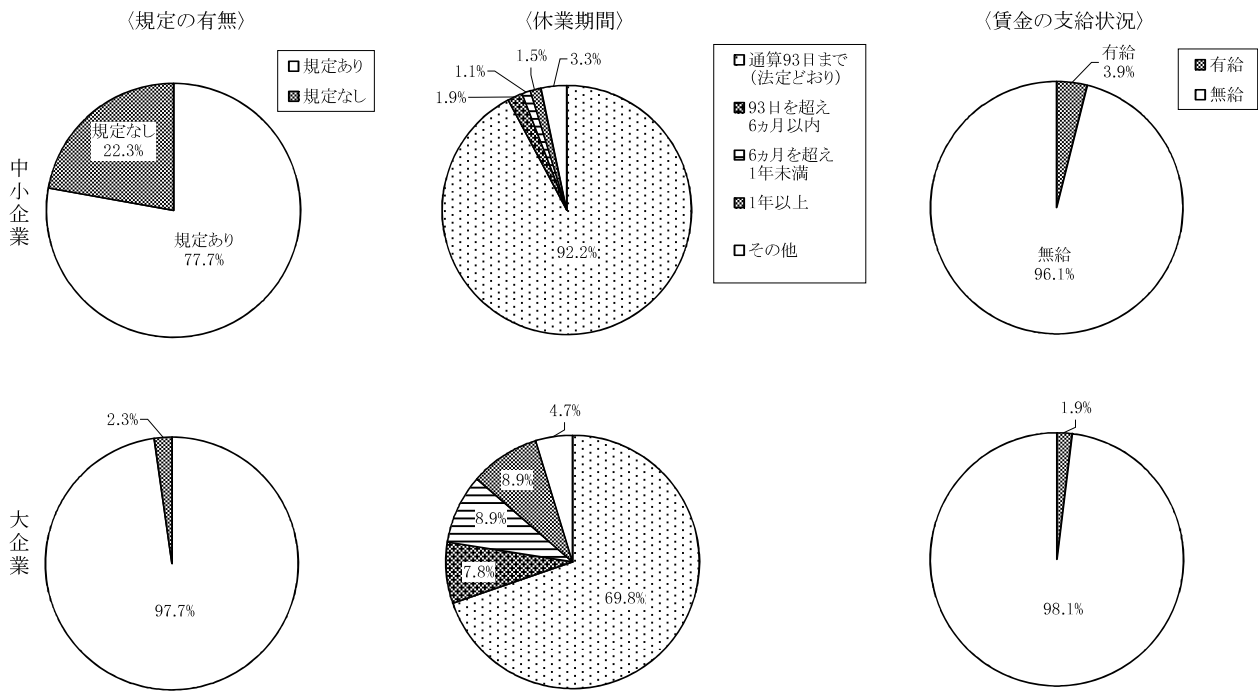
単位：％

区 分	介護休業制度を定めている事業所	休 業 期 間					有給事業所	
		通算93日まで (法定どおり)	93日を超え 6か月以内	6か月を超え 1年未満	1年以上	その他		
前年産業計	規模計	82.7	82.5	4.3	4.4	3.8	5.0	3.6
	中小企業	83.0	82.8	3.8	5.0	4.2	4.2	3.3
	大企業	82.6	82.2	4.5	4.2	3.7	5.4	3.7
産 業 計	規模計	83.2	85.0	3.8	3.6	3.9	3.8	3.3
	中小企業	77.7	92.2	1.9	1.1	1.5	3.3	3.9
	大企業	97.7	69.8	7.8	8.9	8.9	4.7	1.9
鉱業、採石業、砂利採取業	規模計	100.0	33.3	—	33.3	33.3	—	66.7
	中小企業	100.0	50.0	—	50.0	—	—	50.0
	大企業	100.0	0.0	—	—	100.0	—	100.0
建 設 業	規模計	76.9	87.6	0.9	1.8	3.5	6.2	3.5
	中小企業	74.6	91.0	—	1.0	2.0	6.0	4.0
	大企業	100.0	61.5	7.7	7.7	15.4	7.7	—
製 造 業	規模計	76.5	91.2	2.2	—	2.9	3.6	2.9
	中小企業	74.9	95.2	—	—	1.6	3.2	3.2
	大企業	100.0	50.0	25.0	—	16.7	8.3	—
電気・ガス・熱供給・水道業	規模計	100.0	37.5	12.5	—	50.0	—	—
	中小企業	100.0	50.0	16.7	—	33.3	—	—
	大企業	100.0	—	—	—	100.0	—	—
情 報 通 信 業	規模計	91.7	100.0	—	—	—	—	—
	中小企業	90.0	100.0	—	—	—	—	—
	大企業	100.0	100.0	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	規模計	93.4	82.5	5.3	5.3	1.8	5.3	7.0
	中小企業	93.5	90.7	4.7	—	2.3	2.3	9.3
	大企業	93.3	57.1	7.1	21.4	—	14.3	—
卸 売 業、小 売 業	規模計	83.0	87.3	1.2	4.2	5.4	1.8	1.8
	中小企業	73.4	95.6	1.1	—	—	3.3	3.3
	大企業	98.7	77.3	1.3	9.3	12.0	—	—
金 融 業、保 険 業	規模計	100.0	39.5	18.6	16.3	16.3	9.3	2.3
	中小企業	100.0	60.0	—	30.0	—	10.0	10.0
	大企業	100.0	33.3	24.2	12.1	21.2	9.1	—
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	規模計	100.0	100.0	—	—	—	—	—
	中小企業	100.0	100.0	—	—	—	—	—
	大企業	—	—	—	—	—	—	—
学 術 研 究、専 門・ 技 術 サ ー ビ ス 業	規模計	84.2	75.0	—	12.5	—	12.5	—
	中小企業	72.7	100.0	—	—	—	—	—
	大企業	100.0	50.0	—	25.0	—	25.0	—
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	規模計	69.8	96.7	—	3.3	—	—	3.3
	中小企業	59.4	100.0	—	—	—	—	5.3
	大企業	100.0	90.9	—	9.1	—	—	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	規模計	90.9	90.0	—	10.0	—	—	—
	中小企業	84.2	93.8	—	6.3	—	—	—
	大企業	100.0	85.7	—	14.3	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業	規模計	81.0	64.7	23.5	—	5.9	5.9	11.8
	中小企業	78.6	81.8	9.1	—	9.1	—	9.1
	大企業	85.7	33.3	50.0	—	—	16.7	16.7
医 療、福 祉	規模計	90.6	93.8	5.2	1.0	—	—	1.0
	中小企業	90.3	93.8	6.2	—	—	—	—
	大企業	91.2	93.5	3.2	3.2	—	—	3.2
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規模計	100.0	89.5	10.5	—	—	—	10.5
	中小企業	100.0	100.0	—	—	—	—	100.0
	大企業	100.0	88.9	11.1	—	—	—	5.6
サ ー ビ ス 業	規模計	78.3	83.0	2.1	4.3	—	10.6	4.3
	中小企業	69.0	86.2	3.4	—	—	10.3	3.4
	大企業	100.0	77.8	—	11.1	—	11.1	5.6

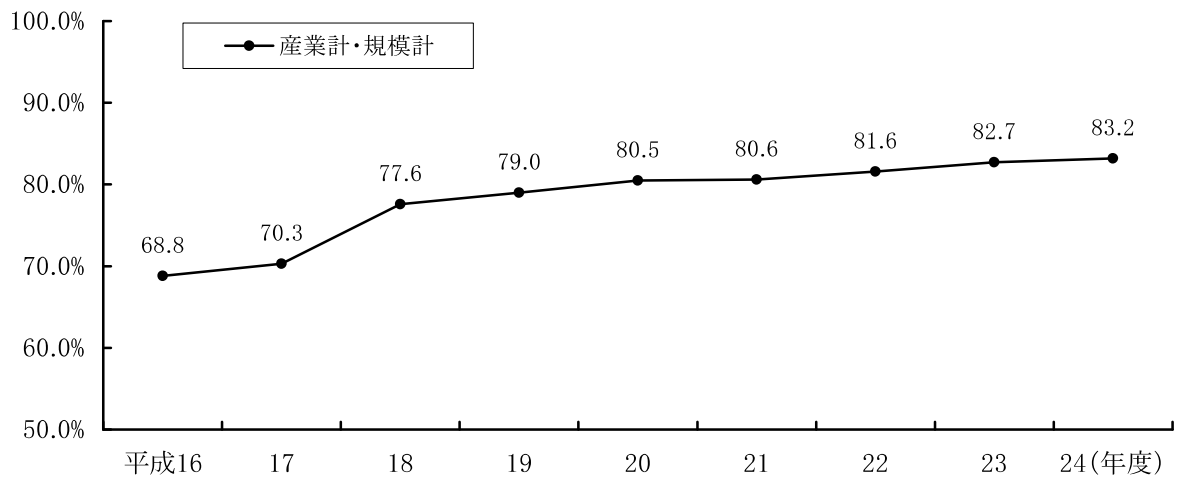
- (注) 1 「休業期間」「有給事業所」については、介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所数を母数として割合を算出している。
- 2 「休業期間」の区分については、平成19年度より「連続した3か月」「その他」を追加している。



### 第23図 介護休業制度



### 第24図 介護休業制度の規定状況の推移



(注) 1 平成16年度は合併前の旧新潟市の数値  
 2 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値

## 2 介護休業制度の利用状況

介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所で、平成23年7月1日から平成24年6月30日までに介護休業制度の利用者がいた事業所の割合は0.9%となっている。規模別では中小企業で1.1%、大企業で0.4%となっており、中小企業での利用者割合が高くなっている。（第35表）

また、平成16年度からの介護休業制度の利用状況の推移をみると、平成17年度を除き概ね増加傾向であったが、平成20年度の2.6%をピークに、その後は減少となった。（第25図）

第35表 介護休業制度利用の事業所数

単位：事業所，( )内は%

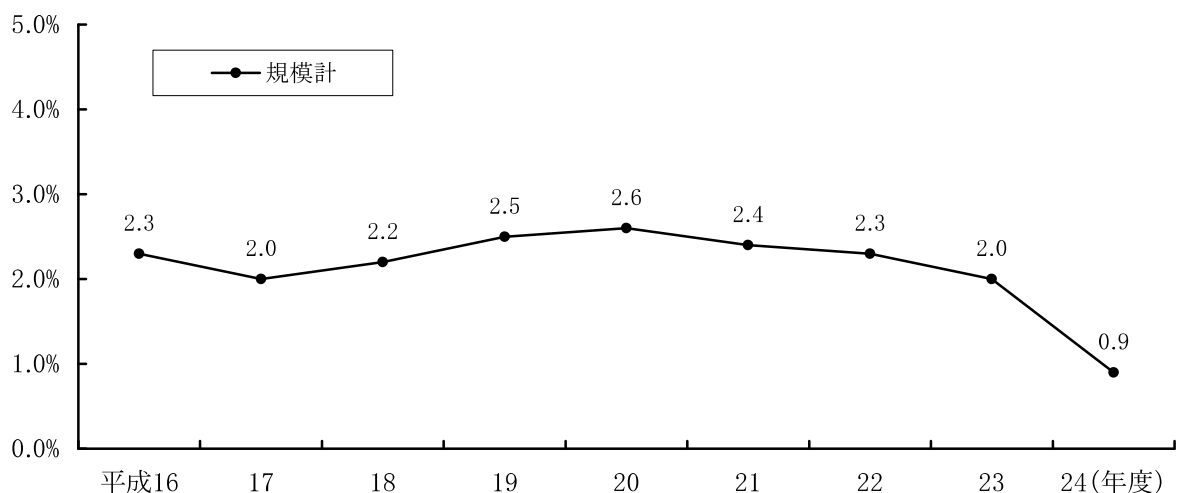
区 分	介護休業制度の 規定がある事業所計	介護休業制度の 利用者がいた事業所	介護休業制度の 利用者がいなかった事業所
前 年 規 模 計	834 (100.0)	17 (2.0)	817 (98.0)
規 模 計	798 (100.0)	7 (0.9)	791 (99.1)
中 小 企 業	540 (100.0)	6 (1.1)	534 (98.9)
大 企 業	258 (100.0)	1 (0.4)	257 (99.6)

第36表 介護休業制度利用の利用者数

単位：人，( )内は%

区 分	利 用 者	男 性	女 性
前 年 規 模 計	21 (100.0)	4 (19.0)	17 (81.0)
規 模 計	7 (100.0)	1 (14.3)	6 (85.7)
中 小 企 業	6 (100.0)	1 (16.7)	5 (83.3)
大 企 業	1 (100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)

第25図 介護休業制度の利用状況の推移



- (注) 1 平成17年度以前は介護休業制度を労働協約・就業規則等での定めの有無を問わず、介護休業制度について回答のあった全事業所を母数として割合を算出している。  
 2 平成16年度は合併前の旧新潟市の数値  
 3 平成17年度は旧巻町が含まれていない数値

## 第8 仕事と家庭の両立のための支援制度

働きながら育児や介護をする労働者に対する支援制度のある事業所の割合は、66.7%となっている。規模別では中小企業で57.6%、大企業で90.9%となっている。産業別では、鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業が100.0%で、金融業、保険業が90.7%で続いている。

支援制度についてみると、育児では、育児に関する支援制度のある事業所のうち最も多く採用されている制度は「短時間勤務制度」で85.0%、続いて「所定外労働の免除」の72.8%、「子の看護休暇制度」の68.0%となっている。一方、「経費の援助措置」は2.0%、「事業所内託児所」は0.9%と少なくなっている。「男性の育児参加のための休暇」を採用している事業所のうち、利用者がいた事業所は14事業所（13.0%）となっており、18人が利用している。

また、介護では、介護に関する支援制度のある事業所のうち最も多く採用されている制度は「短時間勤務制度」で75.8%、続いて「介護休暇制度」の60.5%、「所定外労働の免除」の53.0%、「始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ」の39.5%となっている。一方、「フレックスタイム制」は6.3%、「経費の援助措置」は1.6%と少なくなっている。（第37表、第38表）

第37表 仕事と家庭の両立のための支援制度

【育児に関するもの】

単位：％

区 分	支援制度あり	うち採用している制度(複数回答)										
		短時間勤務制度	フレックスタイム制	始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ	経費の援助措置	再雇用制度	所定外労働の免除	転勤・配置転換の際の配慮	子の看護休暇制度	男性の育児参加のための休暇	事業所内託児所	
前年産業計規模計	66.5	85.7	8.2	39.5	2.1	9.2	63.8	21.0	61.1	—	1.0	
中小企業	57.3	86.2	7.2	40.0	1.4	8.4	55.1	18.5	53.0	—	0.2	
大企業	92.7	84.8	9.9	38.7	3.3	10.7	79.0	25.5	75.3	—	2.5	
産業計規模計	66.7	85.0	6.1	44.1	2.0	10.3	72.8	19.4	68.0	16.9	0.9	
中小企業	57.6	80.3	5.5	44.5	0.8	9.5	67.3	18.3	59.3	15.3	0.3	
大企業	90.9	92.9	7.1	43.3	4.2	11.7	82.1	21.3	82.5	19.6	2.1	
鉱業、採石業、砂利採取業規模計	100.0	100.0	33.3	66.7	33.3	—	66.7	33.3	66.7	33.3	—	
中小企業	100.0	100.0	—	50.0	0.0	—	50.0	50.0	50.0	—	—	
大企業	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0	—	100.0	100.0	—	
建設業規模計	58.5	75.6	5.8	48.8	3.5	8.1	67.4	14.0	58.1	15.1	—	
中小企業	55.2	74.3	4.1	45.9	1.4	9.5	64.9	12.2	56.8	12.2	—	
大企業	92.3	83.3	16.7	66.7	16.7	—	83.3	25.0	66.7	33.3	—	
製造業規模計	60.3	81.5	9.3	38.9	0.9	12.0	69.4	13.0	57.4	18.5	—	
中小企業	58.1	80.4	7.2	39.2	1.0	11.3	67.0	14.4	54.6	16.5	—	
大企業	91.7	90.9	27.3	36.4	0.0	18.2	90.9	—	81.8	36.4	—	
電気・ガス・熱供給・水道業規模計	100.0	100.0	25.0	—	—	—	75.0	12.5	75.0	25.0	—	
中小企業	100.0	100.0	33.3	—	—	—	66.7	16.7	66.7	33.3	—	
大企業	100.0	100.0	—	—	—	—	100.0	—	100.0	—	—	
情報通信業規模計	50.0	100.0	33.3	50.0	—	16.7	83.3	33.3	83.3	16.7	—	
中小企業	40.0	100.0	25.0	50.0	—	—	75.0	25.0	75.0	25.0	—	
大企業	100.0	100.0	50.0	50.0	—	50.0	100.0	50.0	100.0	—	—	
運輸業、郵便業規模計	67.2	80.5	7.3	51.2	7.3	17.1	58.5	14.6	58.5	31.7	—	
中小企業	56.5	80.8	7.7	50.0	—	19.2	57.7	15.4	53.8	23.1	—	
大企業	100.0	80.0	6.7	53.3	20.0	13.3	60.0	13.3	66.7	46.7	—	
卸売業、小売業規模計	67.0	87.3	3.0	36.6	0.7	10.4	74.6	18.7	67.9	14.2	—	
中小企業	50.8	79.4	1.6	44.4	—	1.6	66.7	19.0	54.0	9.5	—	
大企業	93.4	94.4	4.2	29.6	1.4	18.3	81.7	18.3	80.3	18.3	—	
金融業、保険業規模計	90.7	100.0	2.6	30.8	5.1	7.7	94.9	33.3	97.4	7.7	—	
中小企業	60.0	100.0	—	16.7	—	—	100.0	16.7	100.0	16.7	—	
大企業	100.0	100.0	3.0	33.3	6.1	9.1	93.9	36.4	97.0	6.1	—	
不動産業、物品賃貸業規模計	80.0	100.0	—	25.0	—	—	100.0	25.0	75.0	—	—	
中小企業	80.0	100.0	—	25.0	—	—	100.0	25.0	75.0	—	—	
大企業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
学術研究・専門・技術サービス業規模計	78.9	93.3	6.7	66.7	—	13.3	73.3	—	66.7	13.3	—	
中小企業	63.6	100.0	—	57.1	—	28.6	71.4	—	42.9	—	—	
大企業	100.0	87.5	12.5	75.0	—	—	75.0	—	87.5	25.0	—	
宿泊業、飲食サービス業規模計	51.2	72.7	9.1	40.9	—	13.6	63.6	18.2	68.2	27.3	—	
中小企業	40.6	53.8	7.7	30.8	—	15.4	46.2	15.4	69.2	38.5	—	
大企業	81.8	100.0	11.1	55.6	—	11.1	88.9	22.2	66.7	11.1	—	
生活関連サービス業、娯楽業規模計	78.8	69.2	—	57.7	—	—	69.2	11.5	73.1	26.9	—	
中小企業	73.7	50.0	—	42.9	—	—	78.6	7.1	71.4	—	—	
大企業	85.7	91.7	—	75.0	—	—	58.3	16.7	75.0	58.3	—	
教育、学習支援業規模計	76.2	93.8	6.3	62.5	—	18.8	81.3	37.5	81.3	50.0	12.5	
中小企業	78.6	90.9	9.1	54.5	—	9.1	81.8	36.4	72.7	45.5	—	
大企業	71.4	100.0	—	80.0	—	40.0	80.0	40.0	100.0	60.0	40.0	
医療、福祉規模計	79.2	90.5	3.6	45.2	—	11.9	72.6	23.8	75.0	8.3	4.8	
中小企業	76.4	89.1	5.5	50.9	—	16.4	63.6	27.3	69.1	12.7	1.8	
大企業	85.3	93.1	—	34.5	—	3.4	89.7	17.2	86.2	—	10.3	
複合サービス事業規模計	84.2	87.5	—	68.8	6.3	6.3	75.0	43.8	87.5	6.3	—	
中小企業	100.0	100.0	—	100.0	—	—	100.0	—	—	—	—	
大企業	83.3	86.7	—	66.7	6.7	6.7	73.3	46.7	93.3	6.7	—	
サービス業規模計	53.3	87.5	12.5	53.1	3.1	6.3	81.3	28.1	62.5	15.6	—	
中小企業	40.5	82.4	5.9	64.7	5.9	—	82.4	41.2	52.9	17.6	—	
大企業	83.3	93.3	20.0	40.0	—	13.3	80.0	13.3	73.3	13.3	—	

(注) 1 「採用している制度」については、働きながら育児・介護をする労働者に対する支援制度のある事業所数を母数として割合を算出している。  
 2 「採用している制度」の区分については、平成24年度より「男性の育児参加のための休暇」を追加している。

【介護に関するもの】

単位：％

区 分	支援 制度 あり	うち採用している制度(複数回答)								
		短時間 勤務制度	フレックス タイム制	始業・終業 時刻の繰下 げ・繰上げ	経費の 援助措置	再雇用 制度	所定外労働 の免除	転勤・配置 転換の際 の配慮	介護休暇 制度	
前年産業計規模計	66.5	78.5	7.6	33.8	1.9	7.9	48.3	18.5	—	
中小企業	57.3	78.0	6.5	35.3	1.4	6.8	41.4	16.6	—	
大企業	92.7	79.4	9.5	31.3	2.9	9.9	60.5	21.8	—	
産 業 計規模計	<b>66.7</b>	<b>75.8</b>	<b>6.3</b>	<b>39.5</b>	<b>1.6</b>	<b>9.4</b>	<b>53.0</b>	<b>18.1</b>	<b>60.5</b>	
中小企業	57.6	74.0	5.8	40.3	1.3	8.5	51.3	17.8	54.5	
大企業	90.9	78.8	7.1	38.3	2.1	10.8	55.8	18.8	70.4	
鉱業、採石業、砂利採取業規模計	100.0	100.0	33.3	33.3	33.3	—	66.7	33.3	66.7	
中小企業	100.0	100.0	—	—	—	—	50.0	50.0	50.0	
大企業	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	—	100.0	—	100.0	
建 設 業規模計	58.5	69.8	5.8	43.0	4.7	8.1	48.8	14.0	50.0	
中小企業	55.2	68.9	4.1	41.9	2.7	9.5	48.6	12.2	48.6	
大企業	92.3	75.0	16.7	50.0	16.7	—	50.0	25.0	58.3	
製 造 業規模計	60.3	72.2	10.2	34.3	0.9	11.1	53.7	14.8	50.0	
中小企業	58.1	73.2	8.2	34.0	1.0	10.3	49.5	15.5	46.4	
大企業	91.7	63.6	27.3	36.4	—	18.2	90.9	9.1	81.8	
電気・ガス・熱供給・水道業規模計	100.0	87.5	25.0	—	—	—	25.0	12.5	75.0	
中小企業	100.0	83.3	33.3	—	—	—	33.3	16.7	66.7	
大企業	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	100.0	
情 報 通 信 業規模計	50.0	100.0	33.3	33.3	—	—	33.3	33.3	66.7	
中小企業	40.0	100.0	25.0	25.0	—	—	25.0	25.0	75.0	
大企業	100.0	100.0	50.0	50.0	—	—	50.0	50.0	50.0	
運 輸 業、郵 便 業規模計	67.2	68.3	7.3	53.7	4.9	14.6	48.8	14.6	68.3	
中小企業	56.5	80.8	7.7	53.8	—	15.4	53.8	15.4	69.2	
大企業	100.0	46.7	6.7	53.3	13.3	13.3	40.0	13.3	66.7	
卸 売 業、小 売 業規模計	67.0	85.8	3.0	36.6	—	10.4	56.0	19.4	61.9	
中小企業	50.8	81.0	1.6	42.9	—	1.6	50.8	17.5	47.6	
大企業	93.4	90.1	4.2	31.0	—	18.3	60.6	21.1	74.6	
金 融 業、保 険 業規模計	90.7	61.5	2.6	23.1	—	7.7	71.8	17.9	64.1	
中小企業	60.0	83.3	—	33.3	—	—	66.7	16.7	66.7	
大企業	100.0	57.6	3.0	21.2	—	9.1	72.7	18.2	63.6	
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業規模計	80.0	50.0	—	—	—	—	50.0	25.0	75.0	
中小企業	80.0	50.0	—	—	—	—	50.0	25.0	75.0	
大企業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業規模計	78.9	86.7	6.7	66.7	—	20.0	66.7	—	60.0	
中小企業	63.6	71.4	—	42.9	—	42.9	71.4	—	42.9	
大企業	100.0	100.0	12.5	87.5	—	—	62.5	—	75.0	
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業規模計	51.2	68.2	9.1	36.4	—	13.6	50.0	18.2	63.6	
中小企業	40.6	46.2	7.7	30.8	—	15.4	38.5	15.4	61.5	
大企業	81.8	100.0	11.1	44.4	—	11.1	66.7	22.2	66.7	
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業規模計	78.8	57.7	—	53.8	—	—	42.3	11.5	73.1	
中小企業	73.7	42.9	—	35.7	—	—	71.4	7.1	71.4	
大企業	85.7	75.0	—	75.0	—	—	8.3	16.7	75.0	
教 育、学 習 支 援 業規模計	76.2	68.8	6.3	37.5	—	12.5	62.5	25.0	75.0	
中小企業	78.6	81.8	9.1	45.5	—	—	72.7	36.4	81.8	
大企業	71.4	40.0	—	20.0	—	40.0	40.0	—	60.0	
医 療、福 祉 業規模計	79.2	83.3	3.6	40.5	—	9.5	52.4	21.4	64.3	
中小企業	76.4	78.2	5.5	45.5	—	12.7	47.3	23.6	65.5	
大企業	85.3	93.1	—	31.0	—	3.4	62.1	17.2	62.1	
複 合 サ ー ビ ス 事 業規模計	84.2	81.3	—	56.3	—	6.3	31.3	43.8	81.3	
中小企業	100.0	100.0	—	100.0	—	—	100.0	—	—	
大企業	83.3	80.0	—	53.3	—	6.7	26.7	46.7	86.7	
サ ー ビ ス 業規模計	53.3	78.1	12.5	46.9	6.3	3.1	53.1	25.0	56.3	
中小企業	40.5	82.4	5.9	58.8	11.8	—	58.8	41.2	47.1	
大企業	83.3	73.3	20.0	33.3	—	6.7	46.7	6.7	66.7	

(注) 1 「採用している制度」については、働きながら育児・介護をする労働者に対する支援制度のある事業所数を母数として割合を算出している。

2 「採用している制度」の区分については、平成24年度より「介護休暇制度」を追加している。

第38表 男性の育児参加のための休暇の利用状況

区 分	男性の育児参加のための 休暇制度がある事業所計	男性の育児参加のための 休暇制度の利用者がいた事業所	男性の育児参加のための休 暇制度の利用者数 人
産 業 計	108 (100.0%)	14 (13.0%)	18
中 小 企 業	61 (100.0%)	10 (16.4%)	14
大 企 業	47 (100.0%)	4 (8.5%)	4

## 第9 賃金の支払い形態

### 1 賃金の支払い形態

賃金の支払い形態は、「月給制」の労働者の割合が69.9%と最も多く、次いで、割合が大きく下がり「時給制」が22.0%となっている。

また、規模別においても概ね同様の傾向となっている。（第39表）

第39表 賃金の支払い形態（労働者割合）

単位：%

区 分		時給制	日給制	月給制	年棒制	その他
前 年 産 業 計	規 模 計	21.3	7.2	70.6	0.6	0.3
	中 小 企 業	19.7	8.5	70.6	0.7	0.5
	大 企 業	23.7	5.1	70.6	0.5	0.1
	規 模 計	<b>22.0</b>	<b>6.3</b>	<b>69.9</b>	<b>1.4</b>	<b>0.4</b>
	中 小 企 業	21.6	5.8	71.0	0.9	0.7
	大 企 業	22.4	7.0	68.4	2.1	0.0
産 業 計	規 模 計	<b>1.5</b>	—	<b>98.5</b>	—	—
	中 小 企 業	3.0	—	97.0	—	—
	大 企 業	0.7	—	99.3	—	—
建 設 業	規 模 計	<b>5.5</b>	<b>11.4</b>	<b>82.3</b>	<b>0.7</b>	<b>0.1</b>
	中 小 企 業	3.3	13.9	82.0	0.7	0.1
	大 企 業	14.3	1.4	83.6	0.8	—
製 造 業	規 模 計	<b>24.2</b>	<b>8.7</b>	<b>66.0</b>	<b>0.9</b>	<b>0.1</b>
	中 小 企 業	30.0	5.5	62.9	1.3	0.2
	大 企 業	12.4	15.3	72.1	0.2	—
電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業	規 模 計	<b>5.2</b>	<b>1.6</b>	<b>88.3</b>	<b>4.5</b>	<b>0.5</b>
	中 小 企 業	4.7	4.7	88.8	—	1.8
	大 企 業	5.4	0.2	88.1	6.3	—
情 報 通 信 業	規 模 計	<b>5.3</b>	<b>0.2</b>	<b>94.5</b>	—	—
	中 小 企 業	3.6	0.3	96.2	—	—
	大 企 業	10.2	—	89.8	—	—
運 輸 業、郵 便 業	規 模 計	<b>8.6</b>	<b>8.1</b>	<b>78.9</b>	<b>0.4</b>	<b>3.9</b>
	中 小 企 業	10.2	8.7	73.6	0.7	6.7
	大 企 業	6.3	7.2	86.5	—	—
卸 売 業、小 売 業	規 模 計	<b>39.6</b>	<b>6.9</b>	<b>52.1</b>	<b>1.3</b>	<b>0.1</b>
	中 小 企 業	27.3	2.9	68.3	1.4	0.0
	大 企 業	48.5	9.8	40.3	1.3	0.1
金 融 業、保 險 業	規 模 計	<b>6.8</b>	<b>1.8</b>	<b>90.9</b>	<b>0.5</b>	—
	中 小 企 業	8.1	2.5	88.8	0.7	—
	大 企 業	6.3	1.6	91.7	0.4	—
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	規 模 計	<b>6.0</b>	<b>2.0</b>	<b>92.1</b>	—	—
	中 小 企 業	6.0	2.0	92.1	—	—
	大 企 業	—	—	—	—	—
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	規 模 計	<b>8.4</b>	<b>0.3</b>	<b>90.2</b>	<b>1.1</b>	—
	中 小 企 業	6.2	—	92.8	1.0	—
	大 企 業	9.4	0.4	89.1	1.1	—
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	規 模 計	<b>54.9</b>	<b>2.2</b>	<b>42.3</b>	<b>0.6</b>	—
	中 小 企 業	50.2	2.8	46.2	0.8	—
	大 企 業	70.3	—	29.7	—	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	規 模 計	<b>41.8</b>	<b>5.6</b>	<b>51.4</b>	<b>0.8</b>	<b>0.4</b>
	中 小 企 業	50.9	3.8	44.2	0.5	0.5
	大 企 業	21.6	9.4	67.5	1.5	—
教 育、学 習 支 援 業	規 模 計	<b>25.4</b>	<b>1.6</b>	<b>59.9</b>	<b>13.0</b>	<b>0.1</b>
	中 小 企 業	24.5	2.1	73.0	0.2	0.2
	大 企 業	25.8	1.4	54.0	18.9	—
医 療、福 祉	規 模 計	<b>17.1</b>	<b>1.3</b>	<b>80.8</b>	<b>0.7</b>	<b>0.1</b>
	中 小 企 業	20.6	1.8	76.7	0.7	0.1
	大 企 業	13.1	0.8	85.3	0.8	—
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規 模 計	<b>6.7</b>	<b>8.8</b>	<b>84.5</b>	—	—
	中 小 企 業	—	—	100.0	—	—
	大 企 業	7.0	9.2	83.8	—	—
サ ー ビ ス 業	規 模 計	<b>18.9</b>	<b>7.0</b>	<b>73.6</b>	<b>0.4</b>	<b>0.1</b>
	中 小 企 業	14.1	6.9	78.7	0.2	0.1
	大 企 業	33.3	7.5	58.0	1.2	—

## 第10 パートタイム労働者の賃金等

### 1 集計労働者数等

集計対象となったパートタイム労働者数は3,155人で、うち男性は602人(19.1%)、女性は2,553人(80.9%)と、女性が非常に高い割合となっている。

また、パートタイム労働者の平均年齢は男性で44.3歳、女性が46.1歳であり、平均勤続年数は男性で5.3年、女性が6.1年となっている。

平成24年7月の総実労働時間数は男性が120.2時間で、うち所定外労働時間数は4.4時間となっている。また、女性は109.5時間で、うち所定外労働時間数は1.6時間となっている。(第40表)

産業別での月間総実労働時間数は不動産業、物品賃貸業で169.5時間と最も長く、情報通信業の161.4時間が続いている。また、所定外労働時間数では情報通信業の25.2時間が最も長く、生活関連サービス業、娯楽業の10.2時間が続いている。(第41表)

第40表 パートタイム労働者数及び月間実労働時間等(男女別)

区 分	総人数 (人)		平均勤続年数 (年)		月間実労働日数 (日)		月間総実労働時間数(時間)			月間総実労働時間数(時間)		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男 性			女 性		
							計	所定内	所定外	計	所定内	所定外
前 年 産 業 計	456	2,499	4.3	6.1	19.3	19.8	111.4	108.8	2.6	109.0	107.8	1.2
産 業 業 計	602	2,553	5.3	6.1	19.1	19.9	120.2	115.8	4.4	109.5	107.9	1.6
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	10	37	8.1	6.0	17.2	19.0	112.2	110.8	1.4	110.3	109.5	0.7
製造業	89	532	7.7	8.4	21.0	20.2	148.8	140.6	8.2	121.3	119.2	2.1
電気・ガス・熱供給・水道業	3	9	14.7	3.1	21.0	20.2	129.0	129.0	0.0	115.9	115.7	0.2
情報通信業	—	5	—	5.0	—	18.6	—	—	—	161.4	136.2	25.2
運輸業、郵便業	46	17	15.3	4.2	16.4	20.4	122.0	115.6	6.4	94.7	94.3	0.4
卸売業、小売業	197	953	3.7	6.1	18.9	20.1	112.6	109.1	3.5	108.7	107.1	1.5
金融業、保険業	1	74	46.0	7.7	15.0	19.2	120.0	120.0	0.0	127.3	124.5	2.8
不動産業、物品賃貸業	19	3	2.5	8.0	20.5	21.0	164.8	161.8	2.9	199.3	168.0	31.3
学術研究、専門・技術サービス業	6	20	2.3	7.3	17.7	19.4	123.5	123.3	0.2	120.8	119.5	1.3
宿泊業、飲食サービス業	73	238	4.2	5.1	18.4	18.8	116.1	111.8	4.3	100.5	98.9	1.6
生活関連サービス業、娯楽業	24	49	1.1	4.3	18.3	18.4	140.0	123.1	16.9	119.3	112.4	6.9
教育、学習支援業	28	64	4.6	4.2	16.2	17.8	76.9	76.8	0.1	92.0	90.6	1.4
医療、福祉	45	453	3.1	4.7	19.1	19.9	99.8	99.2	0.6	99.1	98.7	0.4
複合サービス事業	3	18	25.3	4.1	17.3	19.6	124.0	124.0	0.0	143.6	143.6	0.1
サービス業	58	81	3.1	5.0	21.2	20.4	120.3	117.9	2.4	103.1	101.9	1.2



第41表 月間実労働時間数

単位：時間

区 分	総実労働時間数	所定内労働時間数	所定外労働時間数
前年産業計	109.4	108.0	1.4
産 業 計	<b>111.5</b>	<b>109.4</b>	<b>2.2</b>
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—
建設業	110.7	109.8	0.9
製造業	125.2	122.2	3.0
電気・ガス・熱供給・水道業	119.2	119.0	0.2
情報通信業	161.4	136.2	25.2
運輸業、郵便業	114.6	109.8	4.8
卸売業、小売業	109.3	107.5	1.9
金融業、保険業	127.2	124.5	2.7
不動産業、物品賃貸業	169.5	162.7	6.8
学術研究、専門・技術サービス業	121.4	120.4	1.0
宿泊業、飲食サービス業	104.2	102.0	2.2
生活関連サービス業、娯楽業	126.1	115.9	10.2
教育、学習支援業	87.4	86.4	1.0
医療、福祉	99.2	98.8	0.4
複合サービス事業	140.8	140.8	0.0
サービス業	110.3	108.6	1.7

## 2 パートタイム労働者の賃金支給総額

パートタイム労働者の平成24年7月の賃金支給総額は男性が113,813円で、うち所定内賃金は109,237円、所定外賃金は4,576円となっている。女性は98,696円で、うち所定内賃金は97,134円、所定外賃金は1,562円となっている。（第42表）

また、月間所定内賃金を月間所定内労働時間数で除した1時間当たりの所定内賃金は909円となっている。産業別に1時間当たりの所定内賃金をみると、情報通信業が1,295円と最も高く、教育、学習支援業が1,137円と続く。一方、不動産業、物品賃貸業の777円が最も低くなっている。（第43表）

第42表 パートタイム労働者の月間賃金支給総額（男女別）

区 分	月間賃金支給総額(円)			月間賃金支給総額(円)		
	男 性			女 性		
	計	所定内	所定外	計	所定内	所定外
前 年 産 業 計	107,098	104,037	3,061	97,380	96,109	1,271
産 業 計	113,813	109,237	4,576	98,696	97,134	1,562
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	125,868	123,702	2,166	101,432	100,183	1,249
製造業	150,143	141,511	8,632	99,458	97,412	2,046
電気・ガス・熱供給・水道業	121,467	121,467	0	124,349	124,169	180
情報通信業	—	—	—	196,527	176,428	20,099
運輸業、郵便業	117,514	110,917	6,597	73,444	72,954	489
卸売業、小売業	104,688	101,606	3,082	96,289	95,096	1,193
金融業、保険業	86,063	86,063	0	130,293	127,403	2,890
不動産業、物品賃貸業	126,703	123,356	3,347	179,521	145,825	33,696
学術研究、専門・技術サービス業	118,662	118,613	48	103,598	102,415	1,183
宿泊業、飲食サービス業	104,768	99,177	5,591	85,783	83,772	2,011
生活関連サービス業、娯楽業	126,516	111,007	15,509	103,601	96,376	7,225
教育、学習支援業	97,858	97,768	90	100,154	98,419	1,734
医療、福祉	96,520	95,908	613	103,193	102,677	515
複合サービス事業	124,959	124,959	0	127,266	127,210	56
サービス業	106,078	102,976	3,102	86,435	85,332	1,103

(注) 1 上表で掲載した金額は回答者全員の平均額である。

2 産業によっては、「所定外労働賃金」の回答者が少ないため、当該賃金の平均額が極端に低い場合もある。

第43表 1時間当たりの所定内賃金

区 分	1時間当たりの所定内賃金(円)	産 業 間 格 差
前 年 産 業 計	905	—
産 業 計	909	100.0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	958	105.4
製造業	849	93.4
電気・ガス・熱供給・水道業	1,038	114.1
情報通信業	1,295	142.5
運輸業、郵便業	917	100.8
卸売業、小売業	895	98.5
金融業、保険業	1,019	112.1
不動産業、物品賃貸業	777	85.5
学術研究、専門・技術サービス業	882	97.0
宿泊業、飲食サービス業	857	94.3
生活関連サービス業、娯楽業	873	96.0
教育、学習支援業	1,137	125.0
医療、福祉	1,034	113.7
複合サービス事業	901	99.2
サービス業	854	93.9



# 新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査票【事業所票】

新潟県統計報告  
登録第24-3号

(平成24年7月31日現在)

(※ この欄には記入しないでください。)

この調査票は、統計的に処理する以外の目的に使用することはなく、調査内容が外部に漏れることは一切ありませんので、個人情報  
は守られます。

事業所番号	市町村コード			産業分類			企業規模
1~4	5	6	7	8	9	10	11

「記入要領」をご参考の上、調査票をご記入ください。

※ 常用労働者9人以下の事業所は、回答の必要はありません。  
お手数ですが、右の「9人以下」の欄にチェックして、同封の返信用封筒で返送してください。  
なお、その旨各お問い合わせ先まで電話でご連絡いただいても結構です。

9人以下

### ◆ 調査票記入にあたってのお願い

- ・ 太枠で囲まれた部分が回答欄です。選択番号がある場合は、○で囲み空欄の場合は数字等を記入してください。
- ・ 調査事項は、特にことわりのない限り、7月31日現在の状況を回答してください。
- ・ ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れ、9月30日（日）までに投函してください。

## 1 企業全体の現況

企業全体の常用労働者数				
1	2	3	4	5
10 〽 29人	30 〽 49人	50 〽 99人	100 〽 299人	300 〽 人

資本金または出資金				
1	2	3	4	5
1,000万円 未満	1,000万円 〽 5,000万円未満	5,000万円 〽 1億円未満	1億円 〽 3億円未満	3億円 以上

《設問2以下は、企業全体ではなく貴事業所について記入してください。》

本社等で一括記入する場合でも、調査対象になっている事業所について記入してください。

## 2 事業所の現況

事業所名		
所在地	(〒 - )	
業種又は 主要製品名		
記入担当者	所 属 フリガナ	TEL FAX

労働組合の有無  1 ある  2 ない

	常用労働者数 ①+②+③	うち一般労働者数				うちパートタイム 労働者数		※ 派遣労働者数
		正社員数		その他		③	うち障害者数	
		①	うち障害者数	②	うち障害者数			
男 性	人	人	人	人	人	人	人	
女 性	人	人	人	人	人	人	人	
計	人	人	人	人	人	人	人	

※ 派遣労働者数は、派遣労働契約により派遣元会社から派遣されている労働者がいる場合に記入してください。

※ この設問2以外は、派遣労働者は含めず、常用労働者についてのみ記入してください。

### 3 初任給

平成24年度の新規学卒者の初任給額・採用者数を記入してください。

- 平成24年度、貴事業所に採用がなかった区分については空欄のままにしてください。
- 金額は、所定内賃金から、家族手当、住宅手当、食事手当、物価手当、通勤手当を除いた額を記入してください。

	事務・技術				生産			
高校卒				円				円
専門学校卒				円				円
短大卒 高専卒				円				円
	うち県外短大・高専出身者数→			人	うち県外短大・高専出身者数→			人
大学卒				円				円
	うち県外大学出身者数→			人	うち県外大学出身者数→			人
大学院卒 (修士課程修了)				円				円
	うち県外大学院出身者数→			人	うち県外大学院出身者数→			人

### 4 労働時間制度

#### (1) 1日・1週あたりの所定労働時間

複数の制度を採用している場合、または、日によって労働時間が異なる場合は、最も多くの労働者に、最も多く適用されている労働時間を記入してください。

① 1日 時間 分      ② 1週 時間 分

#### (2) 変形労働時間制を採用していますか。

1	採用している	→(3)へ
2	採用していない	→(4)へ

#### (3) 採用している形態を2つまで選択してください。

1	1ヶ月（4週間）単位の変形労働時間制
2	1年単位の変形労働時間制
3	フレックスタイム制
4	1週間単位の非定型的変形労働時間制 (30人未満の小売業、旅館、料理店、飲食店のみが該当)

#### (4) 以下の週休制の形態のうち、最も近いのはどれですか。（1つだけ○）

1年単位の変形労働時間制を採用している事業所は、「7 休日カレンダー」を選択してください。

1	2	3	4	5	6	7
完全週休2日制 (105日)	月3回週休2日制 (88日)	隔週週休2日制 (78日)	月2回週休2日制 (76日)	月1回週休2日制 (64日)	その他（週休1日半制、週休1日制等何らかの形での週休2日制でない場合）	休日カレンダー

※（ ）内は、年間週休数の目安

### 5 年間休日数

平成24年1月から12月までの1年間における休日数を記入してください。

- 調査期間のカレンダーは、記入要領（13ページ）を参照してください。
- 労働者の種類、職種などにより年間休日数が異なる場合は、最も多くの常用労働者に適用されるものを記入してください。

区 分		日数
週 休 日		
特別休日 (週休日を除く。)	国民の祝日(年末年始、ゴールデンウィーク期間を除く。)	
	年始期間の休日	
	ゴールデンウィーク期間の休日	
	夏季期間の休日	
	年末期間の休日	
	その他の休日	
年間休日数合計		

- ← 土日週休2日制を採用している場合  
H24年は105日
- ← 土日週休2日制を採用している場合  
H24年は7日(振替休日含む)
- ← 祝日を休日としている場合は、元日を含む
- ← 祝日を休日としている場合は、ゴールデンウィーク期間の祝日(振替休日)を含む
- ← 盆休み等の休日
- ← 会社創立記念日等

## 6 年次有給休暇

平成23年または平成23年度について記入してください。

〔記入方法〕

- ① 年休簿から労働者を抽出します。  
抽出の方法は、記入要領（5ページ）をご参照ください。
- ② 抽出した労働者について各個人の年休付与日数（前年の繰越分を除く）、年休取得日数をそれぞれ合計してください。

年休を付与されている 常用労働者数（抽出後）					人
年休付与日数の総計 （前年繰越分を除く）					日
年休取得日数の総計					日

## 7 特別休暇制度

年次有給休暇とは別に、下記のような特別休暇制度を導入していますか。

- ・ 労働契約・就業規則等に定めていない場合や、無給の場合も含みます。導入しているものすべてに○。

1	夏季休暇	4	ボランティア休暇
2	病気休暇	5	教育訓練休暇（自己啓発のための休暇）
3	リフレッシュ休暇	6	その他 具体例

慶弔休暇（結婚、妻の出産、忌引） ・ 誕生日、記念日  
子どものイベント ・ （ ）

↑ 該当するものに○印を付けてください。

## 8 育児休業制度

(1) 育児休業制度を労働協約・就業規則等に定めてありますか。

1	ある	→ (2)へ
2	ない	→ 「9 介護休業制度」へ

(2) 取得可能な休業期間はいつまでですか。

1	1歳6か月まで(法定どおり)
2	1歳6か月超 2歳に達するまで
3	2歳超 3歳に達するまで
4	3歳超 小学校就学まで
5	その他 ( )

(3) 育児休業中の賃金の支払い状況をお答えください。

※ 雇用保険の育児休業給付金は除きます。

1	支給あり
2	支給なし

(4) 育児休業制度の利用状況についてお尋ねします。（いない場合は「0」を記入してください。）

① 「出産者」 平成23年7月1日から平成24年6月30日までに子どもが生まれた労働者(男性の場合は配偶者が出産した場合)の数を記入してください。

② 「取得者」 ①のうち、平成23年7月1日から平成24年6月30日までに育児休業を開始した者の数を記入してください。（育児休業の申し出をしている者を含む）

出産者	女性		男性	
		人		人
取得者	女性		男性	
		人		人

## 9 介護休業制度

(1) 介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてありますか。

1	ある	→ (2)へ
2	ない	→ 「10 仕事と家庭の両立のための支援制度」へ

(2) 取得可能な休業期間はいつまでですか。

1	通算93日まで（法定どおり）
2	93日を超え6ヵ月以内
3	6ヵ月を超え1年未満
4	1年以上
5	その他 ( )

(3) 介護休業中の賃金の支払い状況をお答えください。

※ 雇用保険の介護休業給付金は除きます。

1	支給あり
2	支給なし

(4) 平成23年7月1日から平成24年6月30日までの介護休業の取得者数を記入してください。  
(いない場合は、「0」を記入してください。)

女性			男性		
		人			人

### 10 仕事と家庭の両立のための支援制度

労働協約・就業規則等に定めていない場合も含みます。

(1) 働きながら、育児・介護する従業員に対する支援制度はありますか。

1	ある	→ (2)へ
2	ない	→ 「11 賃金の支払い形態」へ

(2) どのような制度がありますか。

育児・介護、それぞれ採用しているものに○

・ 「6 男性の育児参加のための休暇」に該当する場合は、平成23年または平成23年度について取得者の人数を記載してください。

育児	介護	
1	1	短時間勤務制度
2	2	フレックスタイム制度
3	3	始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ
4	4	経費の援助措置
5	5	再雇用制度
6	6	所定外労働の免除
7	7	転勤・配置転換の際の配慮
8	8	子の看護休暇制度／介護休暇制度
9		男性の育児参加のための休暇 取得者数→ <input type="text"/> 人
10		事業所内託児所

←育児休業とは別の、有給又は無給の休暇制度をいいます。

### 11 賃金の支払い形態

賃金の支払い形態別の常用労働者数を記入してください。

- ・ 合計の人数は1ページ目の「2 事業所の現況」の常用労働者数と一致します。
- ・ 派遣労働者は含めないでください。
- ・ 「日給月給制（欠勤その他労働しなかった日数分だけ賃金を差し引くという形の月給制）」は「月給制」に該当します
- ・ 「4 年棒制」の場合は、対象者の職種を記入してください。

1 時給制	2 日給制	3 月給制	4 年棒制	5 その他	対象者の職種
					( )

ご協力ありがとうございました。  
「個人票」のご記入もお願い致します。

新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査票【個人票】

(平成24年7月31日現在)

「記入要領」をご参考の上、調査票をご記入ください。

(※この欄には記入しないでください。)

1 事業所番号				2 市町村コード			3 産業分類			4 企業規模
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

この調査票は、統計的に処理する以外の目的に使用することはない、調査内容が外部に漏れることは一切ありませんので、個人情報は守られます。

・記入の対象は、企業全体ではなく、貴事業所分のみです。

【この個人票に記入する常用労働者の選び方】	常用労働者数	抽出割合	記入労働者の選び方
貴事業所の賃金台帳等の常用労働者の中から右の表の基準に従って選んでください。ただし、次に該当する者は除きます。	10～29人	1/1	全員記入
・重役、理事等(一般の労働者と同じ規定により給与を受けている者は除かない)	30～59人	1/2	2人目ごとに記入
・医師、歯科医師、獣医師	60～99人	1/3	3人目ごとに記入
・出勤日数18日未満の一般労働者(パートタイム労働者は10日未満)	100～199人	1/4	4人目ごとに記入
	200～299人	1/6	6人目ごとに記入
	300～499人	1/8	8人目ごとに記入(最高60人まで)
	500人以上	1/10	10人目ごとに記入(最高90人まで)

5 ※労働者番号 (記入しないでください)	6 性別 (どちらか一方に○)	7 年齢 (1年未満切り捨て)	8 勤続年数 (1年未満切り捨て)	9 就業形態 (該当する番号に○)	10 最終学歴 (該当する番号に○)	11 労働者の職種 (該当する番号に○)	12 7月分の実労働日数	7月分の総実労働時間数						7月分の賃金支給総額																		
								13 所定内労働時間数			14 所定外労働時間数			15 所定内賃金額 【各種控除前の金額】						16 所定外賃金額 (超過勤務手当)												
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	
		1	歳	年			日						時間			時間									円							円
		2	歳	年			日						時間			時間									円							円
		3	歳	年			日						時間			時間									円							円
		4	歳	年			日						時間			時間									円							円
		5	歳	年			日						時間			時間									円							円
		6	歳	年			日						時間			時間									円							円
		7	歳	年			日						時間			時間									円							円
		8	歳	年			日						時間			時間									円							円
		9	歳	年			日						時間			時間									円							円
		0	歳	年			日						時間			時間									円							円
		1	歳	年			日						時間			時間									円							円
		2	歳	年			日						時間			時間									円							円
		3	歳	年			日						時間			時間									円							円
		4	歳	年			日						時間			時間									円							円
		5	歳	年			日						時間			時間									円							円
		6	歳	年			日						時間			時間									円							円
		7	歳	年			日						時間			時間									円							円
		8	歳	年			日						時間			時間									円							円
		9	歳	年			日						時間			時間									円							円
		0	歳	年			日						時間			時間									円							円

# 付 属 統 計 表

男女及び年齢段階別勤務年数・月間実労働日数・月間実労働時間数・月間賃金額（就業形態別）

一 般 勞 働 者 調 査 産 業 計

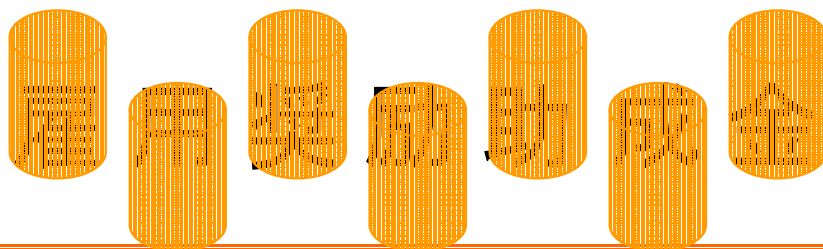
区 分	集 計 勞働者 数	勤 年 続 数	月 間 実労働 日 数	月間実労働時間数			月間賃金額		
				計	所定内	所定外	計	所定内	所定外
	人	年	日	時間	時間	時間	円	円	円
規 模 計	14,636	12.4	21.8	176.6	165.5	11.1	284,889	266,237	18,653
～17歳	1	1.0	23.0	176.0	172.0	4.0	151,700	147,200	4,500
18～19	96	0.4	22.0	176.6	167.8	8.8	176,896	165,952	10,944
20～24	1,021	1.8	21.7	176.7	165.1	11.5	196,380	181,268	15,111
25～29	1,614	4.3	21.7	178.2	165.6	12.6	225,993	207,053	18,940
30～34	1,723	7.1	21.8	179.3	165.5	13.8	255,433	233,240	22,193
35～39	2,192	10.7	21.8	179.1	166.1	13.0	286,733	264,237	22,495
40～44	2,026	13.3	21.9	178.1	166.0	12.1	309,179	286,950	22,229
45～49	1,696	15.7	21.8	176.4	165.8	10.5	320,474	301,465	19,009
50～54	1,610	18.8	21.8	173.7	164.6	9.1	337,512	320,284	17,229
55～59	1,502	21.6	21.8	173.7	165.4	8.3	328,710	314,352	14,357
60～64	944	18.7	21.7	170.8	163.8	7.0	269,544	258,962	10,582
65～	211	18.4	22.0	172.3	165.6	6.8	270,783	262,107	8,676
男 子 計	10,202	13.4	22.0	180.8	167.4	13.4	311,146	288,252	22,894
～17歳	1	1.0	23.0	176.0	172.0	4.0	151,700	147,200	4,500
18～19	61	0.3	22.2	180.4	169.0	11.4	187,802	173,883	13,919
20～24	554	2.0	21.9	182.1	165.8	16.3	209,567	187,557	22,010
25～29	1,002	4.3	21.9	184.2	168.2	16.0	240,697	216,422	24,275
30～34	1,206	7.2	22.0	183.9	167.0	17.0	273,111	245,438	27,673
35～39	1,585	10.8	22.1	183.7	168.1	15.6	306,398	279,039	27,359
40～44	1,461	13.9	22.1	182.5	168.1	14.4	335,128	308,440	26,688
45～49	1,172	17.1	22.1	180.9	168.1	12.8	356,310	333,135	23,175
50～54	1,170	20.3	21.9	176.9	166.3	10.5	371,647	351,236	20,410
55～59	1,073	22.7	22.0	177.1	167.3	9.8	364,069	346,862	17,208
60～64	744	18.9	21.8	173.9	165.9	8.0	283,221	270,778	12,443
65～	173	16.6	22.0	173.5	165.8	7.7	271,704	261,881	9,823
女 子 計	4,434	10.3	21.4	167.0	161.1	5.8	224,477	215,582	8,895
～17歳	—	—	—	—	—	—	—	—	—
18～19	35	0.5	21.8	170.0	165.7	4.3	157,888	152,129	5,759
20～24	467	1.6	21.6	170.3	164.4	5.9	180,735	173,808	6,928
25～29	612	4.2	21.4	168.6	161.4	7.2	201,919	191,713	10,206
30～34	517	6.8	21.4	168.6	162.2	6.4	214,196	204,785	9,411
35～39	607	10.3	21.2	167.3	160.9	6.5	235,383	225,588	9,795
40～44	565	11.6	21.5	166.7	160.5	6.1	242,080	231,380	10,700
45～49	524	12.6	21.3	166.2	160.8	5.4	240,323	230,631	9,692
50～54	440	14.9	21.4	165.4	159.9	5.5	246,746	237,978	8,768
55～59	429	18.9	21.4	165.0	160.5	4.4	240,269	233,041	7,228
60～64	200	17.9	21.5	159.2	156.0	3.2	218,663	215,008	3,655
65～	38	26.9	21.8	167.1	164.4	2.7	266,593	263,139	3,455



パートタイム労働者 調査産業 計

区 分	集 計 労働者 数	勤 年 続 数	月 間 実労働 日 数	月間実労働時間数			月間賃金額		
				計	所定内	所定外	計	所定内	所定外
	人	年	日	時間	時間	時間	円	円	円
規 模 計	3,155	6.0	19.7	111.5	109.4	2.2	101,581	99,444	2,137
～17歳	23	0.6	15.9	71.3	71.3	0.0	52,920	52,920	0
18～19	80	0.6	15.6	74.8	72.0	2.8	62,174	59,836	2,338
20～24	225	1.4	17.6	103.6	100.5	3.1	89,763	86,573	3,191
25～29	211	2.6	19.7	126.1	121.5	4.5	114,137	109,537	4,599
30～34	221	3.5	19.5	119.0	116.2	2.8	109,560	107,000	2,560
35～39	295	3.7	19.7	113.2	110.8	2.4	101,742	99,408	2,333
40～44	340	4.5	20.1	116.9	114.3	2.6	107,292	104,981	2,311
45～49	351	6.7	19.9	113.2	111.7	1.5	104,576	103,224	1,352
50～54	370	7.3	20.1	112.9	111.2	1.7	103,281	101,459	1,822
55～59	404	9.3	20.6	112.6	111.0	1.7	102,600	100,869	1,731
60～64	398	8.8	20.3	109.1	107.6	1.5	99,735	98,021	1,714
65～	237	9.7	19.7	103.2	102.0	1.2	98,084	96,830	1,254
男 子 計	602	5.3	19.1	120.2	115.8	4.4	113,813	109,237	4,576
～17歳	7	0.6	18.3	76.1	76.1	0.0	57,992	57,992	0
18～19	42	0.6	15.8	80.0	76.1	3.9	65,489	62,594	2,896
20～24	97	1.4	17.1	103.4	100.8	2.6	86,955	84,533	2,422
25～29	60	2.7	19.5	131.1	124.7	6.4	116,961	110,309	6,651
30～34	37	2.8	20.2	140.3	132.1	8.2	130,181	122,162	8,019
35～39	37	4.5	20.6	139.3	129.4	9.9	132,473	121,305	11,168
40～44	25	4.2	21.5	150.2	135.8	14.4	153,973	142,022	11,950
45～49	20	6.0	20.0	124.4	122.2	2.2	142,354	140,007	2,347
50～54	19	3.7	18.7	124.3	117.7	6.6	126,548	117,951	8,598
55～59	31	7.7	20.8	138.4	133.7	4.7	136,384	130,972	5,412
60～64	115	8.5	19.9	122.6	120.1	2.5	119,456	116,413	3,043
65～	112	9.7	18.9	118.1	116.0	2.1	117,165	114,822	2,343
女 子 計	2,553	6.1	19.9	109.5	107.9	1.6	98,696	97,134	1,562
～17歳	16	0.6	14.9	69.3	69.3	0.0	50,702	50,702	0
18～19	38	0.6	15.3	69.1	67.5	1.6	58,510	56,789	1,721
20～24	128	1.5	18.1	103.8	100.2	3.5	91,892	88,119	3,773
25～29	151	2.6	19.7	124.1	120.3	3.8	113,015	109,230	3,784
30～34	184	3.6	19.4	114.8	113.0	1.7	105,414	103,951	1,463
35～39	258	3.5	19.6	109.5	108.1	1.3	97,334	96,268	1,066
40～44	315	4.5	20.0	114.3	112.6	1.7	103,588	102,042	1,546
45～49	331	6.7	19.9	112.6	111.1	1.5	102,294	101,001	1,292
50～54	351	7.4	20.1	112.3	110.9	1.4	102,021	100,566	1,455
55～59	373	9.4	20.6	110.5	109.1	1.4	99,792	98,367	1,425
60～64	283	8.9	20.5	103.6	102.5	1.1	91,721	90,547	1,174
65～	125	9.7	20.3	89.9	89.6	0.4	80,988	80,710	279

## 障がい者の雇用の促進と職業の安定を図るために…



事業主の  
みなさまへ

のご案内

### 新潟市障がい者雇用奨励金制度

新潟市民である障がい者を、公共職業安定所等の紹介により雇用し、国等の助成金制度（特定求職者雇用開発助成金、職場適応訓練費）の支給対象となり、その支給対象期間経過後も引き続き常用労働者（注）として雇用する場合に、市が事業主に対して助成金を支給する制度です。

（注）「1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の短時間労働者」を含む。

### お気軽に障がい者職業アドバイザーをご利用ください

- 障がい者を雇用している事業所を訪問して、障がい者の職場定着への諸問題について相談をお受けします。
- 障がい者の就職にあたっての諸問題の解決や、求職手続き（国の機関への取次ぎ）等について相談をお受けします。  
なお、障がい者のご家族の代理相談もお受けします。
- 雇用主等に対して障がい者の雇用の方法、助成金等について相談をお受けします。

### お問い合わせ先

新潟市 経済・国際部 雇用対策課

〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1 新潟市役所 第1分館3階

電話 025-226-1643（雇用対策課） 内線 31645

新潟市役所

## 雇用奨励助成金の交付

### 交付申請の手続きは

国等の助成金の支給対象期間経過後も引き続き常用労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇用した場合、対象となります。

手続きについては、引き続き雇用した日から6ヶ月経過後に申請してください。

### 交付対象期間の始期は

国等の助成金の支給対象期間経過後の最初の月からです。

### 金額・交付期間

- (1) 重度障がい者及び、その他の障がい者のうち45歳以上の者

1人月額 10,000円を 12ヶ月

- (2) その他の障がい者及び(1)に該当する者のうち短時間労働者

1人月額 5,000円を 6ヶ月

### 提出書類

- (1) 新潟市障がい者雇用奨励助成金交付申請書

- (2) 国等の助成金の支給決定通知書(写)

又は、職場適応訓練実施決定通知書(写)

### 提出期限

国等の助成金の支給対象期間経過後、最初の月から6ヶ月経過後の1ヶ月以内です。

なお、上記、金額・交付期間の(1)に該当する者は6ヶ月ごとに2回提出してください。

### 交付方法

交付決定通知書でお知らせするとともに、申請者が指定した金融機関の預金口座に振り込みます。

# 平成 25 年度新潟市障がい者多数雇用事業者優遇制度の



登録事業者を募集しています！



4 月から制度内容の一部を改正します。

## 1. 障がい者多数雇用事業者優遇制度とは？

障がい者の雇用の促進とその職業の安定を図るため、障がい者を多く雇用する新潟市内の事業者に対し、市が行う物品等の調達を積極的に行う制度です。

## 2. 対象となる調達

市が発注する製造の請負，財産の買入れ及び役務の提供の調達  
(建設工事関係のものは含まれません)

## 3. 登録企業のメリットは？

### (1) 随意契約

市で随意契約を行う場合、「障がい者多数雇用事業者」を契約の相手方とするよう努めます。

#### ① 随意契約できる額

- ・ 製造の請負 250 万円
- ・ 財産の買入れ（物品購入含む） 160 万円
- ・ 役務の提供 100 万円

#### ② 1つの「障がい者多数雇用事業者」が登録できる物品・役務の数

障害者雇用促進法に基づく障がい者数の割合	うち重度障がい者及び精神障がい者の占める割合	登録できる品目数 (物品・役務)
4.0%以上8.0%未満		いずれか1品目まで
8.0%以上16.0%未満	1/2未満	いずれか1品目まで
	1/2以上	合わせて2品目まで
16.0%以上	1/2未満	合わせて2品目まで
	1/2以上	合わせて3品目まで

例) 物品 → 封筒製造印刷, 印章・ゴム印, 介護用品 など

役務 → クリーニング, 廃棄物収集運搬 など

### (2) 指名競争入札

市で指名競争を行う場合、指名業者に「障がい者多数雇用事業者」を追加選定するよう努めます。

(3) 市のホームページで、「障がい者多数雇用事業者」の名簿及び発注額を公表します。

#### 4. 平成 25 年 4 月からの「障がい者多数雇用事業者」の登録要件とは？

次のいずれにも該当する事業者です。

改正前	改正後【平成 25 年 4 月から】
(1)新潟市競争入札参加者名簿に登載されていること	(1)新潟市競争入札参加者名簿に登載されていること
(2)市内に <b>本店</b> を有する中小企業者であること	(2)市内に <b>事業所</b> を有する中小企業者であること <b>※本店、支店を問いません。</b>
(3)障がい者の法定雇用率に違反していないこと	(3)障がい者の法定雇用率に違反していないこと
(4)過去 1 年間、市内の事業所で雇用する障がい者の雇用率が原則 <b>3. 6%以上</b> 、かつ 2 人以上の雇用があること	(4)過去 1 年間、市内の事業所で雇用する障がい者の雇用率が原則 <b>4. 0%以上</b> 、かつ 2 人以上の雇用があること  <b>※平成 25 年 4 月から、障がい者の法定雇用率が 1. 8%から 2. 0%に引き上げられることに伴う改正</b>  <b>※平成 25 年 3 月までの雇用率は、改正前のものを適用します。</b>

#### 5. 登録申請

平成 25 年度分の登録申請を受け付けています。希望者は、申請書に必要書類を添えて、下記問い合わせ先へ提出してください。（郵送可）

結果については、内容を審査し、後日文書にて通知します。

#### 6. 登録の有効期限は？

登録日の属する年度の 3 月 31 日まで

ただし、3 月中に申請した場合は、翌年の 3 月 31 日まで

#### 7. 問い合わせ先

新潟市経済・国際部雇用対策課

電話：025-226-1643（直通）

E-mail：koyo@city.niigata.lg.jp

**4月から、問い合わせ先が、下記のとおり、変更になります。**

新潟市福祉部障がい福祉課

電話：025-226-1239（直通）

E-mail：shogai.wl@city.niigata.lg.jp

.....  
各種様式などは、市ホームページからご覧いただけます。

新潟市 障がい者多数雇用事業者

検索





# 男の育休に奨励金

お父さんも育児休業を！！

男性が子育てに積極的に関われる職場づくりを応援します。

新潟市内の中小企業に勤務する男性労働者が育児休業を取得した場合、その事業主とご本人に奨励金を支給します。

これは、男性が積極的に子育てに関わることにより、働き方の見直しにつなげ、男女ともに仕事と家庭生活のよりよいバランスをとってもらうことを目的としています。

## 対象者と支給額

10日以上育休を取得した男性労働者

5万円

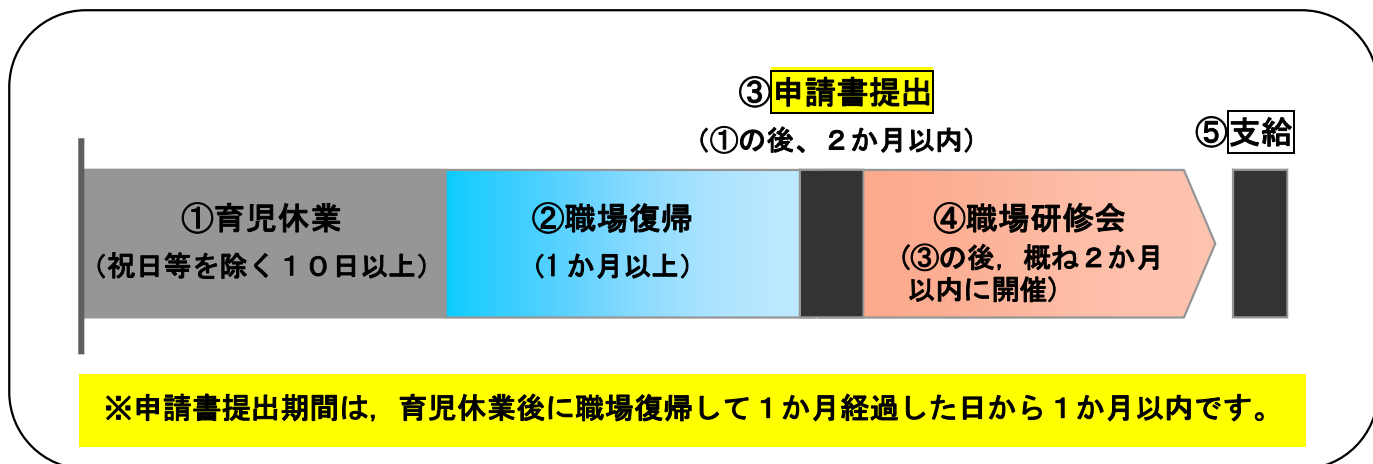
上記労働者を雇用する事業主（1回限り）

20万円

## 条件

- 1 新潟市内に本社又は事務所を置く、常用雇用者が300人以下の中小企業等であること  
(国・地方公共団体及び国，地方公共団体から一定以上の出資又は補助金を受けている法人を除く)
- 2 雇用保険の適用事業主であり、労働基準法に基づく就業規則等に育児休業制度を設けていること
- 3 上記に雇用されている新潟市内在住の男性労働者が、その養育する3歳未満の子に対して連続する10日以上育休を取得し、職場復帰後1か月以上勤務していること
- 4 800字程度の育児休業体験記を提出すること
- 5 市が行う啓発活動に協力すること。また、市が行う男女共同参画推進に関する職場研修会を実施すること
- 6 市税の未納がないこと

## 支給までの流れ



## 必要書類

下記の書類をそろえ、お申込ください。

- 「奨励金支給申請書兼実績報告書」
- 育児休業体験記（800字程度）
- 雇用保険適用事業所設置届及び雇用保険被保険者証の写し
- 育児休業に関する就業規則等の写し
- 育児休業申出書の写し
- 育児休業取得状況が確認できるもの（対象となる男性労働者の出勤簿の写し等）
- 休業取得者が新潟市内在住であること及び親子関係を証明できるもの
- 制度融資用納税証明書（本人及び事業主）※証明書を請求する際は、下記にご注意ください。

・法人の証明が必要な方は、代表者印を押印した申請書または委任状が必要です。

・同居親族以外の代理申請は委任状が必要です。委任者が署名押印した委任状が必要です。

### 問合せ・申請先

#### 新潟市男女共同参画課

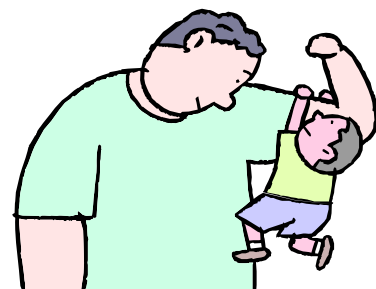
〒951-8550 新潟市中央区学校町通 1-602-1

Tel: 025-226-1061

Fax: 025-228-2219

E-mail: danjo@city.niigata.lg.jp

URL: <http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/danjo/ikukyu.html>



一人ひとりが働きやすく住みやすい新潟のために




# 企業ガイドブックにいがた

# 2014

NIIGATA CITY



## 特集 ～先輩・人事担当者からのメッセージ～

先輩から ▶▶ この企業に決めた!

▶▶ 職場の雰囲気はこんな感じ♪

人事から ▶▶ こんな人を求めています!



### Uターン・Iターンなど

- ▶ 株式会社 イーエムエス新潟
- ▶ 株式会社 ウオロク
- ▶ 株式会社 中条エンジニアリング
- ▶ 新潟県商工会連合会
- ▶ 新潟県信用保証協会
- ▶ 公益財団法人 新潟県保健衛生センター

### 地 元

- ▶ 社会福祉法人 愛宕福祉会
- ▶ 株式会社 イシカワ
- ▶ 社会福祉法人 いじみの福祉会
- ▶ 株式会社 ウェルライフ新潟
- ▶ 株式会社 キャリアステーション
- ▶ 株式会社 熊谷
- ▶ コンピュートロン 株式会社 新潟支店
- ▶ 社会福祉法人 新潟カリタス会 新潟天使園
- ▶ 株式会社 はあとふるあたご
- ▶ 有限会社 ホテル摩周
- ▶ 有限会社 みやけ食品 新潟営業所
- ▶ 社会福祉法人 吉田福祉会
- ▶ ONE&PEACE 株式会社





# 「企業ガイドブックにいがた」のリニューアルについて

このたび、従来の「企業ガイドブック」を刷新し、このパンフレットにある二次元コードから、スマートフォンを活用したアプローチにより、すぐに知りたい企業の採用情報や就職に役立つ情報を満載したサイトに直接アクセスできるよう、特に就職を控えた学生の皆さんのニーズに沿ったカタチでリニューアルしました。ハローワーク新潟・新発田・新津・巻管内の企業情報と、そこで活躍する先輩方、人事担当の方たちからの興味深いメッセージなどを掲載していますので、このガイドブックを積極的に活用し、皆さんの個性と才能を発揮できる場を見つけてもらいたいと思います。

## ▶▶▶ 企業情報一覧

NIIGATA CITY



### > 建設業

Construction

<b>株式会社 イシカワ</b> 新潟市秋葉区大蔵738-1 TEL0250-22-2000 FAX0250-22-0901		<b>株式会社 小林組</b> 阿賀野市曾郷302 TEL0250-67-2341 FAX0250-67-2700	
<b>株式会社 シー・アイ・シー</b> 新潟市西区新田709-1 TEL025-239-5001 FAX025-239-5002		<b>高橋土建 株式会社</b> 胎内市関沢37-1 TEL0254-43-3078 FAX0254-43-5469	
<b>株式会社 皆川組</b> 新潟市北区名目所2-1504 TEL025-259-2020 FAX025-259-2270			

### > 製造業

Manufacturing

<b>株式会社 アドヴァンス</b> 新潟市中央区川岸町3-17-22 TEL025-233-4136 FAX025-233-4156		<b>株式会社 熊谷</b> 新潟市中央区東大通2-3-10 TEL025-244-5161 FAX025-243-0512	
<b>株式会社 第一印刷所</b> 新潟市中央区和合町2-4-18 第一和合ビル TEL025-382-7400 FAX025-382-7415		<b>タンレイ工業 株式会社</b> 新発田市佐々木2928-1 TEL0254-27-4707 FAX0254-27-3593	
<b>THK新潟 株式会社</b> 阿賀野市保田字中山5836 TEL0250-68-3482 FAX0250-68-3486		<b>株式会社 中条エンジニアリング</b> 胎内市富岡46-1 TEL0254-46-5561 FAX0254-46-3885	
<b>株式会社 ナカシヨク</b> 新発田市日渡170 TEL0254-27-2200 FAX0254-27-5155		<b>新潟染工 株式会社</b> 五泉市木越1600番地 TEL0250-42-5101 FAX0250-43-3848	
<b>株式会社 新潟パンチング</b> 五泉市寺沢3-1-50 TEL0250-42-2034 FAX0250-41-1132		<b>日佑電子 株式会社</b> 新潟市秋葉区朝日78 TEL0250-22-2111 FAX0250-24-7677	
<b>日軽新潟 株式会社</b> 新潟市北区太郎代1572-19 TEL025-255-3141 FAX025-255-3064		<b>株式会社 堀川</b> 北蒲原郡聖籠町位守町160-19 TEL025-256-4321 FAX025-256-2557	

## > 製造業

## Manufacturing

有限会社 みやけ食品 新潟営業所  
新潟市江南区亀田大月3-8-3  
TEL025-382-5138 FAX025-382-6445



株式会社 リリー  
新潟市東区豊3-3-48  
TEL025-273-1166 FAX025-273-1169



## > 卸・小売業

## Wholesale & Retail Trade

株式会社 ウオロク  
新潟市中央区鏡2-14-13  
TEL025-246-6126 FAX025-248-5411



神山物産 株式会社  
新潟市西区流通センター3-3-2  
TEL025-260-4226 FAX025-260-4102



昭栄産業 株式会社  
新潟市中央区鏡西2-29-12  
TEL025-241-6211 FAX025-241-6217



昭和電機産業 株式会社  
長野市三輪荒屋1154  
TEL026-243-0146 FAX026-243-5150



株式会社 高助  
新潟市中央区礎町通四ノ町2100  
TEL025-222-7161 FAX025-222-7160



株式会社 田中石油  
新潟市中央区山ニツ3丁目33-11  
TEL025-286-6151 FAX025-286-7621



新潟サンリン 株式会社  
新潟市中央区東出来島11-18  
TEL025-285-2130 FAX025-285-5330



新潟日産自動車 株式会社  
新潟市東区榎町75  
TEL025-273-3171 FAX025-275-5225



山津水産 株式会社  
新潟市江南区茗荷谷711  
TEL025-257-6630 FAX025-257-6748



株式会社 吉運堂  
新潟市南区戸頭1347-1  
TEL025-372-1138 FAX025-372-1155



ONE&PEACE 株式会社  
新潟市南区大通黄金3-1-26  
TEL025-362-0330 FAX025-362-0321



## > 金融・保険業

## Financing & Insurance

株式会社 大光銀行  
長岡市大手通1-5-6  
TEL0258-36-4111 FAX0258-37-5564



株式会社 第四銀行  
新潟市中央区東堀前通七番町1071-1  
TEL025-222-4111 FAX025-222-2061



新潟県信用組合  
新潟市中央区営所通一番町302-1  
TEL025-228-4111 FAX025-228-0918



新潟県信用保証協会  
新潟市中央区川岸町1-47-1  
TEL025-267-1311 FAX025-267-7112



## > 運輸業

## Transport

東部運送 株式会社  
新潟市秋葉区川口580-21  
TEL0250-22-4151 FAX0250-25-1560



株式会社 リンコーコーポレーション  
新潟市中央区万代5-11-30  
TEL025-245-4113 FAX025-248-4113



## > 情報・通信業

## Information & Communication

株式会社 アルコン  
新潟市中央区天神1-13-5  
TEL025-249-0248 FAX025-249-0212



株式会社 イーエムエス新潟  
新潟市中央区本町通七番町1153 新潟本町通ビル9F  
TEL025-223-5111 FAX025-364-0086



コンピュータロン 株式会社 新潟支店  
新潟市中央区笹口1-19-24 アテーナビル  
TEL025-247-5911 FAX025-247-6121



システムリサーチ 株式会社  
新潟市中央区紫竹山6-9-17  
TEL025-243-7851 FAX025-245-3400



> 情報・通信業

Information & Communication

株式会社 スペースアルファシステム  
新潟市中央区東万代町1-22  
TEL025-244-8844 FAX025-244-8845



北陸電々株式会社  
新潟市中央区大島3番地1  
TEL025-284-2151 FAX025-285-7355



株式会社 メビウス  
新潟市中央区天神1-12-3  
TEL025-242-3123 FAX025-242-3121



> サービス業

Services

社会福祉法人 愛宕福祉会  
新潟市北区松潟1510  
TEL025-258-6111 FAX025-258-0020



ALSOK新潟総合警備保障株式会社  
新潟市東区小金町1-17-20  
TEL025-274-1965 FAX025-271-3445



社会福祉法人 いじみの福祉会  
新発田市岡田1746-1  
TEL0254-20-3800 FAX0254-20-3550



株式会社 ウェルライフ新潟  
新潟市西区善久823  
TEL025-377-1548 FAX025-377-1501



開発技建株式会社  
新潟市中央区紫竹山7-13-16  
TEL025-245-7131 FAX025-245-7132



社会福祉法人 かえつ福祉会  
新潟市秋葉区東金沢1459-5  
TEL0250-22-4877 FAX0250-24-5150



株式会社 キャリアステーション  
新潟市中央区上大川前通6番町1214-2 大同生命新潟ビル5F  
TEL025-229-4171 FAX025-229-4172



社会福祉法人 桜井の里福祉会  
弥彦村大字麓3036  
TEL0256-94-3939 FAX0256-94-2552



社会福祉法人 新潟カリタス会 新潟天使園  
新潟市西区青山6-10-15  
TEL025-266-6253 FAX025-266-6320



新潟県商工会連合会  
新潟市中央区新光町7-2  
TEL025-283-1311 FAX025-285-1252



公益財団法人 新潟県保健衛生センター  
新潟市中央区白山浦2-180-5  
TEL025-267-8191 FAX025-232-0891



株式会社 はあとふるあたご  
新潟市中央区新島町通三ノ町2284  
TEL025-228-5000 FAX025-228-4000



有限会社 ホテル摩周  
新発田市月岡温泉654-1  
TEL0254-32-2131 FAX0254-32-2230



社会福祉法人 吉田福祉会  
燕市吉田法花堂740  
TEL0256-92-3339 FAX0256-93-5300



特集 新潟での就職のことを知る!

①先輩・人事担当者からのメッセージ

社会人になるってこんなこと  
新潟の企業があなたを待っています



②就職の心得

就職活動のすすめ方など  
就職活動前に心得ておきたい事



③お役立ち情報

就職活動に  
役立つ情報が満載



④求人事情、暮らし事情

数値で見た  
暮らしやすい新潟!



お問い合わせ

新潟市雇用促進協議会 新潟市役所 経済・国際部雇用対策課  
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1  
TEL (025)226-1643(直通)/FAX (025)228-1611

企業ガイドブックにいがた2014  
ホームページ

<http://www.niigata-kigyuu.com>

